

弁理士の日々 2

2006.06.01 - 2006.08.30 内藤俊太
<http://blog.goo.ne.jp/bongore789>

弁理士の日々 2

内藤俊太

2006.06.01 - 2006.08.30

<http://blog.goo.ne.jp/bongore789>

第2巻

2006/6/1～2006/8/30

2006年1月に始めたブログは、7月まで1日1件のアップで頑張りましたが、とうとう息切れし、8月からは週4件のアップにペースダウンしました。

それでも続いています。

2007年10月

内藤俊太

目次

2006・06・01 (木)	機能的クレームと利用発明	1
2006・06・02 (金)	特攻の論理	5
2006・06・03 (土)	意匠法等の一部を改正する法律	8
2006・06・04 (日)	はやぶさとイトカワ	9
2006・06・05 (月)	僕らにはガモフがあった	12
2006・06・06 (火)	サッカー対マルタ戦	15
2006・06・07 (水)	弁理士試験制度	18
2006・06・08 (木)	弁理士試験制度(2)	21
2006・06・09 (金)	IPDLの有料化	24
2006・06・10 (土)	弁理士試験制度(3)	27
2006・06・11 (日)	男と女の生産性	30
2006・06・12 (月)	年齢・性別と人殺し比率の関係	32
	サッカー対オーストラリア戦直前	34
2006・06・13 (火)	対オーストラリア戦終了	36
	一夜明けて	36
2006・06・14 (水)	すばる望遠鏡の観測結果	42
2006・06・15 (木)	裁判所の意見(特技懇)	44
2006・06・16 (金)	訂正審判の運用の変更	48
2006・06・17 (土)	裁判所の意見(特技懇)(2)	52
	プログテンプレートの変更	56
2006・06・18 (日)	フィルム絶対主義	58
	表紙の作成	60
2006・06・19 (月)	対クロアチア戦	62
2006・06・20 (火)	決定力不足	64
2006・06・21 (水)	審査期間短縮対策案	69
2006・06・22 (木)	先使用权に対する誤解	71

2006・06・23 (金)	先使用権制度ガイドライン	73
2006・06・24 (土)	佐藤優氏控訴審に東郷和彦氏出廷	76
2006・06・25 (日)	対ブラジル戦	83
	戦いすんで・・・	85
2006・06・26 (月)	知財学会セッション「進歩性」	88
2006・06・27 (火)	平成18年度法改正説明会テキスト	98
2006・06・28 (水)	PCT国内移行後の処理開始時期(4)	102
2006・06・29 (木)	第2回弁理士制度小委員会	105
2006・06・30 (金)	スライディングタックル	109
2006・07・01 (土)	二人で紡いだ物語	111
2006・07・02 (日)	知的財産政策部会で進歩性判断に関する検討 開始	115
2006・07・03 (月)	特許調査(応用編)	117
2006・07・04 (火)	進歩性の判断(特許調査)	120
2006・07・05 (水)	中田英寿の引退	123
2006・07・06 (木)	ヒデの理解者たち	127
2006・07・07 (金)	サニーサイドアップという会社	130
2006・07・08 (土)	人物で語る物理入門(上・下)	131
2006・07・09 (日)	ジーコ・ジャパン大惨敗の教訓	137
2006・07・10 (月)	固定電話の基本料金	140
2006・07・11 (火)	第2回弁理士制度小委員会(2)	143
2006・07・12 (水)	第2回弁理士制度小委員会(3)	147
2006・07・13 (木)	日本代表は全力で戦ったか	149
2006・07・14 (金)	パル判決書と朝日新聞	152
2006・07・15 (土)	歴史教科書について	157
2006・07・16 (日)	神戸大特許事件	162
2006・07・17 (月)	対北朝鮮国連安保理決議	169

2006・07・18 (火)	人体 失敗の進化史	173
2006・07・19 (水)	産業構造審議会 第8回知的財産政策部会	177
2006・07・20 (木)	特定侵害訴訟代理業務の研修・試験	179
2006・07・21 (金)	昭和天皇のお言葉	183
2006・07・22 (土)	神田川と善福寺川	188
2006・07・23 (日)	平成18年法改正説明会	191
2006・07・24 (月)	資格マニア	196
2006・07・25 (火)	モールス通信	201
2006・07・26 (水)	モールスで世界と交信	204
2006・07・27 (木)	フォネティックコード	207
2006・07・28 (金)	杉並区の道路	211
2006・07・29 (土)	昨日の業務	214
2006・07・31 (月)	数値限定発明と臨界的意義の必要性	216
2006・08・02 (水)	雑誌「ゲーテ」の記事	220
2006・08・03 (木)	再びジーコのこと	224
2006・08・04 (金)	おとくラインへの移行	228
2006・08・06 (日)	東郷和彦氏「靖国再編試案」	230
2006・08・07 (月)	東郷和彦氏「A級戦犯合祀問題」	234
2006・08・09 (水)	硫黄島	237
2006・08・11 (金)	W杯後遺症	241
2006・08・12 (土)	日経記事「弁理士業務拡大」	245
2006・08・13 (日)	佐藤優氏控訴審に東郷和彦氏2回目の出廷	250
2006・08・14 (月)	朝日社説・「侵略」と「責任」見据えて	252
2006・08・15 (火)	新・拒絶理由通知との対話	257

2006・08・16 (水)	事務所の無停電電源	262
2006・08・17 (木)	靖国神社に対する韓国の考え方	265
2006・08・18 (金)	組織行動の「まずい!!」学	268
2006・08・21 (月)	ハル・ノート	272
2006・08・23 (水)	事務所の無停電電源(2)	277
2006・08・24 (木)	弁理士の変貌	279
2006・08・26 (土)	風の男 白洲次郎	283
2006・08・28 (月)	弁理士受験グループのオフミーティング	287
2006・08・30 (水)	中国が仕掛ける遊就館戦争	288

2006・06・01（木）

機能的クレームと利用発明

優先権の効果「ビジョン」事件の一所員さんのコメント、

「改良発明は、被改良発明の技術的範囲に属さないと考えてよいのでしょうか？」

についてです。

改良発明／被改良発明に似た概念として、
利用発明／被利用発明があります。機能的クレームも含めて
並べてみると、

[被改良発明] ↔ [改良発明]

[機能的クレーム] ↔ [実施形態]（明細書の実施例との
関係）

[被利用発明] ↔ [利用発明]

機能的クレーム発明の技術的範囲は、明細書に記載された実施例から当業者が容易に思いつく範囲にしか及びません。この点は判例理論です。従って、「明細書の実施例から思いつかない実施形態は、機能的クレーム発明の技術的範囲に属しない」ということになります。

一方、「利用発明は、常に被利用発明の技術的範囲に属する（正確には「実施できない）」」ということで、この点は特許

法72条で規定されているので動きません。被利用発明の明細書に記載された実施例から容易に思いつかない実施形態でもそうです。

以上のように、[被改良発明] / [改良発明] という点では似たようなグループ分けにもかかわらず、[機能的クレーム] / [実施形態] の場合と、[被利用発明] / [利用発明] の場合とでは技術的範囲の取り扱いが異なることになります。

具体的な事例で、「この事例は[機能的クレーム] / [実施形態] の場合なのかそれとも[被利用発明] / [利用発明] の場合なのか」をどのように見分けるのか、その点が私にも判然としません。

取り敢えずは問題提起というだけで、また何かアイデアが浮かんだら発言することとします。

コメント

.....

一所員

こんにちは

>機能的クレーム発明の技術的範囲は、明細書に記載された実施例から当業者が容易に思いつく範囲にしか及びません。この点は判例理論です。

100%そうであると言いきってよいのでしょうか？

機能的クレームをフォローする複数（多数）の実施形態があったとしても、

それらの実施形態から「当業者が容易に思いつく範囲」にしか及ばない

のでしょうか？

ボンゴレ

機能的クレームの権利範囲

100%そうであると言い切ることはできないでしょうね。あくまで、具体的な事例についての判決例が数例あるというだけですから。

具体例毎に判断は異なるでしょう。

ただし、実務スタンスとしては、「そのように判断されても文句は言えない」という考え方で明細書作成に従事しているということです。

通行人弁理士

>機能的クレーム発明の技術的範囲は、明細書に記載された実施例から当業者が容易に思いつく範囲にしか及びません。この点は判例理論です。

私にもこのくだけで「判例理論です」と不正確なことを言い切るところに非常に違和感を覚えます。まあ、ブログですけど、弁理士としての発言ですから慎重にされたいところです。

ボンゴレ

機能的クレームの権利解釈

>>機能的クレーム発明の技術的範囲は、明細書に記載された実施例から当業者が容易に思いつく範囲にしか及びません。この点は判例理論です。

〉私にもこのくだけで「判例理論です」と不正確なことを言い切るところに非常に違和感を覚えます。まあ、ブログですけど、弁理士としての発言ですから慎重にされたいところです。

この記事における私の上記発言は、

<http://blog.goo.ne.jp/bongore789/d/20060518>

の内容に基づくものです。

私はこれら判決から、機能的クレームの権利解釈について日本の裁判所は厳しいスタンスをとっていると判断しているのですが、通行人弁理士さんはどのようにお考えでしょうか。

.....

トラックバック

d62e7e78222f388b92d5

<http://d62e7e78222f388b92d5.info>

d62e7e78222f388b92d56ec3c03fe76bd62e7e
78222f

2006・06・02（金）

特攻の論理

第二次大戦中、帝国陸海軍が行った神風特別攻撃は、今にして思えば「若者の命を粗末にする命令が何で出されたのか」とうてい理解することができません。

昭和19年10月、日本が「絶対国防線」と称したサイパン島も陥落し、米軍はフィリピンに迫ります。このとき、日本軍ははじめて神風特別攻撃を敢行します。

それでは、神風特別攻撃とはどのような論理に基づいて導き出されたのでしょうか。

私が思うに、「日本は絶対に負けない。一億玉砕しても、日本は戦い続ける。」という前提を立て、その前提のもと、当時の戦力評価を冷徹に行ったら、「体当たり攻撃が最良」という結論が出たのではないかと思っているのです。

当時の日本海軍は、開戦当初から使用しすでに時代遅れとなったゼロ戦（戦闘機）と一式陸上攻撃機（水平爆撃及び雷撃）を未だに主力として使っていました。それに対し、米海軍のグラマン戦闘機はF4F（ゼロ戦より弱い）からF6F（ゼロ戦より強い）に変わっています。米艦隊の防御網は、まずレーダーで敵来襲を察知し、F6Fが待ちかまえて日本軍機を餌食とし、それでも艦隊まで接近した日本軍機は、VT信管を装備した機関砲で撃墜されます。

一式の乗員は7名で、1機撃墜されると一度に7名の命が失われます。たとえば10機の一式と70名の搭乗員が配備されているとして、1回の出撃で10%が未帰還になるとします。出撃を5回繰り返したら、10機のうち4機は撃墜され、70人中30人は戦死することになります。なおかつ、この時点では爆撃による命中率は極めて低かったようです。

そのとき、体当たり攻撃のアイデアが出されます。ゼロ戦に爆弾を装着し、敵艦に体当たりして搭乗員もろとも敵艦を爆撃しようとするものです。もし5機の体当たり攻撃で得られる戦果が、10機の一式による攻撃戦果よりも大きかったとしたらどうでしょう。

1回の出撃で、体当たり攻撃による戦死者は5名、一式攻撃による戦死者は7名（10機中1機未帰還）です。より戦死者の少ない体当たり攻撃の方が大きな戦果を挙げていることとなります。実際、特攻の命中率は通常爆撃の命中率の10倍だったそうです（草柳大蔵「特攻の思想」）。

統計計算の結果を見ると、戦死者の数は一式による通常爆撃よりも特攻の方が少ないということになりますが、搭乗員の立場からすると全く異なります。通常爆撃であれば、確かに戦死する可能性は高いがそれが自分だとは決まっていません。それに対し、特攻の場合は出撃すれば自分が戦死すると決まっているわけですから。

今にして思えば、「神風特別攻撃までして戦い続ける意味がどこにあったのか」と考えると、意味を見いだすことができま

せん。戦争を始めてしまったのはしょうがないとしても、遅くともサイパン陥落時点で「もうだめだ」と覚悟し、戦争を終了しているべきだったのです。それができず、「一億玉砕してでも戦い続ける」との前提を固守したため、論理の帰結として神風特別攻撃が案出され実行されてしまいました。

「国家の品格」にある《「論理」だけでは世界が破綻する》
《論理には出発点が必要》からの連想で書きました。

「なぜサイパン陥落時に戦争を終結できなかったのだろう」と考えたことがありましたが、「それができるぐらいなら最初から太平洋戦争を始めなかつたらろう」との結論にいたり、納得してしまいました。

2006・06・03 (土)

意匠法等の一部を改正する法律

意匠法等の一部を改正する法律が6月1日にやっと衆議院で可決したみたいですね。参議院ではすでに4月7日に可決していますので、これで今国会成立ということになるのでしょうね。

この法案のうち、特許法が改正になる部分のポイントについて3月10日に紹介しました。

シフト補正が禁止になる点、及び分割出願の時期が増える点が、実務で影響しそうです。

シフト補正の禁止については、実際にどのような運営がされるのか、意匠法等の一部を改正する法律の条文(17条の2新設4項)からだけではなかなか理解できません。特許庁からの解説の発表が待たれます。

コメント

.....

ボンゴレ

6月7日に法律第55号として公布されましたね。

施行日が気になります。

.....

2006・06・04（日）

はやぶさとイトカワ

惑星間探査機「はやぶさ」については3月9日に記事を書きました。最近、新聞で相次いで「はやぶさ」と「イトカワ」の記事を見たので、久しぶりにJAXAのホームページを覗いてみました。嬉しいできごとが3件も載っていました。

・イトカワの科学観測成果、科学雑誌「サイエンス」が特集！

はやぶさによるイトカワの科学観測は、やはり大きな成果をあげていたのですね。小惑星の内部構造の知識が増し、太陽系が成長する過程について新たな進展が期待されます。

・「はやぶさ」プロジェクトが、Space Pioneer Awardを受賞

「5月6日にロサンゼルスにて行われた International Space Development Conference (ISDC 2006) で、米国の National Space Society から Space Pioneer Award を授与いただきました。」

受賞の瞬間、会場はスタンディング・オベーションの渦になったそうです。

「NASA の十分の一、そのまたごく僅かのリソースで試みた小さなミッションだったわけです。」 「米国宇宙関係者の人種を越えた挑戦に対する大いなる理解と、挑戦に寛大な文化に大きく感動したところです。」

「日本国内よりも米国で評価をいただいたことは、ある意味では皮肉なことではありますが、これを励みとして、「はやぶさ」の地球帰還に向け、なお一層運用に努力を傾注・継続して参りたいと思います。

はやぶさプロジェクトマネージャー 川口淳一郎」

やはりそうでしたか。

・2006年5月末現在の「はやぶさ」探査機の状況について姿勢制御用のジャイロと化学エンジンのすべてが機能していない中、主推進用のイオンエンジンを使って姿勢制御しているのですね。機内にたまった揮発性ガスを除去するためのペーキングも無事終了したみたいです。ここまで来るのは大抵ではなかったでしょう。ただ「いくつか検討を要する比較的大きな問題があります」ということで、まだ樂觀できません。

関係者の健闘を祈ります。

トラックバック

小惑星イトカワ、がれきの集まり

http://blog.livedoor.jp/nao_2006/archives/680983.html

探査機「はやぶさ」が昨年着陸した小惑星イトカワは、小惑星同士の影響で生じた岩石の破片が集まってきたらしいことなどが、宇宙航空研究開発機構によるデータの解析からわかってきた。惑星の組成や形成過程の理解に役立つ成果で、2日

付の米科学誌サイエンスで ...

「はやぶさ」続報：小泉首相への投書

<http://auster.exblog.jp/3578487>

「はやぶさ」に関していくつか書く。まず、「はやぶさ」のイオンエンジンは生きていた、という嬉しいニュースが飛び込んできた。

⇒JAXA 宇宙ニュース(2006.6.1)

また、6月2日にも驚くべきニュースがあった。

世界でもっとも権威ある科学誌の一つ

「Science」誌が ...

26c08b519479a08877c1

<http://26c08b519479a08877c1.info>

26c08b519479a08877c15f7bec8f796026c08b
519479

2006・06・05（月）

僕らにはガモフがあった

本屋で見かけたことから興味を持ち、米沢富美子著「人物で語る物理入門」（岩波新書）を読んでいます。この本をアマゾンで購入するに際し、アマゾンから「新しい高校物理の教科書—現代人のための高校理科」も薦められました。こちらは購入の予定はありませんが、アマゾンの書評に以下の発言が載っていました。

「現行の教育課程で、物理の一つの面白さであった「ストーリー性」が失われてしまい、細切れな知識を覚えることが狙いになってしまったように思える。この本はその「ストーリー性」を感じることでできるものになっている。」

「高校の現課程では、単元の順番が電磁気→波動→力学というような学びにくい順番になっていますが、この本では、少し前の課程のように力学→熱→波動→電磁気→原子の順番に並んでおり「物理」を理解しやすくなっています。」

そういうことだったのですか。

最近の若者の理系離れが話題になり、「中高の理科で実験がなくなったからだ」とか「理科の授業がおもしろくない」とか、いろいろ聞くことがあります。そもそも教える内容とその順序が昔と変わってしまっているのですね。

私が中高で理科を勉強したのはもう40年も前になりますが、授業内容についてはっきり覚えていることと言ったら、科学者たちがどのような実験や試行錯誤を経て科学の真理を発見

していったか、という歴史が主体です。ラザフォードの原子モデルとかミリカンの油滴実験とか。ですから、授業では科学発見史をなぞりながら教わったのだと思います。

そして、そのような教え方が、内容に興味を持たせつつ理科を教える最良の手段だと信じています。

ところが、上の書評によれば、現在では学校での理科の授業からそのような教え方は消滅してしまっているのですね。これでは若者の理科嫌いと理系離れが進行してもおかしくありません。

私が少年だった頃には、教科書以外でも読む本があって、そのひとつがガモフ全集でした。全13巻とありますが、私はそのうちの2~3冊しか読んでいません。それでも、物理学が進歩してきた過程を追体験することができ、そのおもしろさを強く感じたことを覚えています。

私の子供たちが中学高校の年代になった頃、今から15年ぐらい前でしょうか、同じような書籍を本屋で探したことがあります。ガモフ全集はもちろんありませんでしたが、類書を見つけることもできませんでした。そのため、「ガモフ(的な書物)を通じて子供たちを理科好きにする」という目論見は成功しませんでした。現在では、教科書のみならず、書物としてもこの類の啓蒙書は途切れていたのでしょうか。

もしそうだとしたら、米沢富美子著「人物で語る物理入門」にしる「新しい高校物理の教科書—現代人のための高校理科」

にしろ、やっと好適な啓蒙書が現れたということになりますね。

2006・06・06（火）

サッカー対マルタ戦

取り敢えず勝ちました。

日本代表は、ブラジルやドイツのような強敵相手ではすばらしいパフォーマンスを見せる一方、格下相手では相手に合わせて凡戦を演じることが多いので、何となく心配はしていたのですが、心配が当たってしまいました。

「立ち上がり早い時間に得点すると、その後だらだらする」という傾向もあったみたいですね。

まず心配なのは怪我です。サントスはコーナーキックのダイレクトボレーのあと痛そうにしていたましたが、大丈夫だったのでしょうか。中澤も、スライディングタックルを受けたときの映像を見ると、左足首がぐにゃっと曲がっていました。普通だったら確実にねんざだと思います。その後もフルに出場していましたが心配です。

大黒はツキから見放されていましたね。シュートではポストかキーパー正面かバーの上。サイドに流れてボールを持ったときもキープできずに敵に奪われていました。周りのサポートがなかったせいかもしれませんが。

後半、日本が打つシュートがことごとくバーの上を越えていくのにはうんざりしました。大黒のシュート、小野のボレーシュート、小笠原のフリーキック、福西のヘッド1本目、みんなそうでした。対マルタ戦でそこまで緊張しているのだとした

ら、本戦が心配です。

テレビ画面で見ていると、小野の動きにキレがないように見えたのですがどうでしょうか。アナウンサーはいい動きをしているとしゃべっていましたが。小笠原の動きも今ひとつだったですね。

最後は、控えの選手がみんな出てきました。しかし、怪我の3人（高原、柳沢、加地）とキーパーの控え2人を除くと、フィールドプレイヤーの控えは7人の筈です(=23-11-3-2)。巻、小野、小笠原、中田浩二、稲本と出てきましたから、残るのは遠藤と茂庭ですね。交代枠はあと一人あったそうですから、茂庭の出場機会と中澤の休息機会を与えなかったです。

ところで茂庭ですが、緊急招集がかかったときに「ハワイで休養していた。寝耳に水の知らせだった」と聞いたときにはこちらがびっくり仰天してしまいました。田中誠の怪我は分かっていたわけですから、日本サッカー協会のだれかが気を利かせて「ひよっとするとひよっとするから、体だけは作っておけよ」と耳打ちすることはできなかったのでしょうか。本番まで1週間しかないという時期で、90分走りきる体力を作り上げることができるのでしょうか。

おなじ日にオーストラリアがオランダと1-1で引き分けたというのも気がかりです。やはり1次リーグは日本、オーストラリア、クロアチアが互角の力で1つの席を競り合うことになりそうです。

オーストラリアvsオランダの試合で、オランダの主力3人

が怪我をしたらしいですね。オーストラリアもそれはやり過ぎではないでしょうか。強豪チームが本戦で力を発揮できないと、世界中で楽しみにしているファンをがっかりさせます。

トラックバック

日本代表 VS マルタ代表

<http://blog.goo.ne.jp/nagureds/e/>

e99396829327a34e055d402d284b6403

今回のマルタ戦は、収穫はなかったですし、なんとなくプレーしている時間が多かったように感じられ、これが本番であれば確実にどこにも勝てないと感じます。アジアでの試合の時からそうでしたが、日本代表は強い相手でないモチベーションが上がらないのでしょう ...

日本VSマルタ

<http://blog.goo.ne.jp/zawa1455/e/>

c721e01a51f3e714078d24610a1d072e

国際親善試合（4日、ドイツ・デュッセルドルフ、観衆＝10802）

9日開幕のドイツW杯に出場する日本代表が本大会前の最後のテストマッチ・マルタ戦に挑みました。

みんな大いに不満が残る内容だったのではないのでしょうか{/eq_1/}

【相手はFIFAランク1 ...

2006・06・07（水）

弁理士試験制度

4月21日に産業構造審議会の第1回弁理士制度小委員会が開かれています。その議事録が特許庁ホームページで公開されました。

弁理士試験制度についての私の意見は、弁理士試験制度の方向、弁理士試験制度の方向（2）、弁理士試験制度の何が問題か、実務能力評価試験は可能かで論じてきました。

私の意見の骨子は、

- ・実務に脂の乗りきった実務者の業務遂行と実務スキルアップを妨げてはならない。受験勉強に必要とする時間を短くすべきで、そのためには合格者数の枠を増やす（現状のように）しかない。

- ・弁理士の大部分の業務は特許業務である。トータル勉強時間が減って特許法の知識が薄くなるのは困る。商標法を試験範囲から外して特許のみを専権とし、商標専権は別に商標法の試験に合格した者に与えてはどうか。

- ・合格者の増加で実務未経験者が増えたというが、実務経験の有無と弁理士試験（法律の試験）とは昔も今も関連がない。実務経験は実務で積むしかない。試験制度を変える、あるいは研修制度を設ける、といった方向では解決しない。

- ・弁理士登録に何年かの実務経験を義務化してはどうか。

- ・もし「技術と法律の素養を備えた専門家」を標榜するのであれば、技術系大学卒業か技術系科目選択のいずれかを必須と

する必要がある。

といった内容です。

上記議事録から意見をピックアップしてみます。

知財協の戸田委員（弁理士）

「技術と法律に素養とか経験があって、きちんと権利化をやってくれる弁理士が一番です。」 「数には余り不足感はない」「技術と法律をベースとした権利化手続きがきちんとできる弁理士の育成を優先すべき」「試験制度は技術科目と法律科目を例えば論文試験で必須にしてしまっって導入していくというのも一案ではないか」「逆に今よりも科目数を少なくするという受験生への配慮が必要」

「弁理士として誇りを持てる資格になっていくべきではないのかなと思います。誇りを持てるというコアは、技術と法律の両方がわかる専門家ということ」

経団連知財部会の澤井委員

「そろそろ数を増やすのは止めにしてもよい」「資質のところも、技術をわかる人が増えてほしい」「難しい試験をはい上がってくる過程で自分なりの考え方を身につけるところがいいんじゃないか」「問題の所在を把握した上でいろんな論理を構築でき、きちんと人を説得できるような人材が欲しいので、そういう資質のある人を選抜できる試験問題となるような工夫もして欲しい」

弁理士試験部会長の吉田委員

「今の試験制度の下では、例えば学生のような、いわゆる実

務経験を全く持たない人がどんどん合格しているために、全体として能力の低下が起こったのではないかということは全くなくて、合格者の75%は企業の知財担当者と、法律、弁理士事務所等の方々ですから、これはほとんど改正前と変わっておりません。特に試験制度のために能力低下が起こったということはないように思われます。」

「これから実務能力を担保するために試験制度の側から何か制限を加えていくようなことをすることは、いわば規制改革の大きな流れの中でなかなか難しい」

「この問題は研修制度に相当大きな期待を寄せざるを得ないのではないか」

以上を踏まえた私の感想は、回を改めます。

2006・06・08（木）

弁理士試験制度(2)

4月21日に開かれた産業構造審議会の第1回弁理士制度小委員会について、議事録の内容を前回かいつまんで報告しました。

知財協や経団連の委員は、「合格人数はそろそろ下げてもいいのではないか」という意見のようです。

しかし、私の意見は「受験生の受験負荷を適正化するためには、ある程度の合格人数枠は必要である。合格人数枠が多いことによって弁理士適性のない人が合格することがあったとしても、それは必要悪である。昔のように合格人数100人のように狭めると、受験地獄のために有為な人材が損なわれることになる。」です。

6月5日日経新聞夕刊に、谷垣財務大臣が良いことを書かれていました。

谷垣さんは司法試験にトライして合格されているんですね。

「1979年34歳で最終合格・・・今となっては回数すら覚えていない。」

「あのころの司法試験は一定の知識と能力が満たされれば受かる資格試験というよりは、偶然が左右しがちな不条理な参入障壁だった。」

「難関であっても構わない。だが法曹界への切符を得るだけのために、人生をかけるのは意味があるのか。なぜ試験に合格する知識より、法曹界に入った後の能力や識見が重要という前

提の試験制度にならないのだろう。」

まさにその通りです。

極端に難しかった司法試験と同列では語れませんが、平成一桁の合格者100人時代、合格に要する勉強時間は3000時間とも5000時間ともいわれていました。受験生のとる態度は二つ一つで、

(1) 仕事をないがしろにして勉強に邁進し、何とか数年で合格するか

(2) 仕事はそこそこまじめにやるものの、勉強時間不足でなかなか合格ラインに到達せず、5年前後あるいはそれ以上の受験期間中にたまたま合格する幸運を待つ

というものでした。

いずれにしても、最も大切であるはずの実務スキルアップを犠牲にせざるを得ません。

それよりは、合格者枠を増やした上で短い勉強時間でさっさと合格してしまい、余った時間で実務スキルをアップさせる方がトータルとして優れています。現状のように700人まで合格枠が必要かどうかは議論が必要でしょうが。

「合格者が増えた結果として実務無経験弁理士が増大した」との批判がありますが、実務経験を有する弁理士も増えているのであり、経験／無経験の比率自体は変化していないようです。そもそも試験の内容が法律試験であり、実務能力を評価するのではないのですから。

実務能力はOJTで身につけるしかありません。昔から、実

務未経験の初心者は特許事務所などに所属してOJTで実務スキルを身につけてきたのです。その初心者が、実務未経験無資格者から、実務未経験有資格者になるだけです。

議事録によると、「技術と法律の両方の素養を有すること」を重要視している意見が目立ちました。この点はどうするのですかねえ。

弁理士会は、「文系出身者には、登録時の導入教育で技術の素養を身につけさせる」との計画を持っているようですが、そんなことで技術の素養が身につくはずがありません。結局は単なるかけ声で終わるのでしょうか。

I P D Lの有料化

6月8日の朝日新聞に特許出願「量より質」厳選を知財本部提言へという記事が載っています。

その要旨は「日本の企業は何でもかんでも日本で特許出願し、その中で特許を得るのは少数、外国で権利化するのはさらに少数である。一方ですべての特許出願は原則出願から1年半で公開され、特許庁ホームページ（I P D L）からダウンロードできる。中韓の企業からのアクセスは一日5万件以上に達し、中韓企業が製品化に利用している事実も確認している。特許出願による技術流出を防ぐため、特許出願を厳選しよう」というものです。

公開公報を特許庁ホームページで公開していることが日本の産業発達を阻害しているのだとしたら、公開の形態そのものを見直すべきです。特許法第1条の法目的から逸脱する結果を招いているのですから。

一方で、公報をインターネットで入手できる現状は、日本の産業発達にも大いに寄与しているし、発明を志す個人に計り知れないメリットを与えているのも間違いないと思います。

ここは、外国企業にアクセスされるデメリットと、自国民が得ている利便とを天秤にかけ、最適な方向を見つけていくべきでしょう。

もしデメリットの方が大きいという結論に至るのであれば、I P D Lダウンロードを有料化するというのはどうでしょう

か。

IPDLの有料化によって外国企業のアクセスが減ることによるメリットと、有料化によって自国民が被るデメリットのバランスはどうなるのか、その辺をシミュレーションしながら料金が決まることになるでしょう。

一つ問題があります。日本の公開公報がただで閲覧できるのは、特許庁IPDLのみではありません。EPCのサイトでもダウンロードすることができます。だとすると、日本特許庁だけ有料化しても問題は解決しないかもしれません。

そもそも、「自由公開することによって日本国民が得る利益が、外国企業に見られることによる日本国民のデメリットを上回っている」という結論に至る可能性も高いのですから。

知財本部の提言は、「外国で権利取得しない発明については、日本に特許出願するのを止めよう」ということです。IPDLから外国にダウンロードされる弊害を防止する対策としては、ちょっと違うのでは、と思います。

出願を減らして審査の遅れを回復することが真の目的で、隠れ蓑として技術流出の弊害を主張しているだけではないか、という気がします。

また、今年の法改正の内容として昨年話題になった「先使用权の拡大」（特許庁に発明を届けておけば、その届け出より後の他人の出願に係る特許権（おなじ発明）に対して実施権を有

する) についても、その提案の動機はやはり出願公開が外国を利する、というおなじ理由でした。

2006・06・10（土）

弁理士試験制度(3)

4月21日に開かれた産業構造審議会の第1回弁理士制度小委員会について、議事録の中から、先日ご紹介した委員以外の人の発言をピックアップしてみます。

弁理士会 神原委員

「弁理士の業務遂行能力、これは実務能力と言っても構わないと思いますけれども、それが十分でない新しい弁理士が増えてきている。」「国際条約について十分に理解していない弁理士が増えています。」「実務に接する機会が全くないという方々がどんどん新しい弁理士になっておりますので、そういったことも大きな要因であろうと思います。」

最近合格した弁理士の実務能力が不足していると訴え、研修制度の充実を勝ち取ろうという作戦でしょうか。この点に関しては弁理士試験部会長の吉田委員の反論を前々回に紹介しました。

商工会議所 坪田委員

「自社のニーズに合う弁理士を探すのが難しい。」「専門分野の区分けが広すぎるから、もっと詳細な分野になるとわかりやすい」「経営に精通した上で、こういった知財の関連に加わっていただきたい」「単に手続面だけではなく、経営のことをよく知った上で相談に乗ってほしい。」

特許庁 山口特許審査第三部長

「迅速・円滑な権利取得手続の妨げになると、邪魔をしているんじゃないかという行為が一部の弁理士に見られる」「弁理士資格のない方に実質的な代理行為をさせている」「関係法令とか、その事務に精通して公正かつ誠実に業務を行っているとは到底思えないという行為が見られます」

東京地方裁判所民事第29部総括判事 清水委員

「審決取消訴訟になりますと、審決を取り消すという観点から、取消事由の整理などをお願いした場合に、訴訟的な観点での理解が不十分ではないかと感じられることもあります。」

「弁理士試験の委員をやらせていただきましたので、その感想で申しますと、最近はマニュアル化の弊害といいますが、非常に画一化したような答案が多いわけです。それから、口述試験を担当しましても、このまま明日から業務をされるのはどうかなという方もおられるということを感じます。」

審決取消訴訟での弁理士の能力不足は必ず話題になりますね。

東京医科歯科大学技術移転センター長（農工大TLO（株）取締役副社長） 前田委員

「大学というところはお金がありません。半分ボランティア的に料金の安い先生にお願いしなければいけないという状況があります。内容が、ナノサイズで導電性高分子を電気化学重合するというちょっと変わったものだったものですから、技術がわからなかったせいか、「てにをは」しか直していただけな

く、とても悲しい思いをした経験があります。」 「弁理士の方が単に量だけ増えますと、安かろう悪かろうの一番被害を受けるのがお金のない大学になるのではないかなと思っています。」

安いお金で充実したサービスを受けようとするところには無理があります。最近は大学も弁理士費用を相応に支出していると聞いたのですが、どうなのでしょう。

2006・06・11（日）

男と女の生産性

6月5日日経新聞夕刊に、総合研究大学院大学教授の長谷川眞理子先生が書かれたコラム「男と女の実産性」が載っていました。

森林やサバンナなどで狩猟採集生活を送る人々を観察し、狩猟と採集についての生産性が年齢とどのような関係を有しているのかについて調査した結果があるそうです。

[狩猟は男性の仕事]

一人の男性が一日に獲ってくる獲物の量は、十代後半から二十代前半に急激に増加し、三十代でピークを迎え、45歳を過ぎると急激に落ちる。

[植物性食物の採集は女性の仕事]

思春期にそれほど急激に生産性が高まるわけではないが、以後もずっと伸び続ける。ピークは45歳から65歳。

とてもおもしろいデータなので、忘れないようにここに記録しておきます。

上記観察結果について、長谷川先生は「男と女の実産性の違い」という観点で把握されます。

そして長谷川先生ご自身の経験則として、

「以前から学生を見ていて、男子学生は、二十代前半で何か見るべきところが見えないとその先も伸びないが、女子学生は、もっとずっと長く見ないとわからない、という気がしていた。この直感には、本当に根拠があるのかもしれない。」として、上記狩猟採集生活の生産性観察結果と結びつけられています。

現代日本の男女学生を観察した結果として、長谷川先生の観察結果もおもしろいデータです。

私は、狩猟採集民の生産性で見られた特徴は、男と女の違いというより、狩猟と採集の違いではないか、という気がします。採集を農耕と置き換えたらはっきりします。

[狩猟能力は、若者の時代にピークを迎え、中年になると急激に落ちる。] [狩猟では老若関係なく、能力を有するものがリーダーになる。]

[農耕のスキルは、長年の経験が命である。若年で急激に力が伸びるということはなく、年功序列の世界である。]

狩猟民族／農耕民族としてよく議論される内容であり、何となく納得できる結論です。

狩猟採集民に関する上記観察結果の因果関係が、狩猟／採集の差なのか、男／女の差なのか、という点ですが、「男が採集をしている」種族を探して観察すれば結論が出るでしょうね。

2006・06・12（月）

年齢・性別と人殺し比率の関係

以前の新聞で、以下のような記事を見たことがあります。

「人が殺人を犯す比率は、年齢・性別の影響を強く受ける。世界中どの国でも、文化・宗教によらず共通している。二十台前半の男性が殺人を犯す比率が圧倒的に多い。ところが唯一の例外があり、現代の日本では二十代男性の殺人比率が劇的に下がっている。」

という記事です。

詳しく知りたいと思ってググったところ、すぐに見つかりました。上記の議論は、長谷川真理子先生が研究されていたのですね。先日の男と女の生産性を書かれた先生です。

「ヒトがヒトを殺すとき」という取材記事の中に、世界共通の年齢別・性別の殺人比率（人口百万人当たりの殺人者数）のグラフが載っています。このグラフを見てください。

イングランドの例とシカゴの例で、見事なまでにグラフの形が同一です。女性は各年代いずれも殺人を犯す比率が少ないのに対し、男性のそれも二十代前半が飛び抜けて、殺人を犯す比率が高くなっています。ただし、イングランドとシカゴで縦軸の縮尺が異なることには注意が必要です。

次に、おなじ長谷川真理子先生の「犯罪を科学する」という記事があります。

この記事の図1は、日本人全体の百万人当たり殺人検挙率の年別推移です。1900年から1955年までは（戦時中を除い

て) 安定して35人前後です。1955年から率は下がりはじめ、今では10人前後です。そしてその傾向を年齢別性別に解析したのが図2です。若い男性の人殺し比率が継続して下がった結果として、日本全体の殺人率が低減した、という事実が明らかです。こんな傾向を示す国は日本以外には存在しないそうです。

1. なぜ二十代の男性はどここの国でも高い比率で人を殺すのか

これについては上記2つの長谷川眞理子先生の記事を読んでください。一言でいうと「若い男性が殺人を犯す動機の半分以上は、面子やプライドを傷つけられたことが原因で相手を殺してしまう」というものです。

2. なぜ戦後の日本では二十代男性の殺人比率がこんなに下がったのか

長谷川先生は、「戦後の日本社会は、国全体が豊で、貧富の差が少なく、あまねく高学歴となり、国民のすべての層で若者がリスクを回避する要因が増加したからだ」と論じておられます。

そうであれば嬉しいです。

私が懸念するのは、「戦後の日本で男性がユニセックス化する傾向が増大し、それがために若い男性が人を殺さなくなったのだ」ということでなければいいが、というものです。

ところで、日本では毎年百万人前後の人が亡くなっていますが、死亡原因別で見ると、交通事故が8000人前後、自殺が3万人前後、他殺が800人前後です。

他殺の800人の中で、ニュースで大きく取り上げられるのが数十人程度でしょうか。直近では、一人の小学生が殺された事件がとりわけ話題になっています。われわれはニュースが取り上げた数十人についてはよく見聞していますが、「全体としてどのような傾向があり、その傾向は例年と比較して変化しているのかしていないのか」という観点では知ることができません。

マスコミには、個別の事件を詳細に報道するのみではなく、ぜひ全体像を描くように心がけていただきたいとお願いしたいです。

サッカー対オーストラリア戦直前

対オーストラリア戦のキックオフまであと1時間ちょっとです。

日本は、対オーストラリア戦のあと対クロアチア戦が続くわけですが、この2戦、とんとんと簡単に2勝する可能性もあり、一方で2戦2敗で終わる可能性もおなじ程度の確率であるように思います。「2勝または1勝1分け」と「2敗または1敗1分け」の可能性もおなじ程度と思います。

それだけ、ワールドカップ出場国のレベルが拮抗しているということでしょうか。

中田英は自身のホームページで「合言葉は“Run Run Run”」と言っています。一方、4年前の日韓大会で、ヒディングが韓国チームを走るチームに作り上げていたことを思

えば、オーストラリアも日本に負けずに走るチームになっているかもしれません。

あるいは気温が上がっていることが日本にプラスに働くか。

試合結果がどちらにころんだとしても、その結果を受け入れることにします。

今はただ日本の勝利を念じつつ応援するのみです。

2006・06・13（火）

対オーストラリア戦終了

負けました。

後半39分までリードしていたのですから、やはり信じられない気持ちです。選手も同じかもしれません。

一夜明けて

確かに「どんな結果に終わろうと受け入れる用意はできている」つもりでした。

しかし、試合後に経験したあの落胆は、想像を超えていました。寝酒を飲み、布団に入っても寝付くことができず、体内の自律神経が変調していることが感じ取れました。

残り2戦を2勝すればよし、1勝1分けであっても、残りチームの勝敗（少なくともクロアチアはオーストラリアに勝ってもらわなければならない）次第で可能性はあります。

しかし、部外者の私がこれだけの落胆に陥っている状況で、選手や監督がモチベーションを高く維持できるかどうか、難しい気がします。

今日一日、仕事でミスをしないように気をつけることにします。また交差点を渡るときは、交通事故に気をつけましょう。運転手の自律神経がどうなっているか不安です。

通勤時に、現在は「（東京裁判の）パル判決書」を読んでいるのですが、さすがに今日はそんな難しい本を読む気にはなれず、米沢富美子著「二人で紡いだ物語」を読み始めました。先日同じ著者の「人物で語る物理入門」を購入したことからアマゾンに勧められ、買った本です。これがまたとびきりおもしろいです。元気の良い女性の海外奮戦記を読むと、こちらも元気になります。

コメント

.....

PM2

ほんとに、何とも言えない、嫌な負け方でしたね。

それにしても、プレミアリーグで12得点とかスペインリーグで10得点とかの選手が交代で出てくるオーストラリアを見てみると、実力差がそのまま結果に出たということなのかもしれません（なにせ日本のFWはセリエAに数年いて1点も入れられなかったとかいうレベルですから）。マスメディアも、徒に期待を煽るのではなく、客観的な状況は冷静に報道して欲しいです。でないと、結果を目の前にしたときのダメージが大きすぎるので。

ボンゴレ

敗戦

PM2さん、コメントありがとうございます。

後半39分まで無失点で抑え、1点リードしていたのですからね。あんな終わり方になるとは予想できませんでした。

2週間ほど前ですか、テレビのワイドショーでグループリーグ突破確率について話題にしており、どこかのスポーツ新聞に載っている予測が示されていました。セルジオ越後が30%、その他の人たちの予測は最高が80%でした。

その他の人たちの予測がずいぶんノー天気だな、と思って見ていたのですが、やはり報道全般がそのような雰囲気だったのでしょうね。

しかし後半35分から48分までの戦い方次第では、勝てる可能性は十分ありました。

pecan

こんばんは。昨日（もう一昨日ですか）はがっかりでしたね。今回はあまり勝ちにこだわる気持ちはなかったのですが、ドーハのときよりはショックが小さかったかも。

セルジオの30%の予想は妥当なところだと思っていましたが、今では4%だとか。

攻撃は点が入るような気がしなかったし、守備は最後の方では中盤が最終ラインに飲み込まれてしまい、ばらばら。Jの最下位のチームを見ているようでした。

追い込まれて気合いの入った試合ができるのか。あまり調子が出ていないクロアチア相手でもよかったのか、わかりませんが、次の試合が正念場です。

ボンゴレ

負け方

pecanさん、こんにちは。

今回精神的にきつかったのは、PM2さんもおっしゃるようにあの負け方が良くなかったのでしょうか。

ドーハのときは終了後しばらく立ち上がれませんでした。今回は落胆が尾を引いています。

フランスワールドカップアジア予選の韓国ホーム戦、UAEホーム戦もショックでしたが、あのときはその後挽回しましたね。

今回もフランス大会予選のときのように挽回して欲しいです。

PM2

きつかったのは3点目ですね。

あるメディアでは、「ボクサーがKOされるシーンを見ているようだった」と表現していましたが、まさにそういう感覚でした。

それにしても、昨日の韓国、ロスタイムの3分のボール回しは見事でした。トーゴに全くボールに触らせず、ボールをキープする位置の高さも日本とはまったく違いました。

クロアチア戦は、4バックにして稲本を入れて欲しいです。

なぐれっず

今回の衝撃は本当に大きかったですね。相手が強いことは分かってましたので、負けることも織り込み済みでしたが、それにしても……。ジーコの体から悔しさとやりきれなさが滲んでいるのをみて、更に落ち込んだ次第です。

ボンゴレ

復活

PM2さん、なぐれっずさん、コメントありがとうございます。

もしこのままずると沈んでしまったら、選手たちと監督にとって永く消えない悔しい思い出になってしまいます。

そうならないためにも、次のクロアチア戦にはぜひ本来の輝きを発揮して欲しいと思います。

.....

トラックバック

日本 V S オーストラリア

[http://blog.goo.ne.jp/zawa1455/e/](http://blog.goo.ne.jp/zawa1455/e/2c08aecca8856c4493f9211f80f0ee6d)

2c08aecca8856c4493f9211f80f0ee6d

さぁ、待ちに待った日本の初戦{/ee_3/} オーストラリアとの戦い{/v/}

日本時間22:00分{/ee_3/}

2006年ワールドカップ{/soccer/}日本の戦いがついに始まりました{/kirakira/}

【前半24分 オーストラリアは最終ラインを背負いながらビドゥカがワンタッチでボールを ...

日本初戦を落とす

<http://rapupo.blog47.fc2.com/blog-entry-459.html>

日本 0 vs 3 オーストラリア

勝ちを信じていろいろ書くことを用意したり、写真を撮ったりしましたが、止め（笑）

残念、川口、実に良く守りました。中澤も良く

やった。

F W攻め

悪夢から一夜明けて・・・「すぐれたリーダーは
よりよい未来に向けて人々を一致団結させる」

[http://blog.livedoor.jp/duskin/archives/
50615934.html](http://blog.livedoor.jp/duskin/archives/50615934.html)

皆さんおはようございます。

F組オーストラリア対日本。

[http://www.mypress.jp/v2_writers/
kasumidoki/story/?story_id=1429581](http://www.mypress.jp/v2_writers/kasumidoki/story/?story_id=1429581)

サッカー、ワールドカップW杯、4日目オースト
ラリア vs 日本。

カイザースラウテルンにて。

日本1ー3で豪州に逆転負け

[http://blog.goo.ne.jp/itozu/e/
ae18af5394e048efe565538290de2da7](http://blog.goo.ne.jp/itozu/e/ae18af5394e048efe565538290de2da7)

日本1ー3で豪州に逆転負け（読売新聞）- goo
ニュース

前半を1ー0で折り返し、このペースで走りきっ
て欲しかったのですが、
後半39分から怒涛の3失点で逆転負けしちゃい
ました。

~~~~~  
~~~~~

サッ ...

すばる望遠鏡の観測結果

すばる望遠鏡のホームページを覗いたところ、いくつかの興味深い観測成果が報告されていました。

・ガンマ線バーストで探る初期宇宙-誕生後9億年で、宇宙はすでに電離していた

「ビッグバン直後の宇宙では 水素原子核と電子はバラバラに電離された状態でしたが、温度が下がる中で原子核と電子が結合し、中性の水素原子になりました。しかし現在の宇宙は再び電離されていることが知られていて、この「再電離」がいつ、どのように起ったのかは現代宇宙論の謎の一つです。昨年9月に、128億光年彼方のガンマ線バーストの光学スペクトルが日本のすばる望遠鏡で取得されましたが、研究チームはこれを詳しく解析し、誕生後9億年で、宇宙はすでに電離していたことを突きとめました。これは今までクエーサーにより情報が得られていた時代をさらに遡るもので、再電離の原因と考えられている宇宙初期の星形成活動に重要な情報をもたらすと同時に、ガンマ線バーストによる初期宇宙の研究の威力が証明されました。」

・スーパーコンピュータで銀河の進化を解明 - 楕円銀河の生い立ち-

「スーパーコンピュータを用いた世界最大級の大規模シミュレーションにより、すばる望遠鏡等で続々と発見された100億年以上の昔に存在した太古の天体の正体の謎を解明しまし

た。飛躍的な観測装置と観測技術の進歩により、水素原子から出る、ある種の紫外線（ライマンアルファ輝線）で明るく輝く太古の天体ライマンアルファエミッターが、はるか彼方の宇宙の深遠部で大量に発見されています。しかしながら、このような天体がどのように進化し、現在の宇宙のどういった天体に対応するのかは今まで謎でした。」 「スーパーコンピュータ“地球シミュレータ”を用いた大規模シミュレーションにより、ライマンアルファエミッターが原始の銀河であり、短時間の間に大量の星が誕生し、生命の源となる様々な元素が大量に生成されている現場であることを突き止めました。そこでは多数の超新星爆発が発生し、その爆風により熱せられた衝撃波を伴う大量の水素原子ガスが複雑な分布をしながら、強いライマンアルファ輝線を出して光っているのです。」

・塵に埋もれた超巨大ブラックホールたち

「太陽の100万倍以上の質量を持つ超巨大ブラックホールが、激しく物質を飲み込むと、強いエネルギー放射をします。しかし、ガスや塵に埋もれて存在していると、見つけることが非常に困難になります。国立天文台を中心とする研究チームは、すばる望遠鏡を用いた赤外線観測により、数多く存在すると予想されていたにもかかわらず、これまでほとんど見つかって来なかった、塵に埋もれた活動的な超巨大ブラックホールが、赤外線でも明るく輝く銀河の多くに存在する観測的証拠を得ました。」

着々と観測成果をあげているようで、これからが楽しみです。

2006・06・15（木）

裁判所の意見（特許懇）

Nbenrishiさんのブログで、2つの論文が紹介されており、私もさっそく読んでみました。

いずれも、特許庁技術懇話会（略称「特許懇」）会報で昨年11月に発表された論文です。

第1は、知財高裁から見た特許審査・審判（知財高裁の篠原勝美所長）です。

第2は、東京地裁知財部から見た特許審査・審判（東京地裁市川正巳判事）です。

特許懇の論文ということで、特許庁の審査官・審判官を読者に想定しての論文ですが、知財高裁（主に審決取消訴訟、侵害訴訟の控訴審を担当）と地裁（侵害訴訟の第1審を担当）で活動する裁判官の生の声を表明したものであり、特許実務者には有益です。審決取消訴訟は弁理士が単独で訴訟代理人を受任する機会も多く、そのような人には特に有益と思います。

1. 知財高裁から見た特許審査・審判

(1) 請求項の発明の解釈（侵害訴訟と審決取消訴訟の違い）

この点は裁判関係者から繰り返し説明されている事項ではありますが、よく理解しておく必要があるでしょう。

- ・特許侵害訴訟 → 「特許発明の技術的範囲」
- ・審決取消訴訟 → 「発明の要旨」

と言葉を使い分けています。

審決取消訴訟における発明の要旨の認定は、リパーゼ判決を

受け、特許請求の範囲の記載に基づいて認定され、発明の詳細な説明の参酌は例外的にしか許されません。

一方、侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の認定においては、広く解釈されたり（例えば均等論）、狭く解釈されたり（例えば機能的抽象的クレームの解釈）されます。

(2) 集中審理、計画審理

「平成14年に審決取消訴訟事件が数年前の2倍以上に急増した事態を踏まえ、・・・協議、研究を行い、その結果を集中審理方式として公表し、すでに実践に移している。」

ということで、事件数の増大に対応することが目的だったのですね。

この点については、ぜひとも拙速で誤った判断を下さないように、知財高裁には慎重な対応をお願いしたいと思います。何しろ審決取消訴訟は実質的に「一審制」ですから。

(3) 大合議制

「従来、東京高裁では、各部ごとの独立性が高く、いわば「チャイニーズウォール」（情報の壁）があって、蛸壺状態も揶揄されていたが、大合議制が導入された知財高裁では、これが変容し、透明性が高くなったことも、新制度のもたらした大きな収穫といえよう。」

そういう事情があったのですか。それは良かったです。

(4) 審決取消訴訟における差し戻し決定（特許法181条2項）

無効審判で特許を無効にする審決が出され、特許権者が審決

取消訴訟を提起し、訴え提起から90日以内に訂正審判を請求すると、裁判所は差し戻しのために審決を取り消すことができます。

差し戻しの審判で再度特許を無効とする審決が出され、二度目の審決取消訴訟が提起され、再度訂正審判が請求されると、またまた差し戻し決定がされます。これではきりがありません。この点について知財高裁篠原所長も問題視しています。

「繰り返し訂正審判請求が許されるのかという問題も想定される。

特許庁の運用にもよるが、知財高裁としては、改正法の趣旨・目的を踏まえつつ、早晚、適切な実務を形成していくことになろう。」

この点はぜひお願いしたいです。

2. 東京地裁知財部から見た特許審査・審判

審査官・審判官に対し、侵害訴訟に配慮した審査審判をお願いしたいとの観点から、以下のことを書かれています。

「機能的クレームについても、これだけ少ない実施例でこれだけ広いクレームでよいのかとの疑問が当然生ずるはずである。」

「クレーム解釈に当たり・・・、出願経過を考慮するのが実務である。

対立が激しい事件で拒絶理由通知やそれに対する意見書を読んでいると、拒絶理由通知に対して意見書が十分答えていないにもかかわらず特許査定されているのではないかと思われる事例がある。」

「化学の広い範囲のクレームなのに、それを裏付ける実施例

がわずかしか記載されていないなど、特許法36条違反ではないかと強く争われる事件が依然として存在している。」

進歩性を中心とする特許性判断については、地裁・知財高裁あわせて、別に述べることにします。

2006・06・16 (金)

訂正審判の運用の変更

昨日の記事（裁判所の意見（特技懇））の中で話題にした

1. 知財高裁から見た特許審査・審判

(4) 審決取消訴訟における差し戻し決定（特許法181条2項）

について特許庁に動きがありました。

昨日（6月15日）、特許庁のホームページで平成15年改正法における訂正審判の運用の変更についてということで発表がありました。

平成15年特許法改正においては、無効審判と審決取消訴訟の間の「キャッチボール現象」を適正化するという目的で、審判と審決取消訴訟についての多くの改正が行われました。

「審決が出されたあとは、審決取消訴訟の提起から90日以内でないと訂正審判を請求できない」という点もそのひとつです。

15年改正前であれば、審決取消訴訟で時間をかけて審理し、特許権者が負けそうになったときに訂正審判の請求がなされることが多く、訂正審判が容認されれば審決取消判決がされて無効審判に戻っていました。

15年法改正では、訴訟から審判に戻るサイクルの周期は90日と短くなりましたが、しかし、無効審決が出され、審決取消訴訟提起90日以内に訂正審判を請求し、訴訟で差し戻し決定がされ、再度無効審判が係属してその中で再度無効審決が出

され、再度審決取消訴訟が提起されたときに2度目の訂正審判を請求することは可能です。つまり、周期は短くなったとはいえ、キャッチボール現象は存続していたのです。

現在に至るまで、特許庁の運用として、審決取消訴訟継続中に訂正審判が請求された場合、その訂正審判の審理を中止していました。訴訟で差し戻し決定がされることを予想し、差し戻し決定後に無効審判の中で訂正請求として審理するためです。

今回の運用の変更により、侵害事件と同時係属する訂正審判、又は2度目の審決取消訴訟提起後の訂正審判については、手続を中止せず、速やかに審理を行うこととなります。

無効審判請求人には、特許庁から訂正審判が提起された旨の通知がされます。

無効審判請求人は、特許付与後の情報提供や、訂正審判に対する上申書を、速やかに提出するように促されます。

審理終結までに提出された審判官への情報提供や上申書については、審理において参考とするということです。

訂正審判で請求項を減縮する訂正が行われた場合、見かけ上は減縮でも実は実質的に減縮されていない場合があり、そして減縮されていないという事実は新たな証拠で立証しなければならない場合があります。訂正審判で査定系スタイルで審理されると新証拠の提出と主張ができないのですが、上記のような運用であれば、無効審判請求人は当事者系と同じように審理に影響を与えることができるので、間違っても訂正を容認する審決が出される危険性を回避できます。

特許庁がこのような運用を変更するのに呼応し、多分知財高裁では、2度目の審決取消訴訟で2度目の訂正審判が請求されたとき、差し戻し決定を出さずに、そのまま審理を続行する運用をはじめると予想されます。その点は、特技懇の知財高裁から見た特許審査・審判における篠原所長のコメント

「繰り返し訂正審判請求が許されるのかという問題も想定される。

特許庁の運用にもよるが、知財高裁としては、改正法の趣旨・目的を踏まえつつ、早晩、適切な実務を形成していくことになろう。」

が参考になるでしょう。

審決取消訴訟では訂正審判とは独立に、無効審決時の請求項を対象に審決の妥当性を審理し、判決に至ります。一方訂正審判は無効審判請求人の意見を参考にして審理を進め、審決に至ります。

これによって、審判の訴訟との間のキャッチボールは1回で終了とし、迅速かつ的確に最終結論に至ることができるようになるでしょう。

ただし、訂正審判が容認された場合、無効審判請求人は審決に不服を申し立てることができないので、新たな無効審判を請求することにはなるでしょう。

コメント

.....

ボンゴレ

弁理士会からファックス

上記「訂正審判の運用の変更」について、本日（6月16日）の夕方6時前、弁理士会からファックスが入りました。

ところでこのファックスによると、「訴え提起後の90日以内の訂正審判請求」について、起算日は訴えを提起した日なのですね。初日不算入で計算して91日目に審判請求をするミスが発生しているらしいです。

この点については私もノーマークだったので、よく覚えておきましょう。

.....

裁判所の意見（特許懇）（2）

特許庁技術懇話会（略称「特許懇」）会報で昨年11月に発表された下記論文に関する第2報です。

1. 知財高裁から見た特許審査・審判（知財高裁の篠原勝美所長）
2. 東京地裁知財部から見た特許審査・審判（東京地裁 市川正巳判事）

審決取消訴訟（知財高裁）において、進歩性の判断基準は特許庁審判官よりも厳しく、審判で特許性有りとされた案件が審決取消訴訟で取り消される比率が高くなっています。

侵害訴訟（一審は地裁）でも特許法104条の3が導入されて特許無効の判断がなされておりますが、聞くところでは、地裁の裁判官は知財高裁よりもさらに厳しく判断しており、軒並み「特許無効とされるべきだから権利行使不可」の判決が下っているという話をよく聞きます。

この点について、上記2論文はどのように述べているでしょうか。

1. 知財高裁から見た特許審査・審判

無効審判で特許維持の審決がなされ、審決取消訴訟が提起された場合、半数以上において審決が取り消されています。この点について、篠原所長は以下のように述べています。

「審判官が、公知文献の明示的な記載を重視し、ややもすれば自己の知識・経験に頼りがちな傾向があるのに対し、裁判で

は証拠が追加され、裁判官は、オーソドックスな事実認定の手法により、証拠相互の矛盾の有無などを分析、検討し、総合的に評価して、積極的に踏み込んで当業者の技術常識等を認定し、発明の実質的価値を吟味しようとする傾向があることが指摘できるように思われる。

審決は、判決と同様、証拠による事実認定を基礎とした法的判断作用であり、その事実認定の対象も、技術的専門事項に限られないから、審判官には、幅広い知識・経験、豊かな一般常識を修得して事実認定のスキルアップを図る自己研さんが求められるが、取消判決の判示内容を検討してみることも有意義であろう。」

審判官の判断よりも知財高裁の裁判官の判断の方が優れている、というスタンスのようですね。

ただし、日本弁理士会主催で開かれたパネルディスカッション「発明の進歩性」（平成17年12月9日 JAホール）での議論内容を見る限り、最近の知財高裁の進歩性判断基準は厳しすぎる、というのが共通意見のようです。

2. 東京地裁知財部から見た特許審査・審判

「地裁の裁判官は特許無効の判断に慣れているかが問題となる。進歩性の判断は、まず出来上がったものを見て簡単だと感じ、実はそれは後知恵であったことを気づかされ、後知恵に陥らないように自戒してもやはりこの程度のことはかえって当然過ぎて引用例が見つからないのではないかと考えたりする。そのような行ったり来たりを繰り返して進歩性判断の感覚を磨いていく。地裁の裁判官が限界線上にある進歩性判断においても

信頼を得るためには、事件の質及び量の面で、相当の経験を積む必要がある。」

「判断の基本は、具体的に引用例を積み重ねていくことであると考えられ、安易に周知慣用技術等に頼るべきではないが、素人の目で見ると、この程度のものがどうして特許になってしまうのかと感じられる特許が目につく。」

実は素人であるほど、発明と引例を後から対比すると、その発明が当たり前のように見えてくるのですよね。一方当業者は、発明の現場をよく知っていますから、発明というのがそんなに簡単に生まれないと実感しており、発明の進歩性を素人よりも高く評価する傾向にあると思います。

最近の裁判所での判断について話を聞くと、どうも「コロンブスの卵的な発明については進歩性を認めない」という態度がなされているように思われます。

上記地裁判事のコメントは、当業者ではない地裁判事が陥りやすい問題について自戒する発言ではありますが、現実には進歩性について厳しすぎる判断が成されている証拠ではないかと思わせるものがあります。

最近の知財高裁における進歩性の判断基準、地裁（侵害訴訟）における進歩性の判断基準が適切なのか、それとも厳しすぎるのか、まずはその点を議論する必要があります。私の印象としては厳しすぎるように思いますが。

そして、厳しすぎるという意見がコンセンサスを得るのであれば、この意見をどのように裁判で反映していくかです。

せっかく知財高裁ができたのですから、その制度を有効に活用したいです。この問題について有効な世論が形成されれば、知財高裁は組織としてその世論を取り入れる方向に動くであろうと予想されます。この点、それぞれの裁判官がタコツボに籠もって判決していた従来とは異なるはずです。

まずは議論の結果としての共通意見を各所で表明することが必要でしょう。共通の意見が形成されれば、それは世論となります。その世論の影響を受け、知財高裁全体としての判断基準が適切化していくでしょう。

その結果は、審決取消訴訟の結論、侵害訴訟における控訴審の結論の変化として現れるはずです。

侵害訴訟で「進歩性なし」との判決を受けた特許権者は、その判断が厳しすぎると考えるのであれば、労をいとわず、控訴審に持ち込みましょう。知財高裁で適切な判断が下るようになっていれば、地裁の判断基準も自ずから適切化されていくはずです。

本日（6月17日）に、日本知財学会主催第4回学術研究発表会の弁理士会協賛セッション「進歩性はいかにあるべきか」が開催されます。どのような議論が行われるか、楽しみです。

コメント

.....

疑問符

「裁判では証拠が追加され、裁判官は、オーソドックスな事実

認定の手法により、」

とありますが、審決取消訴訟で追加が可能な証拠というのは、単に補強的証拠だけだと思ってましたが違うのですか？

ボンゴレ

訴訟での新証拠

疑問符さんのおっしゃるとおりですね。

篠原所長が言う裁判での新証拠は、多分当業者の技術水準を明確にするための証拠を指していると思います。

それにしても、篠原所長の論文の中で私が引用した部分は、よくわからないのですよね。

「審判官が、公知文献の明示的な記載を重視し、ややもすれば自己の知識・経験に頼りがちな傾向があるのに対し」が「審判官は証拠によらずに自分の知識・経験に頼って当業者の技術水準を認定している」という意味だとしたら、「裁判にならってきちんと証拠に基づいて事実認定しなさい」という意見になるのでしょうか。あくまで推定ですが。

しかし、篠原所長がおっしゃるほどに審決と判決とでレベルに差があるのかどうか、そのような話は聞いたことがありません。

.....

ブログテンプレートの変更

またまたブログテンプレートを変更しました。

私のザウルスでブログを閲覧したところ、昨日までのテンプレートでは表示不良が発生することに気付いたのです。

出張先などで自分のブログを閲覧することができないのでは不都合なので、goo 既存のテンプレートの中から表示問題がないタイプでおとなしい表示のものを選びました。

ちょっとおとなしすぎるようにも思いますが、取り敢えずこれでいきます。

2006・06・18（日）

フィルム絶対主義

ゼンザプロニカでTOKOさんからご紹介のあったアサヒカメラ6月号を、私も買ってみました。

「フィルム絶対主義」というタイトルで、フィルムカメラかデジタルカメラか、という比較を行っています。

おおざっぱに結論を述べると、「プロが要求する写真において、フィルム、それもリバーサルフィルムで撮影した写真は、デジタルカメラで撮影した写真に比較してひと味違った表現力を持っている」といったところでしょうか。

白簾史朗氏は山岳写真家です。4×5インチのリバーサルフィルムを使っています。「デジタルなんか、フィルムのような深い色が出ないんですよ。だから、立体感がない。山を撮るのに立体感がないようじゃ、しょうもないんですよ。」

立木義浩氏「もちろん、デジタルにも粒子はあるよ。でも規則正しく並んでいる。フィルムの場合は不規則だからね。そのあいまいなものが摩訶不思議と写真を魅力的にするんだな」

白川義員氏も山岳写真家です。「日没や夜明けの太陽が作り出す色は美しい。この微妙な色彩の差を余すところなく写すには、やはりデジタルではダメだ。自然の作りだしたものを、そのまま残すフィルムがいい。」

いずれも、我々の見る目では区別がつかない領域です。

「素人目にもはっきりと分かる違い」というのはどうもなさそうですね。

特に、フィルムを推すプロ写真家が使うのはリバーサルフィルムです。私は、主に四つ切りぐらいに引き延ばして写真を楽しんでいたので、ネガカラーオンリーであり、今までリバーサルを使ったことがありません。「ネガカラーであってもデジタルより好ましい」という議論は誰もしていないですね。

趣味で写真を撮る場合、一眼レフとコンパクトカメラとを比較すると、「写真を撮ろう」という意欲が湧いてくるのは一眼レフです。ファインダーを覗いたときの見え方の差が大きいです。趣味なんですから、やはり撮りたいと思うことが大切です。

次にフィルム一眼かデジタル一眼か、という比較です。

「アマチュアのレベルであれば、どちらかが明らかに好ましいという優劣は存在しない。自分の好きな方を選べばいい」といったところでしょうか。

じゃあ私はどちらが好きか。

デジタルはコンパクトカメラの経験しかないので、一眼レフ同士での比較はできません。コンパクトカメラ同士で比較すると・・・。

フィルムだろうとデジタルだろうと、コンパクトカメラではそもそも趣味として写真を撮りたいという意欲をかき立てることが少ないので、比較しても意味がないように思います。

今では35mmのフィルム一眼は所有せず、デジタル一眼を入手する予定もありません。従って、一眼レフ対決による結論は出そうもありません。

コメント

.....

Nbenrishi

リンクおよびコメントありがとうございました。

ボンゴレ様、初めまして。Nbenrishiです。特技懇の記事でリンクして頂いたのは知っていたのですが、コメントを頂いているのに気付かず、返事遅れまして済みませんでした。

ボンゴレ様のブログは、以前よりいつも拝見させて頂いていました。

お互い、立場（企業と事務所経営）は異なりますが、今後とも、お互い、色々、発信していきましょう！。今後とも宜しくお願い申し上げます。

ボンゴレ

こちらこそよろしく

Nbenrishiさん、コメントありがとうございます。

ブログはいつも拝見しています。

これからもいろいろと参考にさせていただこうと思っております。こちらこそよろしくお願いたします。

.....

表紙の作成

冒頭にタイトルページと称して表紙を作ってみました。

一応、新たな記事を作成してもこのタイトルページが常に冒頭に配置されるようですね。

なお、タイトルページにある「このブログのインデックス」については、過去の記事をカテゴリー別登場順に並べて記事のタイトルを表示しています。このインデックスから、各記事にリンクで飛ぶことができます。

2006・06・19（月）

対クロアチア戦

引き分けに終わりました。

負けていた可能性も高かったし、勝っていた可能性も高かった試合でした。川口のファインセーブを生かせなかったのが残念です。というか、川口のお陰で勝ち点1を得ることができたともいえますが。

絶対的チャンスに決められなかったのが大きいです。もちろんクロアチアの方が絶対的チャンスが多かったですが。

日本の高校生でも決められるシュートが決められないということは、やはり大舞台でペナルティエリアの中でシュートを打つ際にあがってしまう（平常心が保てない）ということなのでしょう。

終盤、せっかく入ったフレッシュな玉田がどこにいるのかわからなくなりました。

しかし、最悪の事態に至らなかった点については、心底ほっとしています。

トラックバック

クロアチア戦

http://pecan.cocolog-nifty.com/fudge/2006/06/post_7ad2.html

試合が終わりました。川口のファインセーブ、稲本の後半開始直後のインターセプト、中田のミドル2本以外見るべきものはありませんでした。特に攻撃陣のふがいなさには目を覆いたくなりました。唯一の得点チャンス

決定力不足

日本代表は、なぜ得点できないのでしょうか。

1. 金縛り

代表に選ばれたフォワード5人は、いずれも現在あるいは過去にJリーグで優れたパフォーマンスを発揮し、得点を重ねてきた選手ばかりです。能力はあります。

なのになぜ、ワールドカップの舞台では能力が発揮できないのでしょうか。

ジーコは（日本語訳で）「平常心が失われている」と言っています。私が見ていても、シュートの場面では金縛りにあっているとしか思えません。普段の試合ではフォワードとしての能力を発揮するのに、大舞台に立ち、ペナルティエリア内でシュートチャンスに遭遇すると、足がすくんでしまっているようです。

メンタルの問題といたらいいのでしょうか。

もしそうだとしたら、次回のワールドカップまでにはその点を改善する策を考えなければなりません。

昔、東京オリンピックのレスリングでは、八田一朗会長による独特の精神訓練がされたそうですが、今だったらどのような訓練になるのでしょうか。

2. 資質

今から40年前、まさに東京オリンピックの頃ですね。サッカーの選手の中で、一番うまくて自己主張が強い選手が、セン

ターフォワードになりました。釜本邦茂選手がその代表です。

ところがその後、「大事なのは点取り屋ではなく司令塔だ」という思想が言われはじめ、小城得達選手をはじめとする優秀な中盤の選手が現れ始めました。気がついたら、能力のある選手は皆ミッドフィールダーですね。3バックシステムだったらミッドフィールダーは3人しか入れないのに、中田英、中村、小野、稲本、小笠原と、俊英はきら星の如くです。

もし、中田英が、中澤が、フォワードとして育成されていたら、日本のサッカーシーンは今とは違ったものになっていたかもしれません。

中学・高校のサッカー指導者にお願いしたいです。これからの10年、最優秀で将来性のある選手をぜひストライカーとして育成して欲しいです。

3. 責任

その選手が、その時点で最良のパフォーマンスを発揮し、あるいは日本人選手の平均的な金縛り状態のできる範囲で頑張り、結果として無得点に終わったのであれば、それは選手の責任ではありません。

もし、他にもっと優れた選手がいたのにそちらを使わず、出場を指令されたのだとしたら、責任は監督にあります。

もし、どのフォワードが出ても同じような結果しか期待できないのであれば、それが日本の国力だということであり、誰の責任でもありません。

一方、代表のフォワードは、日本人サッカー選手の頂点として選ばれているトップアスリートです。日本国籍を持つフォ

ワールドサッカー選手が何万人いるか、何十万人いるか知りません。プロサッカー選手に限っても何百人のオーダーでしょう。その中から選ばれて代表入りし、ピッチに立っているのですから、当然責任があります。

不甲斐ない結果に終わったのであれば、その責はこれからの人生で負っていかねばならないでしょう。たった一本のシュートミスで、とも思うのですが、やはりトップアスリートとしての宿命だと思います。

コメント

.....

九州っこ

TBありがとうございます

コメントがありましたら、よろしく願います

ガサツ夫

もしかして

もしかして日本のFWが激減したのはロベルト本郷のせいかもしれませぬ。

日本を離れブラジルに帰るときのこのセリフ、

「翼、ミッドフィールダーになれ。」

この一言のせいで世の才能・フィジカルに優れた選手たちがこぞってMFを目指し始めたのではないかと真面目に思います。

高橋陽一の犯した功罪は今、"罪"の方がクローズアップされているようですね。

ボンゴレ

ロベルト本郷

ガサツ夫さん、コメントありがとうございます。

それから冷戦終了、おめでとうございます。

キャプテン翼にそんな話があったのですか。私は団塊世代なので、キャプテン翼以前世代で知りませんでした。

「翼、ロナウジーニョになれ」

というバージョンを出版して欲しいですね。

.....

トラックバック

惜しかった試合！？（対クロアチア戦）

<http://blog.goo.ne.jp/kyusyu-children0423/e/758737c9fc7612087657357df8457279>

闘争心足りない！技術だけじゃ勝てないんだ

↑日本VSクロアチア戦は0-0のドローに終わった

クロアチアは右WBスルナ選手を中心に盛んに日本の左サイド（左SB三都主、左CB宮本）をついてきた

要するに、クロアチアは日本の左サイドの弱点を

ついできた

...

日本代表 VS. クロアチア代表

<http://blog.goo.ne.jp/nagureds/e/>

7ba07fa319a5abaacd27d66a890c181e

勝点2失いましたね。残念です。ブラジルに2点差以上で勝利しないといけなくなりましたね。どうなのでしょう。

でも、自国開催以外でのワールドカップでの勝ち点獲得しましたね。フランスの時は三戦全敗、今回は勝ち点取れただけ前進でしょう。更に、以前は世界と ...

2006・06・21（水）

審査期間短縮対策案

先日の日本知財学会主催の学術研究発表会会場で、「知的財産推進計画2006」の冊子をもってきました。その冊子をつらつら眺めているうちに、特許の審査期間短縮対策案をひとつ思いつきました。

現在、審査待ちの滞貨が大量に発生し、審査に要する期間が増大したということで対策が案出されています。任期付き審査官を大量に採用するとか、審査請求済み出願を取り下げたら審査請求料を全額返還するだとか、そもそも出願公開によってノウハウが流出するだけだから出願を減らすようにキャンペーンを張るだとか、なりふり構わずです。

審査待ちの滞貨が増えたのは、従来の審査請求期間が7年だったのに対し、2001年10月出願分から審査請求期間が3年に短縮されたのが原因です。現在は、7年期間と3年期間の審査請求がダブってされているので、定常時の2倍近い審査請求件数になっているわけです。

逆に言うと、このダブリ期間数年間が過ぎれば、審査請求件数は低減して元のレベルに戻ると言うことです。

出願から3年の期間内で審査請求された案件の中には、権利化を急がない案件がたくさんあります。半分以上はそうでしょう。そうであれば、「この出願は権利化を急がないから、審査の順番を下げてもらって結構です」と意思表示させ、そのよう

な出願については審査請求料を値引きするというのはどうでしょうか。半額ぐらいがうれしいですね。そのような出願を不急出願と呼びましょう。

そして、平均審査期間の算定にあたっては、不急出願を除いた出願のみについて計算するのです。

不急出願といっても、永久に後回しにされたのでは困ります。せいぜい、不急出願の審査所要期間が、不急出願を除いた出願の審査所要期間より3年以上長くならないようにしてもらう必要はあるでしょう。

特許出願の目的のひとつとして、特許になる確率は非常に低いけれども、「特許出願中」というステータスで競業他社ににらみをきかせたいという目的があります。この場合、拒絶査定ができるだけ遅くなるのが大事です。

不急出願の審査請求料を安くするという制度を作れば、ずいぶん多くの出願がこの制度を利用するようになるでしょう。

我ながらグッドアイデアです。といっても、すでに提案している人はいるでしょうね。

2006・06・22（木）

先使用権に対する誤解

ちょっと古新聞ですが、日経新聞は、特許の先使用権を以下のように紹介しています。

「特許庁は技術情報の海外流出を防ぐため、出願しなくても先に発明したことを証明すれば自らの知的財産権を守る「先使用権」の活用を企業に促す。」

こんな間違った情報を国民に流したのでは、困ったことになります。

「先使用権」というのは、他人の特許出願以前にその発明について「事業をし、またはその事業の準備をしてる」場合にのみ認められるものです。

従って、その他人の出願より先に発明をしていたことを証明したのでは足りず、先に発明の実施の事業またはその準備をしていたことを証明しなければなりません。

特許庁は1年ほど前、「先発明権」（フランスのソロー封筒のようなもの）の創設を働きかけたことがあります。しかしこの件については反対が多く、法改正には至りませんでした。

その議論の過程で、「現行法の先使用権について、使いやすようにガイドラインを設けよう」ということになり、そのガイドラインも今回発表されました。しかしあくまで「現行法の先使用権」であって事業またはその準備が要求されるのであり、「先発明権」ではありません。

この違いを特許庁はきちんと説明しなければならないのですが、日経新聞の記者が勘違いしたところを見ると、あまり明確に説明していないのでしょうね。

特許庁は264ページからなる先使用権制度ガイドライン（事例集）を6月16日に発表しました。この内容については別途論じたいと思います。

2006・06・23（金）

先使用権制度ガイドライン

特許庁は6月16日、264ページからなる先使用権制度ガイドラインを発表しました。

もともと、昨年度の産業構造審議会特許制度小委員会において、先使用権制度の在り方について審議がなされました。

この審議会では、先発明権（いわゆるソロー封筒）の創設も提案されましたが、反対が多く取り上げられませんでした。また先使用権制度の明確化等のために法改正を行うことも議論されましたが、特許権者と先使用権者とのバランスを変える可能性があることから、法改正ではなく、ガイドライン（事例集）を作成することになりました。

今回のガイドラインは、上記答申に基づき、判例、通説や企業の実態等を参考に、委員会での議論の結果を踏まえて特許庁が作成したものです。

内容は膨大です。

33ページまでで、過去の判例に基づいて先使用権制度の内容を説明しています。

次の83ページまでは先使用権を立証するためのガイドラインです。

113ページまでは付録として事実実験公正証書の例が挙げられています。

そしてその後の261ページまでが、判例と関連条文のページです。

特許庁は、先使用権を広く使ってもらうことにより、特許出願の件数を減らすことを狙ったものと思われます。そして、ガイドラインさえできれば広く多くの人が先使用権の利用を開始し、特許出願が減るものと期待したのでしょう。

しかし、そもそも先使用権は非常に使いづらい制度であり、将来発生するかしないか全くわからない紛争に備えて証拠を収集しておく必要がありますから、とても手軽に利用できるものではありません。この点はガイドラインを作成する委員会の委員もよく心得ていますから、このような大部の文書になってしまったわけです。

ところで、去年行われた議論の中で、公証人による事実実験公正証書の話が良く出てきました。この制度を使うと、先使用権の立証が容易になるような雰囲気でも議論されていました。

しかし、事実実験公正証書とは、公証人の五感で知得した結果を記載するものですから、公証人が五感で知得し得ないことはそもそも記載できません。「実験」とは「実際の体験」という程度の意味だと思います。

先使用権の立証のためには、将来他人が特許出願するかもしれない発明の、すべての構成要件が明確に記載された証拠を集めておく必要があります。他人の特許発明を予測して、その予測した発明のすべての構成要件の資料を集めるのですから、これはそのつもりで資料収集を行わない限り漏れが出ます。「公証人が見たままを記載してもらう」のでは何の役にも立ちませ

ん。

結局、十分な資料を集めた上で、その資料の存在日を立証するために確定日付を得ておく、というのが正しい公証人の使い方だと思います。

ガイドラインの中で、確定日付と事実実験公正証書とをどのように使い分けるのか、それぞれがどのような得失を持っているのか、についての解説を探したのですが、見つかりませんでした。

ガイドラインの中に書かれた「企業の実例」においても、公証人が登場するのは確定日付だけであり、事実実験公正証書を使っている企業は皆無でした。

2006・06・24（土）

佐藤優氏控訴審に東郷和彦氏出廷

佐藤優氏については、このブログでも1回だけ触れたことがあります。

元外務省の高級官僚だった東郷和彦氏は、鈴木宗男氏事件との関連で海外に出たきりでしたが、今回4年ぶりで帰国し、佐藤優氏の控訴審に弁護側証人として出廷しました。例えばこのニュース。

佐藤優氏裁判での東郷氏の証言ということであれば、確認したいのは以下の2点です。

(1) 東郷氏は、国外に出た後、イギリスで検察の事情聴取を受け、佐藤氏裁判の一審では証人になることを拒否しています。その間、どのようないきさつがあり、今回控訴審で証人尋問に出廷することをどのような心境で応じたのか。

(2) 佐藤氏の2つの罪状のうちのひとつである、イスラエル国際学会派遣の費用をロシア支援委員会から支出したかどで背任罪に問われた件について、東郷氏がどのような証言をするのか。

6月21日に行われた弁護側の尋問に関して、こことここに詳細な記録があります。「日暮れて途遠し」という、佐藤氏裁判をフォローされている方のブログですが、すごいです。裁判での東郷氏に対する一問一答が手に取るようにわかります。

裁判での受け答えを見る限り、東郷氏は、自分の保身についてはあまり考えず、佐藤氏のために真実を語ろうということで帰国し裁判に臨んでいるようです。

佐藤優氏の「国家の罟」から、東郷氏の動きを追うと以下の通りです。

2002年5月の佐藤氏逮捕の直前、東郷氏は外国にいたようです。佐藤氏は、自分の逮捕は鈴木宗男氏と東郷氏を狙った前哨戦であるにとらえ、東郷氏の奥さんに「この事件のケリがつかないうちは日本に帰ってきてはなりません」と伝えます。

翌年6月の起訴前後、拘留中の佐藤氏はイギリスで行われた東郷氏に対する検察の事情聴取について検察官に質問します。

佐藤氏「内容はどうだい」

検察官「しょうもない支離滅裂な内容だ」

「西村さんが『しょうもない』というのは僕には有利だということかな」

「そうでもないぜ。東郷は部下を守るという発想の全くない人だよ。君が思っているような人じゃないよ」

「守りに弱いからなあ。壊れちゃったかな」

2004年春、一審で東郷氏に証人になってくれるように頼み、一度は応諾します。しかし東郷氏側が東郷氏の立場について検察に確認したところ、「共犯者の位置づけだ」との回答があり、その結果東郷氏が身の危険を感じて出廷しないとの決断をしたのです。

以上が「国家の罨」から拾った話です。

次に今回の控訴審での東郷氏の証言です。ブログ「日暮れて途遠し」から。

[2002年2月外務省で受けた事情聴取でのやり取り]

(外務省から)「東郷さん、あなたは辞表をかくべきではないですか」と言われた。

(辞表は)出してない。外務省では、お願いをもって退職するという「依願退職」というのが通例だが、「退官」という異例の辞令であった。

上司として、部下が傷ついたことは遺憾だが、そのことで辞表を出す理由はないと言ったら、「分かりました。東郷さん、あなたは切腹でなく、打ち首を望んでいるのか」と言われた。

そのときから自分の中で何かが壊れた。

退官のときまで疲労困憊の状態になった。

日本に残って何かをするつもりはなく、一刻も早く日本を出て、どこか別の場所に自分を置いて見つめなおしたいと思った。

[ロンドンでの検事の事情聴取]

A. ゴロデツキー教授招聘とテルアビブ国際学会派遣。

①外務省が組織として実行したことで、具体的にはそれぞれの決裁書が共通の構造を持っている。欧亜局がとりまとめ、(条約局が検討)

②ロシア支援協定に照らして合法性。100%の責任(権限)のある条約局がそれでOKとしたものが、違法性を問われることはありえないということを言いたかった。

そのまま書いてほしいと希望したが、それはできないと。

実に生々しいですね。

その他、佐藤氏が外交官として如何に傑出しているか、どれだけ日本外交のために奔走してきたかという点について話されています。また、国際学会派遣にロシア支援委員会の予算を使ったことについて、すべて外務省が組織として行ったことで佐藤氏の背任ではない、という点について主張されています。ぜひ、ブログ「日暮れて途遠し」で東郷氏の生の声を聞いてください。

コメント

日暮れて途遠し

T Bありがとうございます

Bongore様実に的確にまとめられていますね。

私が印象に残ったもう一つの点は、支援委員会という国際条約に基づく組織に関し、

「条約とは国と国の権利・義務を定めるものであるという定義に立ち戻って考えると『条約違反』とは義務不履行を相手から訴えられることである」

と東郷氏が整理したことです。

私は、そもそも支援委員会なるものは、日本がソ連崩壊の機を捉えて、北方領土問題解決のために戦略的に作り上げた委員会であり、そのための資金であるはずで、この利用の当事者（すなわち国策を遂行していたロシア支援室や佐藤さんら外務省の

当事者)が鈴木議員に関わる権力闘争のためとはいえ、条約違反で国に損害を与えたなどというあまりにも下らない意味のない立件にとんでもない無理があると思うのです。

ところで、内藤さんは弁理士さんなのですね。クレームの構成・特許明細書の取りまとめには論理的かつ広い視野と文章力が求められるはずですが、多分大変信頼されるお仕事をされておられることと想像いたします。サッカーがお好きなのですね。私も若い頃サッカーをやっていろいろ言いたいことがあるのですが

不満しか出てこないので押さえています。

ボンゴレ

拝見しています

日暮れて途遠しさん、お越しいただき、ありがとうございます。

おかげで、佐藤優さんの控訴審については居ながらにしてリアルタイムで裁判を傍聴することができます。これからもよろしくお願いいたします。

佐藤さんの背任容疑については、どう考えても無理があります。鈴木宗男氏が頼みもしないのに条約局を怒鳴り上げたのは、佐藤氏にとって不運ではありましたが。

国家の罨を読んで、佐藤優さんは本当にすごい人だとつくづく思います。この裁判ではぜひ正しい判断が下ることを願っています。今回東郷さんが証言に立たれたことも勇気をたたえたいと思います。

弁理士という職業をご存じなのですね。技術関係をやられていらっしゃるのでしょうか。年代もおそらく私と近いのでしょうか

か。

私も高校の頃に下手ながらサッカーをやっていました。日本代表について思うことは、今回大会が始まる前に発言しておきました。終わった今はあまり言うこともありませんが。

VIVA

TBありがとうございます

拙ブログにTBをいただきました。佐藤優氏に関しては私も、日暮れて途遠しさんのサイトを拝見しております。ボンゴレさんの↑の記事に非常によくまとまっている件を、私も知りたいたいと思っております。

私は塾の英語講師なので、生徒やご父兄がご覧になることもあり、政治的な発言は控えたいのですが、この件は、やはり多くの人に関心を持っていただきたいと思い、取り上げました。これからも時々おじゃまさせて下さい。失礼します。

ボンゴレ

控訴審の進展を期待します

VIVAさん、ここまでお越し頂き、ありがとうございます。

佐藤優氏の控訴審が地裁判決を容認する結果に終わるのでは悲しすぎます。ぜひ、関係者のがんばりで真の姿を明らかにしていただきたいと思っています。

教育に携わられているということであれば、中立ということで発言を控える途もあるでしょうが、やはり社会問題・歴史問題で問題を投げかけることの方が重要ですよ。

これからもご健闘をお祈りします。

.....

トラックバック

佐藤優氏の「国家の罨」を読んで

[http://blog.goo.ne.jp/hiroharikun/e/](http://blog.goo.ne.jp/hiroharikun/e/3ac3eb80b808a11e75eb15c7c6a01c23)

3ac3eb80b808a11e75eb15c7c6a01c23

新潮社から2005年3月に発行された佐藤優
(さとうまさる)氏の「国家の罨 外務省のラス
プーチンと呼ばれて」をようやく読んだ

{/kaeru_fine/}

昨年秋のプーチン大統領来日の頃から気になって
いたが今年の6月図書館に予約をして90人以上
の予約待ち やっと ...

2006・06・25（日）

対ブラジル戦

新聞では惨敗だの完敗だのと書かれています。

そもそも今回の試合は、「2点差以上で勝つかそれ以外か」という方針で戦ったのですから、「きわどい勝利」だの「善戦」だの「惜敗」だのは最初から放棄した試合でした。

ブラジルとの実力差を考えれば、通常であれば守りを固めてカウンターという戦法が採られるのですが、前半戦の日本の戦いは最初から勝負にっていました。ブラジルがヒートアップしない中、よくやっていたと思います。日本選手はあんなに走り回って90分もつのか？と思いましたが、そんなことは言ってられません。

玉田のゴール、玉田の走り出しもサントスのパスも玉田のシュートも良かったですね。しかしあのゴールは、稲本からサントスへのパスが通った点がラッキーでした。稲本からのパスが出た瞬間、「パスカットされる、日本は逆襲に備えなければ」と思ったのですが、案に相違してパスカットされませんでした。

後半、日本は完全に足が止まりました。前半の飛ばしすぎ、それと前2試合が炎天下の試合で選手の疲労が回復していなかったためと思います。それでも攻めに行かなければならないのですから、あの結果は当然といえば当然です。

中田英は試合前にナカタネットで、この試合は2点差以上で勝ちに行くと宣言した後、「1-0で勝つような試合ではなく、もしかしたら3-4で負けてしまうかもしれない、そんな試合をしたいと思う。」との旨を述べています。

失点数は予想通りになりましたが、やむを得ないことだと思います。

普通に戦って、日本がブラジルに2点差以上で勝利する確率が1%としましょう。そのかわり惨敗する確率も低いです。

一方、別の戦い方（ギャンブル）で2点差以上で勝利する確率が2%に上がるのなら、今回はそちらを採用した、ということです。そのかわり惨敗する確率も上がります。もちろん惨敗する確率は何十%ということで、そうなっても仕方がないということです。

フランスワールドカップ決勝戦で、2点ビハインドとなったブラジルが攻め上がり、逆にだめ押しの3点目をフランスに入れられてしまったのと似たようなものです。

ブラジル戦での負けっぷりは、オーストラリア戦で2点差で敗戦したことからの帰結ということです。

ところで、玉田のゴールシーンで稲本からのパスがカットされず、またディフェンスが玉田につかなかった点、ブラジルのディフェンスにはそういう甘いところがあるような気がします。アトランタ五輪で日本がブラジルから挙げた1点も、状況は違いますが共通点を感じます。

戦いすんで・・・

日本代表のどの選手も監督も、以前から応援し、成長を楽しみ、尊敬してきた人たちばかりです。一次リーグが不本意な結果に終わったからといって、とても批判する気になれないし、マスコミやネットで悪し様に言われているのを聞くのは辛くて耐えられません。

しばらくはだれかれを戦犯に祭り上げてのバッシングが続くのでしょうか、選手と一緒に耐えていきましょう。開始1ヶ月前の醒めぶりからすれば、どうせ1ヶ月もすれば何もなかったかのように皆忘れていくでしょう。

代表23人が発表になった頃、本屋のスポーツコーナーにはジーコを批判するような本は1冊も置いていませんでした。おそらくセルジオ越後は変わらずに辛口批評をしていたのですが、本屋には置いてもらえていなかったということです。それだけ世の中は楽観ムードだったのでしょうかね。

テレビのワイドショーで、スポーツ新聞の一次リーグ突破確率予想が話題になっていましたが、セルジオ越後が30%と低かった以外は、皆80%といったような甘い予想をしていました。

マスコミとしては、甘めの予想で視聴者を盛り上げ、視聴率さえ稼げれば良かったのでしょう。

結果がわかった今になって、あれこれと批評しても意味がないことです。

しばらくすれば、優れたインタビュアーによって、ジーコや各選手からこの1ヶ月間の戦いの全貌が明らかにされていくでしょう。分析と判断はその時まで待ちたいと思います。

オーストラリア戦での小野の投入について、監督はどのような考えだったのか、そして選手はその交代をどのようにとらえ、あるいは誤解したのか。1失点目からの8分間（運命の8分間）に、ピッチ上では、ベンチでは、一体何が起こっていたのか。

本戦に向けた選手たちの準備は実のところどうだったのか。体作りを怠り、漫然と参加した選手はいたのかいなかったのか。合宿以外でのコンディション作りを選手の自主性に任せたのが間違いだったのか。

選手同士の意思統一はうまくいったのかいかなかったのか。選手間の結束は保たれていたのかいかなかったのか。

最初の2試合が炎天下での試合になったのは、やはり日本のテレビ局の意向があったのか。

次期監督はオシムに決まりかけているのですね。

本屋にはオシム本が平積みされ、オシムを推す人たちがいるなと思っていたのですが、やはりそうだったのですか。川淵キャプテンもこのオシム本に感銘を受けたとっていますね。ただ現在65歳ということで、4年後は69歳です。この点はちょっと気になります。

新代表の当面の課題は相反する2つです。

まず、世代交代を図らねばなりません。4年後に中心になる選手に、国際試合を数多く経験させる必要があります。現時点

でのベストメンバーを招集するのではなく、ベテランには遠慮してもらって、若手に経験を積ませる必要があります。

一方で、アジア予選を勝ち抜かなければなりません。その点で、トルシエのように予選のことを考えずに若手を起用することは許されません。

新監督には、うまくバランスを図って、若手の成長とアジア予選通過の両方を獲得して欲しいです。

今回は、アジア枠が減って同時にオーストラリアがアジア枠に入っているということであれば、予選突破は相当厳しい戦いになります。

トラックバック

次期監督を妄想

http://pecan.cocolog-nifty.com/fudge/2006/06/post_55b4.html

ようやくマスコミのW杯狂躁曲もおさまり、冷静にこの4年間を分析する記事が増えてきているように思います。後任監督の選定も進めているようで、今朝の読売新聞によれば、経験豊富なヨーロッパ出身の監督ということ

2006・06・26（月）

知財学会セッション「進歩性」

6月17日に、日本知財学会主催の学術研究発表会の一環として「進歩性はいかにあるべきか」というシンポジウムが日本弁理士会協賛で開催されました。これに参加してきました。

日本弁理士会協賛セッション

・「進歩性はいかにあるべきか」

井上正氏（特許庁審査第一部調整課審査基準室 室長）

ヨッヘン・パーゲンベルク氏（ドイツ弁護士・元マックスプランク研究所研究員）

竹中俊子氏（米国ワシントン大学ロースクール教授、ニューヨーク州弁護士）

奥山尚一氏（日本弁理士会特許委員会委員長・弁理士）

<モデレータ>

岡部譲氏（日本弁理士会副会長・弁理士）

配られたペーパーには

「まず考えなければいけないのは、産業の発展を促進するという特許法の目的を達成するために求められる進歩性の水準とは何かということである。進歩性の基準が高すぎれば、特許出願に対する意欲は減退する。権利化が困難であるとすれば、発明に対するインセンティブと投資意欲も減退し、技術革新が遅れるおそれがある。他方、進歩性の水準が低すぎれば、些末な発明に対する特許が多くなって、独占権がむしろ企業活動の足かせとなって、産業の発展を阻害する要因になる。」

とあります。まさしくその通りです。

10時から12時までの2時間ということで、さすがにこの時間内には議論を尽くすことができませんでした。

議論を、例えば「複数文献の組合せ容易をどのように扱うべきか」「商業的成功、競業他社が発明できなかったという事情などをどのように扱うべきか」「後知恵を排すためにはどうしたらいいか」といったテーマに絞り込んだ方が、有益な議論ができたことでしょう。

日本における進歩性判断の実情紹介を特許庁の井上室長が行ったのですが、特許庁を中心とした総花的な話となっ
てしまい、議論を絞ることができませんでした。

進歩性の判断で実権を握っているのは実質的に知財高裁であり、特許庁は知財高裁で取り消されないような審決を書くことしかできません。法律改正起案の権利は持っていますが、進歩性について法改正するという話は考えづらいです。

奥山弁理士がアメリカにおけるテレフレックスの米国特許6237565号に関する事件と日本の無煙ロースタ事件（平成14（行ケ）492）を対比して説明しました。この説明に対する竹中先生の以下のコメントが印象的でした。このような観点から議論が進められたら良かったのと思います。

「進歩性判断に関し、日本とアメリカでは出発点が違う。アメリカでは、『競業者はなぜこの発明に至らなかったのか』という点から出発する。日本ではそうではない。」

「無煙ロースタ事件については、炊飯器とロースタが同一分

野か疑問である。このように作用が異なるものを組み合わせることは原則困難とするのが、米国の考え方である。」

会場には、知財高裁から篠原所長ともうひとかたが参加しておられました。内容のある議論ができたなら良かったのにと残念でした。

私としては、竹中先生にお会いできたことで満足です。竹中先生は企業出身の弁理士だったと聞きましたが、今は上記のとおり米国ワシントン大学ロースクール教授、ニューヨーク州弁護士であり、さらにCASRIP及び知的財産権・技術法LL.M.プログラム所長という役職にも就かれているようです。今後ともご活躍をお祈りいたします。

コメント

一 所員

彼我の差

日本の裁判所（知財高裁）は、組み合わせる「阻害要因」がなければ引例の組み合わせは容易としてしまう。

組み合わせの「動機付けは不要」。

必然的に特許庁の審査も右へならえとなる。

一方、欧米の特許庁（裁判所）は、引例を組み合わせるにはそれなりの「動機付けが必要」とする。

審査基準にもそう書いてある。

進歩性（非自明性）に関する一番の違いはここですが、その点に関する議論はなかったのでしょうか？

ボンゴレ

残念ながら

2時間という短時間の中で、「議論をする時間がなかった」というのが実態です。

せっかく米国法に関して竹中教授、ヨーロッパ実務に関してその専門家を招聘したにもかかわらず、議論が一切出来なかったのは残念なことでした。

竹中先生の一言コメント（上記私の記事で引用）が唯一でした。

これからも、このような企画を次々と行っていくことが必要でしょう。

最初から議論的を絞ることが重要と思います。

一所員

老獪な欧米を見習え

〉他方、進歩性の水準が低すぎれば、些末な発明に対する特許が多くなって、独占権がむしろ企業活動の足かせとなって、産業の発展を阻害する要因になる。」

〉とあります。まさしくその通りです。

一般論としてはその通りです。

しかし、日本が今置かれている現状を見れば、まさしくその通りとはとても思えません。

今、日本は周辺諸国からの模倣品に侵略されつつあります。周辺諸国も馬鹿ではないから、模倣品とは言っても、ほんのわずかな改良を加えて新製品でございとする程度の知恵は持っている。

それを防ぐべき特許が、進歩性なしとして片っ端から拒絶・無効となる。

これでは、海外からの模倣品の輸入を防げない。

その一方で、海外からの模倣品対策を強化なんて騒いでる。まるで矛盾してます。

日本の裁判所（司法機関）は、一体どこを向いて仕事をしているのでしょうか？

老獪な欧米を見習って欲しいものです。

ボンゴレ

産業界は何をしているのか

一社員さん、おっしゃるとおりです。

シンポジウムのペーパーは「（日本の）産業の発達という観点で進歩性の水準を決めるべきである」と言っているわけです。一社員さんのおっしゃるとおり、私も現在の厳しい進歩性の水準は日本の産業の発達を阻害しているのではないかと危惧しています。

そうであれば、産業界が声を上げるべきです。

しかし、この問題に関して（産業界を代表する）知財協が声を上げているように思えません。

私は、実は産業界は進歩性の水準が上がっていることを歓迎し

ているのではないかとさえ邪推しているのです。

いち業界人

弁理士の腕の見せ所じゃない？

一昔前は「特許庁は進歩性を見ていない」「裁判所は進歩性の判断をしていない」と苦情ばかりだったような気がします、今度は権利化できないとなるともう苦情ですか・・・弁理士の腕の見せ所じゃないですか。

何とかの一つ覚えのような「動機付けの明示的記載がない」という意見書ばかりでなく、なぜ分野の同一性だけでは組合せの論理付けが破綻するとか、そもそもの個々の引例が実は本願とは対応しないとか、キチンと論理立てて説明するのが弁理士の實力だと思うのですがね。

ボンゴレ

一般論として

いち業界人さん、コメントありがとうございます。

個別に私が困っているというより、いろいろな人の話を総合すると、どうも現時点の特に裁判所の判断は厳しすぎるような気がしている、という問題提起です。

私に対応する範囲では、審査官全員が厳しすぎるということはありません。ただし一部の審査官は「文献1に構成A、文献2に構成Bが記載されているから、A+Bは進歩性なし」と機械的に判断してしまう人が出現した、という印象はあります。

いち業界人さんの業界ではどうですか。

周囲の人から、「現在の裁判所の判断レベルは問題だ」という

声は上がっていないでしょうか。

いち業界人

「厳しい」「厳しい」というのは権利者の怠慢では？

裁判所の判断が厳しいというのは権利を取得／維持する側にとって厳しいということであって、本来こんなものがなぜ特許になるのかと考える者（特許権者から攻められている側だけではなく、一般的に）にとってはむしろ当然の結果が出ていると思われているのではないのでしょうか。

それから、阻害要因が無ければ組合せ容易という安易な判決を見たことはありません。

まずは何らかの形で組合せ容易であるという論理的な説明がなされて、おそらくは特許権者からの反論である、なんとかの1つ覚えの「動機付け」が主張されていて、それに対する相手の、これまたなんとかの1つ覚えの如くなされる「阻害要因が無いから組合せ容易」という主張がそのまま判決で採り入れているだけの話でしょう。

それから、裁判所の判断レベルが問題だなどと高々ここ数年の100件単位の統計から主張するのは、裁判所にとって失礼千萬な話です。

権利者がいかに権利を有効な状態に保つかということの努力を欠いているのを他者に責任転嫁していると思えません。

全件内容を精査して、なぜ判断レベルが本来的にそぐわないかを法律と技術の専門家の両者の鑑定書でも付けているなら別ですが、それができるならとくに和解なり仲裁なりしてもらっているでしょ？

そういうことができないから裁判所で裁いてもらっているのでしょうか？

それから、「機械的判断」というのであれば、予見性の高い、統一的判断が下されやすいのは「機械的判断」だからです。以前の新規事項の追加に関する通称「直一」審査基準をを考えればわかると思います。これは裁判所でも一緒でしょう。

もし、それが不満であるならば、1つ1つの事件の判断水準（判断基準ではなくて）にどうしても判断にばらつきが出やすくなるわけです。

あと、「厳しい」と「非論理的」がごちゃ混ぜですね、皆さん。当業者の水準が高く設定されているのが「厳しい」で、事案の内容を深く検討されているとは思えない、安直な結論の導き方がなされているのが「非論理的」です。

いま本当に問題にされている（というか、問題として作り上げたがっている）のは、「厳しい」なのか？「非論理的」なのか？どちらなのでしょう？

いち業界人

補足

それから、知財協が声を上げていない云々という事で言えば、知財協は大企業の集まりでして、そういう人たちは（大企業にとって）つまらない中小企業のせせこましい特許ができるだけ少なくなることで訴訟リスクが下がることを望んでいます。つまり、基本的に厳しく判断されることは歓迎しているわけです。

プラズマテレビであっさり首位を追い落とされ、その他の家電もさっぱりダメ、社の中核事業のストレージは巨大外資から赤字部門を買って上げて自分のクビを占めているのに立派な知財活動の報告書を毎年造っている某大手総合電機メーカーぐらいじゃないですか？進歩性のハードルが高いのは問題だなんてことを言っているのは。

つまり自分の企業の問題の原因を様々な形で他にすり替えようとしているだけです。

松下やトヨタがこんなことを問題にはしませんよ。

裁判所がどこを見ているのか？なんてコメントもありましたが、裁判所は法律と裁判官の良心（と上級審で負けないような判決を書く浅知恵？）に従って仕事をしているのですよ。産業界がどうのなんていう話は産業政策の世界でやってくれということですよ。

裁判所の判断が厳しいのをナントカしてくれと行政に言っても筋違いではないですか？法改正してくれというなら話は別ですが、進歩性の判断などということが法律の条文に入れるような内容ですか？

ボンゴレ

知財協の考え

知財協のバックとなっている大企業が、進歩性についての裁判所の現状の判断をどのように考えているかは私もわかりませんでした。いち業界人さんの認識では大企業は裁判所判断の現状を歓迎しているということですね。

裁判所は誰の指図も受けませんが、世論には影響されるのではないかと考えました。

ただしその世論が、現状の裁判所を肯定する世論であるのならば、何の問題もありません。

特許庁は、知財高裁でひっくり返らない審決を書くことと立法することしか権能がありません。私もご意見と同様、29条2項の規定を修正するような話ではないと思います。上記記事に書いたとおりです。私は行政にナントカしてくれと言っているつもりはないのですが・・・。

行政に何かを期待するとすれば、世論形成の裏方というところでしょうか。

.....

平成18年度法改正説明会テキスト

特許庁から、平成18年度法改正説明会テキストが発表になりました。

法律の名称は「意匠法等の一部を改正する法律」ですが、特許出願を主な業務とするわれわれに関係するのは特許法の改正部分です。

以前にも1回、特許法の改正内容を紹介しました。

今回のテキストに沿って見ると、実務に特に影響するのは次の3点です。

- (1) 分割出願可能時期が増える（特許法44条）
 - (2) 分割出願での補正可能範囲が狭まる（特許法50条の2、17条の2第5項）
 - (3) シフト補正が禁止される（特許法17条の2第4項）
- 以下、順番に見ていきます。

- (1) 分割出願可能時期が増える（特許法44条）

特許査定・拒絶査定から30日以内についても、分割出願が可能となります。

従来、拒絶査定を受けた後、拒絶査定不服審判を請求して併せて補正を行おうとしても、限定的減縮範囲でしか補正ができませんでした。分割出願するだけのために審判請求することもありました。

これからは、審判請求せずに分割出願のみを行うことが可能となります。

やはり以前触れたのですが（こことここ）、審判請求時の補正が限定的減縮要件を満たしていないと審判の中で認定されたとき、審判請求が棄却され、この場合は改正法でも分割出願のチャンスも与えられません。

拒絶査定不服審判は、審判請求時の補正可能範囲が狭いし、補正要件違反をすると取り返しがつかないということです。それであれば、新法のもとでは、拒絶査定を受けたら審判請求するよりも分割出願した方が賢いかもしれません。要検討です。

今回、新法の適用時期が明らかになったのですが、査定後の分割出願が認められるのは、新法施行後の出願からなのです。これは意外でした。新法施行前の出願について適用を認めても不都合はないように思うのですが。

(2) 分割出願での補正可能範囲が狭まる（特許法50条の2、17条の2第5項）

「この審査官は厳しすぎるから、拒絶を受けているクレームについて分割出願で最初から審査し直そう」と考えて分割出願することがあります。これからはこのような場合、分割出願での審査でいきなり「最後の拒絶理由通知」相当がされてしまうこととなります。

(3) シフト補正が禁止される（特許法17条の2第4項）

これがなかなか厳しいです。

[類型1]

(特許請求の範囲) 請求項1：発明A

(明細書) 発明Aと発明B（AとBは「単一性要件」に違反）

発明Aについて拒絶理由通知を受けた場合、Aを削除して明細書中からBを持ってきてクレームアップすることができません。

[類型2]

(特許請求の範囲) 請求項1：発明A

請求項2：発明B

(明細書) 発明Aと発明B (AとBは「単一性要件」に違反) 拒絶理由通知で、「発明Aは進歩性なし、発明AとBは単一性要件を満たさないので、Bについては審査していない」との通知を受けた場合、Aを削除してBのみを残す補正が許されなくなります。

ここで「単一性要件違反」とは、「発明Aと発明Bは違いますが、ひとつの出願の中で特許を与えることができない」とされるような場合です。

今回の法改正の趣旨はわかるのですが、それであれば、米国のように「選択指令」を出して欲しかったです。

類型2の場合、「発明AとBの両方を1出願に入れることができない」と判断されるのであれば、発明Aの特許化はあきらめ、発明Bのみを特許にしたかった、という場合は十分にあり得ます。

ところが、新法では、発明Aを削除して発明Bで特許を取ろうと思ったら、補正では対処できず、新たに発明Bについての分割出願をしなければならないのです。

これが米国であれば、審査の最初に発明AとBが単一要件を満たすかどうかの審査がなされ、満たさないと審査官が判断すると、「AとBのいずれかを選択しなさい」という指令が出されます。ここで出願人がBを選択すると、Bについて特許性の審査をしてくれるのです。

米国の方がずっとユーザーフレンドリーですね。

PC T国内移行後の処理開始時期(4)

以下のような経過をたどるPC T国際出願（日本語）とそれに基づく日本出願があります。

優先日 : 一昨年の夏
国際出願日 : 昨年の夏
国内書面提出 : 昨年の夏
国際調査報告 : 昨年の秋
出願審査請求 : 昨年の秋
早期審査申出 : 昨年の秋
国際公開 : 今年の冬

国内書面提出後、いつまでたっても国内出願番号通知が来ません。特許庁に確認したところ、「国際公開後に国際事務局から国際公開パンフレットを受領しない限り、国内の処理が開始できない」という状況であることがわかりました。このブログのその1、その2で報告しました。

その後、今年3月に運用が変更になり、受理官庁が日本であれば、国内書面提出から2週間程度で国内出願番号が付与されるようになりました。ただし、今年3月27日以降の国内書面提出からの適用ですし、審査の開始はやはり国際公開パンフレットを受け取ってからである点は変わりません。その3に書きました。

今般、また特許庁の運用が変わりました。

「日本を受理官庁としたPCT国際出願のうち日本語で作成された国際出願について、国際公開前に国内移行し、審査請求及び早期審査の申出を行った場合、国際公開を待たずに直ちに実体審査を開始することが可能となりました。

1. これまで日本に国内移行した国際出願については、審査請求及び早期審査の申出があった場合でも、国際公開後（正確には、WIPO国際事務局からの国際公開パンフレットの送達になされ、庁内ファイルへのデータ格納になされた後）まで、審査手続を開始することができませんでした。

2. この度、特許庁において、システム・運用の整備を行い、国際事務局からの国際公開パンフレットの送達前であっても、受理官庁に提出された明細書等を基に、実体審査手続を進めることが可能になりました。

3. これにより、出願人が国際公開前に国内段階に移行し、審査請求及び早期審査の申出を行った場合、国際公開（通常優先日から18月）前であっても直ちに審査着手になされ、早期に審査結果を得ることができます。」

そうなんですか。

冒頭の私の案件がまさにその通りなのですが、特許庁の対応が1年早ければ良かったのに、ということでした。

特許庁に、私の案件の取り扱いについて電話で聞いてみました。

国際公開パンフレットが国際事務局から特許庁に届くのは、国際公開から4～5ヶ月経ってからになるのだそうです。従っ

て私の案件も、そろそろ番号が付与され、その後速やかに実体審査が開始されるであろう、ということでした。

ところで、PCT日本語出願経由の国内出願について、早期審査の申し出が非常に簡単にできます。国際調査報告が出された後であれば、そのコピーを添付するだけで早期審査が認められるのです。早期審査・早期審理ガイドラインの20ページに解説されています。

これからはこのルートが使えますね。

2006・06・29（木）

第2回弁理士制度小委員会

今年の3月、弁理士会が弁理士法改正の方向性という声明を出し、これについてこのブログでも取り上げました（弁理士会声明・弁理士法改正の方向、弁理士試験制度の方向、弁理士試験制度の方向（2）、弁理士試験制度の何が問題か、実務能力評価試験は可能か）。

また、4月21日に産業構造審議会の第1回弁理士制度小委員会が開かれ、弁理士会は上記声明に沿って意見を陳述しました。小委員会の議論内容について、弁理士試験制度、弁理士試験制度（2）、弁理士試験制度（3）としてこのブログで取り上げました。

6月16日に第2回弁理士制度小委員会が開かれた模様で、特許庁から配付資料が公表されました。

配付資料から内容を拾ってみます。

1. 論文試験に条約を復活させるべきか

短答式試験での条約問題の正答率、論文試験の商標の問題で出された条約がらみの問題の正答率が悪くない、ということをもとに、現行試験での合格者の条約に関する知識が不足しているとする根拠は薄い、としています。

特許庁は条約を論文試験に復活する気がありませんね。

もともと、「実務の場で現行制度合格者の条約知識不足が問

題になっている」という問題意識からスタートしたはずです。短答式試験での正答率の解析で問題をすり替えてもらっては困ります。

2. 知的財産専門職大学院、法科大学院の卒業者に対し、論文試験や短答式試験の科目免除の方向付けがされています。

3. 短答式試験の合格資格を何年間か有効にする、論文試験で合格した科目については次年度の試験を免除する、という方向の検討がされているようです。

現在、税理士試験は科目合格制を採用しています。その結果どのような試験実態になっているか。受験生は各年ごとに1科目ずつ必死で勉強してきますので、複数科目の単年合格はほとんど不可能です。結果として、最低でも受験期間が5年と長期戦になります。短期合格は不可能です。

現在の弁理士試験が採用している「全科目同年合格制」は、短期合格を目指す人には好適な制度です。その点を良く考えて制度変更を検討して欲しいものです。

4. 弁理士会は声明で弁理士の基本を「技術と法律の素養を具えた国際的対応ができる知的財産の実務専門家」とうたいました。第1回小委員会でも、「弁理士は技術がわかること」との意見を述べた人が多かったです。しかし今回の配付資料では、この点については全く触れられていませんでした。

5. 現行制度で実務無経験者の合格が増えて問題になっているか

合格者に占める実務無経験者の比率は、新旧の試験制度で変化していないと解析しています。また、合格者増によって無経験者の数が増えた分については、特許事務所の求人ではまかなえる数であるとしています。

結局、「問題ではないだろう」という結論ですね。

この結論には納得できます。

6. 研修のあり方に関し、問題の所在として、「弁理士試験の合格基準及び難易度は、旧・新の弁理士試験においてほぼ同様のものとなるように運用されている。

このため、旧弁理士試験と比べ新弁理士試験における合格者の知識及び論理的な思考能力・判断能力・問題解決能力等のレベルはほぼ同様の水準であると考えられる。」

としています。

そうだったのですか。

弁理士試験1年合格者の数が大幅に増加している実態から、合否のボーダーは下がっているものと認識していたのですが、そうでもないようですね。

この点については、試験のあり方についての配付資料14ページの「論文式試験については、短答式試験と異なり、必須科目や選択科目に関する知識等を判定するものではなく、法律や事実に対して適切な理解力を有しているか、これらに基づいて論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力が備わっているかを判断することを目的としている。」

という主張と併せて考える必要があるでしょう。

現行の試験制度では、論文試験では知識を要求していないの

ですね。

勉強で身につくのは知識です。理解力、論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力などは、勉強でレベルアップするものではありません（少しは向上するでしょうが）。

結局、現行試験制度では、「知識については短答合格レベルでよい。論文では思考能力や判断能力を見る。鍛えれば伸びる素材を選んでいる。」ということなのでしょうか。

2006・06・30（金）

スライディングタックル

先日のイタリア対オーストラリア戦、たまたま前半が終わる間際から前半終了までライブで見ました。

イタリアの右サイドでフォワードがボールを持ったとき、オーストラリアのディフェンスが激しいスライディングタックルを仕掛けました。左足でボールにタックルします。と同時に右足の膝が前に出ていました。イタリアの選手はもんどり打って転倒します。私の記憶では、オーストラリア選手の右足でイタリア選手の下肢をなぎ倒したように見えました。テレビの解説者は「確かにボールには行っています」とコメントしていました。左足は確かにボールに行っていますが、右足で相手を転倒させたように思いました。

そのプレーについてはノーホイッスルだったみたいです。

時間が遅いので前半終了で観戦を止め、就寝しました。しかしあのプレーが頭から離れません。

左足でスライディングタックルを行う場合、右足は後に残るのが普通です。ハードルを越える直前のような姿勢です。しかしあの場合、オーストラリア選手の右膝が前に出て、その膝で相手を転倒させたように見えました。あからさまに両足でタックルすると両足タックルということでレッドカードが出ますが、右足は膝のみが前に出ていたところが巧妙でした。

あんな乱暴なプレーは止めて欲しい。

日本対オーストラリア戦でも、中村や中田英が何回も倒されていました。ずいぶんと打撲を負ったと思います。

本大会前のオランダ対オーストラリア戦でも、オランダは主力選手が3人も負傷させられたと報道されました。

オーストラリア選手はただでさえ大柄なのですから、ラフプレーをやられたら大変な損傷を受けることになります。

本日ネットニュースを見ていたら、まさにイタリア対オーストラリア戦の上で述べたアクシデントの瞬間らしき写真を発見しました。それがためにこの発言に及んだ次第です。写真はこれです。この記事からですが、記事は写真のアクシデントとは全く関係在りません。

イタリア対オーストラリア戦の後半は、逆にイタリア選手がで退場になりましたが、試合はイタリアの勝ちで終わりました。

コメント

.....

ユウナ

初めまして。TBありがとうございます！

確かにオーストラリアのタックル等は激しかったですね。

過去、色んな試合で、大怪我に繋がったプレーを見ると、目を覆ってしまいます。

.....

2006・07・01（土）

二人で紡いだ物語

「二人で紡いだ物語」（朝日文庫）の著者の米沢富美子先生は、優れた物理学者です。といっている、そのことを知ったのはごく最近、同じ先生の「人物で語る物理入門」（岩波文庫）を読んでからです。

米沢先生は1938年生まれの理論物理学者で、京都大学物理学卒業、アモルファス研究で世界の第一人者とされているそうです。

1967年に「コヒーレントポテンシャル近似」という理論を一人で打ち立て、これが出世作となります。

その後は研究グループのリーダーとしてアモルファスや計算機シミュレーションの世界で大きな成果を打ち立てます。

「二人で紡いだ物語」は、米沢先生が、先年亡くなったご主人との思い出を中心にご自分の人生を語られた物語です。

この本から受けた米沢先生の印象という、とびきり優秀な頭脳の持ち主であるというベースに加え、「寂しがりや」「無鉄砲」「仕切り屋」「家族大好き」のキーワードで語れるすごい人生を生きることとなります。

ご主人となる人に大学入学直後に知り合い、修士課程のときに結婚します。当時は、「仕事か結婚か」二者択一を迫られる時代でしたが、ご主人の「物理と僕の奥さんと、その両方をと

ることを、どうして考えないの」との一言で結婚が決まりました。

ご主人は証券会社のエリートコースに乗り、1963年にイギリスに1年間留学します。そのころの洋行というと、関係者が羽田空港に集まって水杯で出発していた時代です。留学は単身の決まりで、博士課程1年の奥さんは日本で留守番の身となりますが、「寂しがりや」のためにどうしてもイギリスに行きたくなります。次に「無鉄砲」が出て、イギリスの大学と名の付くすべての学校の学長に手紙を書き、「(2ヶ月後に)留学生として受け入れてくれ」と頼みます。何と2校からOKが届き、直ちにキール大学に留学することになったのです。

キール大学の1年間で博士論文をあらかじめ仕上げたというから先生の優秀さがわかります。

博士課程を修了してポストクのときに一人目のお子さんが生まれます。ご主人は家事と育児は全く分担してくれません。京大基礎物理学研究所(基研)に赴任し、育児しつつ研究にいそしみます。

その後すぐにご主人が大阪転勤となり、親子三人の生活が始まります。そして二人目のお子さんを身ごもるのですが、ご主人は家事・育児を手伝ってくれません。毎日疲れ果てて研究がはかどらないとき、ご主人が「君の勉強している姿を最近見なくなった。怠けているのじゃないか」と強い口調でおっしゃいました。先生は手が怒りで震えたそうです。

しかしその後が並みでありません。怒りをぶつけるでもなく、「家事を手伝ってくれ」と言うのでもなく、「目から鱗」でつわりも消えてしまい、その妊娠期間中に出世作となる「コ

ヒーレントポテンシャル近似」理論を完成するのです。

三人目のお子さんができた後の1971年、ご主人がニューヨーク転勤となり、先生はアメリカでの職を探します。マンハッタンの北部にあるヤシバ大学の客員研究員となりました。

アメリカで3年間研究後に日本に帰ります。その後は、1976年に京大基研の助教授に任命されます。アモルファスの研究グループを組織し、大きな研究の成果をあげます。

1981年に新設の慶応大学物理学科に教授として赴任します。アモルファスに関するコンピュータシミュレーションの研究グループを組織して大きな成果をあげます。

1995年には「複雑液体における協力現象」というテーマで重点領域研究に指定され、百人を超える全国の研究者のリーダーとしてプロジェクトを運営することになります。同年に日本物理学会の会長にも選出されるのです。

1996年、ご主人が肝炎がもとで亡くなります。先生の悲しみは永く続きますが、この本「二人で紡いだ物語」を執筆することによって、次第に癒されていったとのことでした。

現在の日本に、こんなすごい先生がいらしたことを私は知りませんでした。まだまだこのようなすごい人の話が世の中には埋もれているのでしょう。これからもこのような本を探し出すのが楽しみです。

コメント

あきこ

トラックバックありがとうございます

米沢さんの生き方は、見習えないけど、めざしたいものです。
2人の子育て中ですが、私も夫とケンカすると怒りのパワーで
いつもできないことができてしまったりします。とぎれさせる
わけにはいけない子育てを、女性にどれだけ押しつけているか
自覚がないことがもっとも腹が立つ！ しかし、それで自分の
人生捨ててもしょうがないんで、米沢さんを思い出してがんば
る日々です……

2006・07・02（日）

知的財産政策部会で進歩性判断に関する検討開始

特許庁ホームページの What's New で見落としていたが、6月16日に産業構造審議会 第8回知的財産政策部会が開催され、そのときの配付資料が6月26日付けで公表されているのですね。

議事次第の中に、

4. 発明の進歩性判断に関する検討開始について

が含まれています。

配付資料の

資料5 発明の進歩性判断に関する検討について

に注目です。

「特許庁と裁判所の進歩性判断が今までよりも厳しくなっているのではないかとの産業界からの指摘がある。」という問題意識のもと、

2. 個別事例からの検討

として、

「産業界、弁理士会、審判官をメンバーとする検討会を開催し、技術分野ごとの技術常識、技術水準を踏まえた進歩性判断の手法の問題点について、個別事件に基づく事例研究を行

う。」

また、

3. 国際的な制度・運用の調査研究
も行うようです。

問題意識の「進歩性判断が今までよりも厳しくなっている」というのが、「従来甘すぎたのが適正レベルに戻った」なのか、「従来確かに甘すぎたが、現在は適正レベルを超えて厳しすぎる判断になっている」のか、よく見極める検討にして欲しいです。

2006・07・03（月）

特許調査（応用編）

日本弁理士協同組合の主催で、3月には特許調査研修会（基礎編）を受講しました。このたび、6月28日に特許調査研修会（応用編）が開催され、受講してきました。

基礎編は、基礎編とはいいながら随分と高度のノウハウを教えてもらいました。この調子で行ったら応用編はものすごく難解なのではないかと危惧して受けたのですが、そんなことはありませんでした。今回も、講師の鈴木利之先生が、ご自身の経験をフルに生かして大事なポイントをわかりやすく教えてくださいました。

前回の基礎編は、代表的な有料データベースを用いていかに漏れなく効率的に検索を行うか、という点に関するものでした。

今回の応用編は、調査の対象を

- (1) 出願の事前調査
- (2) 特許無効資料調査
- (3) 侵害予防調査

の3分類にわけ、それぞれの特質に基づいた調査のノウハウについてです。

- (1) 出願の事前調査

ここでは、3分野のすべての基礎となる検索方法を教わりま

した。

ポイントは、

①「言葉」「分類」それぞれについて様々の検索式（事例では10通りでした）を考え、それぞれで10～30件程度に絞れるようにします。

②上記10通りの集合の論理和をつくり、対象が100件程度になるようにします。

③この100件について図面付き抄録を入手して読みます。

④対象技術に近い文献を10件程度ピックアップし、公報を読んで目的の文献を探します。

一発の検索式で探すのではなく、10程度の検索式での検索結果の集合とすることで、洩れの発生を少なくすること、何回も繰り返さずに上記1回で終わること、ということでした。

(2) 特許無効資料調査

漫然と「本件発明に一番近い文献」を検索するのではダメ。

まずは進歩性を否定するための論理を検討し、その論理付けに役立つ文献を探すことが大切と言うことです。この点については、普段から異議理由や特許無効理由の執筆に頭を悩ませている実務家にとっては、「うんうんその通り」と納得がいくところです。

そして、この目的に沿った文献を見つけ出すための手順が説明されます。

こちらも出願の事前調査と同様、1回の検索で100件程度を抽出します。存在するのなら、この100件の中に確実に入っているということです。

(3) 侵害予防調査

最低限の注意事項について説明を受けました。

2006・07・04（火）

進歩性の判断（特許調査）

日本弁理士協同組合の主催の特許調査研修会（応用編）について、先日報告しました。

この研修会の中で、進歩性の判断に関する興味深い話がありました。

特許無効資料調査についてです。

発明の進歩性を否定する資料を探すに際しては、引用発明に基づいて当業者が本件発明に容易に想到できたことの論理付けに役立つ文献を探ることが大切です。

そして、発明の進歩性の有無を決めるのは裁判官であり、裁判官ならなおさらのこと、その技術分野の通常の技術者の知識を前提にして発明の容易性を判断することなどできるわけがなく、「特許法第29条第2項の進歩性の規定は、絵に描いた餅です。」

「結局のところ、特許無効審判や訴訟において、審判官や裁判官が頼りにするのは「論理づけ」であり、また、それしか、発明の容易性を判断する拠り所は存在しません。

その結果、普通の技術者から見れば、きわめて容易と思われる技術的改良事項であっても、「論理づけ」がうまくいかなければ、進歩性は認められる（特許は維持される）こととなります。逆に、普通の技術者から見れば、思いつくのが困難と思われるような優れた発明であっても、「論理づけ」がうまくいけば、進歩性が否定される、ということになります。」

これこそ、現在の日本の進歩性判断が抱えている問題点ですね。

発明が完成してから、その発明のキーポイントを検索タームとして日本のすべての特許文献を検索し、文献1と文献2が見つけ出されます。

発明のキーポイントがA+B+Cであるとして、文献1にはAとBが記載され、文献2にはCが記載されています。文献1と2を組み合わせるこの論理づけに成功すれば進歩性が否定されて特許が無効になります。

一方、まだ発明が完成する前、発明者が文献1にアクセスすることは容易であっても、文献2にアクセスしてキーポイントのCを見つけ、A+BにCを結びつけることが容易であったかどうか。

私も20年以上にわたって発明者の立場で苦労してきましたから、発明がそんなに簡単に生まれるものではないことを肌身で知っています。

だからこそ、競業者の誰一人として文献1と2を組み合わせてA+B+Cの発明とすることを思いつかなかったのです。

Cが大切であることを思いつく前に、Cについて記載された文献2を見つけることは通常は困難です。もし偶然目にしたということであれば、その偶然にも価値があるのであって、その功績に免じて特許してもいいと思います。

進歩性の判断において、いかにして後知恵を排すか、コロンプスの卵を最初に思いつくのが大変なことであることをどのよ

うに考慮するか、このあたりを、進歩性判断ロジックとして確立していくことが今後の課題であろうと思います。

2006・07・05（水）

中田英寿の引退

今から書く話題といえば、やはり中田英の引退でしょうか。

一昨日夜の9時過ぎ、スポーツナビのニュースがヤフーに流れ、すぐにナカタネットにアクセスしましたがつながりませんでした。昨日になってやっと中田の発表文を読むことができました。

プロサッカー選手まで引退してしまうというのは意外ではありませんでしたが、でも聞いたあとは「ヒデのことだからそれもアリだろう」と不思議と納得してしまいました。

フランスワールドカップアジア最終予選の頃、中盤で茶髪のアンちゃんがうろちょろしているな、というのが最初の印象です。その後すぐ、ジョホールバルで大仕事をしてくれました。

その次は、フランス本大会が始まる前、オフレコで話したことを朝日新聞の記者が記事にしまい、右翼の攻勢を受けて体調を崩してしまいました。本大会でも、対クロアチア戦で名波へのバックパスをインターセプトされてそれが遠因で失点し、パッシングを受けていました。

ペルー対アジア移籍初戦の2得点が何と言っても燦然と輝いています。いつ思い出してもわくわくします。

その後も、「苦しいときの中田頼み」で、ピッチが荒れていたり豪雨だったりして日本選手が実力を発揮できないときは、

中田の一蹴りで勝利を得ることができ、シドニーへも行けました。しかし、PK戦でPKを外したり、不思議と損な役回りを演じます。

最近、持病の怪我で1年間を棒に振りましたが、よくぞ復調してここまで来ました。

ジーコジャパンになって、孤高のヒデから指導するヒデに変わりましたが、どうも他の日本選手とうまくいってない模様です。ドイツ大会前の最終調整でも、結局ヒデと他の選手との間の溝は埋まらなかったようですね。ドイツ大会から帰った現在も、「イチローになれなかったヒデ」と言われているようですが、なぜうまくいかなかったのか、よくわかりません。

今回のヒデのメッセージでは以下のように言っています。

「俺は今大会、日本代表の可能性はかなり大きいものと感じていた。

今の日本代表選手個人の技術レベルは本当に高く、その上スピードもある。

ただひとつ残念だったのは、自分たちの実力を100%出す術を知らなかったこと。

それにどうにか気づいてもらおうと俺なりに4年間やってきた。

時には励まし、時には怒鳴り、時には相手を怒らせてしまったこともあった。

だが、メンバーには最後まで上手に伝えることは出来なかった。」

残念なことではありますが。

ヒデに見えていることと、他の日本選手に見えていることとが全く異なっていたのだろうか、などと考えます。

ただ、本当ならジーコが監督としてまとめてくれなければいけないし、ジーコにはそれだけの能力があると私は信じているのですが、それがなぜうまくいかなかったのかも現在のところは謎のままです。

この10年間、本当に心を許した人以外に対しては、特にマスコミに対して、壁を作って自分を出さないようにして感じていました。それはやはり、壊れやすい大事なものをを守るためだったのですね。ヒデのメッセージから引用します。

「けれど、プロとして最後のゲームになった6月22日のブラジル戦の後

サッカーを愛して止まない自分が確かにいることが分かった。

自分でも予想していなかったほどに、心の底からこみ上げてきた大きな感情。

それは、傷つけないようにと胸の奥に押し込めてきたサッカーへの思い。

厚い壁を築くようにして守ってきた気持ちだった。

これまでは、周りのいろんな状況からそれを守る為

ある時はまるで感情が無いかのように無機的に、またある時には敢えて無愛想に振舞った。

しかし最後の最後、俺の心に存在した壁は崩れすべてが一気に溢れ出した。」

これからどんな自分探しの旅に出るのでしょうか。

私はこれまで、ヒデの言葉を通して日本サッカーの現状を推し量ろうとし、ナカタネットにも注目していました。これからも、ヒデの足跡を目で追うことになるでしょう。

2006・07・06（木）

ヒデの理解者たち

一昨日、ナカタメールは閲覧が可能になっていました。しかしそのメールの最後に記載された「株式会社サニーサイドアップ代表取締役、次原悦子より「中田を応援して下さる皆様へ」」にはその日には繋がらず、本日になって閲覧することができました。

フランスワールドカップの直前、ヨーロッパへの移籍を希望する中田英の代理人を引き受けたのが次原悦子氏です。それ以来ずっと、現在に至るまで中田英をサポートしてきたこととなります。

フランスワールドカップ前後における中田英と次原悦子氏の活動は、小松成美著「中田英寿 鼓動」で読みました。

7年前のこの本から、次原悦子氏と小松成美氏とが中田英の良き理解者であることがうかがえました。

今回の次原氏のメッセージからも、次原氏がこの期間ずっと中田英を支えてきたことが読んで取れます。

中田英の引退について、次原氏は6ヶ月前に知らされていたようです。小松氏の「さよなら、ひで」によると、小松氏には3月に告げていたそうです。

小松氏はこのコラムの中で、

「彼の最後の戦いと引退の真相を記すため、「鼓動」の続編

を執筆している私は今、その事実を嘔み締めている。

何度となく長いインタビューを続けるうち、私には分かっていた。

近い将来、彼がピッチから去るであろうことを――。」

と述べています。

ヒデの引退への決意は、長い時間かかって醸成されてきたのでしょう。

次原氏は

「彼がこれから、どこへ向かうのか、何をするのかをお伝えするには機が熟していません。」

と書かれています。

いずれ、ヒデの理解者たちから、本当のところ次第に明かされていくことでしょう。

ヒデの理解者といえば、ジーコも自身のサイトで

「この4年間一緒に仕事をして来て、私達の関係は監督と選手との関係を超えるほどのものだった。ピッチの中において、彼は常に闘志を燃やし戦ったが、ピッチの外では友好関係を保った。

選手としてこれだけの資質を持ったプレーヤーを失う事は日本のサッカーに取っても大きな損失でもあるでしょう。彼にはまだ数年は現役でプレーする力は有る。

だが個人的な事で決断したと思うし、それならば、やはり尊重すべきだと私は理解する。

これから先の彼を私は応援したい。彼の成功を祈る。」と述べています。

トラックバック

中田英寿君へ☆にゃん子の独り言

<http://kanemochi-proglam.seesaa.net/article/20270013.html>

【東鳩】 中田が執行役員を勤める東鳩は、山崎製パン株式会社を買収されたようですが、中田さんはそのまま役職についてるのかしら？ 東鳩のハバネロは、にゃん子も好きですよ♪ 中田さんが関わってるキャラメルコーンもおいしくなったと思うし、す・き♪ 東鳩の ...

2006・07・07（金）

サニーサイドアップという会社

中田英寿のマネジメントを請け負っているのがサニーサイドアップという会社であり、社長の次原悦子氏は中田の代理人も受任しています。

もともと、プロサッカー選手だった前園がこの会社と契約していたことから、中田もこの会社に依頼するようになったようです。

現在のメンバーは、中田、前園をはじめ、北島康介、杉山愛、為末大、乙武洋匡、大黒摩季と多士済々です。

前園はこの縁から、ブラジル戦後の中田にエールを送っています。

また大黒摩季も、同じ事務所所属という縁で、中田の誕生日に歌をプレゼントしたことがあるそうです。

小松成美著「中田英寿 鼓動」を読んで、次原悦子氏は人のお世話をすることに生き甲斐を感じる人なんだ、という印象を受けました。

2006・07・08（土）

人物で語る物理入門（上・下）

米沢富美子著「人物で語る物理入門（上・下）」（岩波新書）を読みました。

上巻はアリストテレスからアインシュタイン（特殊相対論）まで、下巻はアインシュタイン（一般相対論）からマレイ・ゲルマンまで、物理学を作ってきた人たちの足跡を追います。物理法則については、できるかぎり式を使わずに文章で説明するスタイルです。

[上巻]

- 第1章 アリストテレス、アルキメデス、プトレマイオス
- 第2章 コペルニクス、ガリレイ、ケプラー
- 第3章 ニュートン
- 第4章 ホイヘンス（光の本質を求めて）
- 第5章 マクスウェル（電気と磁気）
- 第6章 ボルツマン（エネルギーとエントロピー）
- 第7章 アインシュタイン（特殊相対性理論）

[下巻]

- 第8章 アインシュタイン（一般相対性理論）
- 第9章 ニールス・ボーア（量子力学）
- 第10章 ハッブル（宇宙論）
- 第11章 マリー・キュリー、リーゼ・マイトナー（原子核物理を築いた女性たち）

第12章 ロバート・オッペンハイマー（原爆）

第13章 湯川秀樹と朝永振一郎（素粒子物理）

第14章 ジョン・バーディーン（物性物理）

第15章 マレイ・ゲルマン（素粒子、複雑系）

昔読んだことのある物語の復習もあれば、新しく知った話もとてもたくさんありました。

物理学が進歩する各段階において、そのときの先端科学者がどのような知識に基づいてどのようにして物理法則を解き明かしていったのか、その過程を追体験することは、最も優れた物理学の修得方法であると思います。そしてこの本はまさにそのような体験を我々にさせてくれる本です。

あとがきで作者も述べていますが、15章にわたって人物を通じて物理を描いた結果として、物理学の授業科目をすべてカバーしているそうです。

2冊の本を読んで、物理学の知識が深まったような気分になさしてくれます。

数式をほとんど使わずに、新書版2冊のわずかな分量で、よくこれだけの理解を導けるものです。作者が本当の意味で物理学を理解しているからでしょうね。

著者の米沢富美子先生についてはこの本ではじめて知りました。このあと同じ著者の「二人で紡いだ物語」を読みましたが（こちらを先に記事にしました）、日本にこんなすごい学者がいらしたとは知りませんでした。

少数の天才が物理学を飛躍的に発展させたという事実も、この本から明らかになります。

上巻の中から、ニュートン、マックスウェル、アインシュタインを取り上げます。

ニュートンは22才の頃、ペストによる大学閉鎖で2年間故郷に帰り、一人で研究を続け、ニュートンの業績のほとんどがこの時期に芽生えたのだそうです。

その後、微積分学を完成し、ニュートン力学と呼ばれることになる運動の法則を導き、万有引力の法則を発見してケプラーの法則を導き、光学でも大きな貢献をします。これらの成果は、44歳の時に「自然哲学の数学的原理（プリンキピア）」と題する書籍で一気に公表しました。現在でも物理学の分野でバイブルのように読み継がれているそうです。

プリンキピア出版後のニュートンは権力を握り、学問上の競争相手を徹底的にたたきのめす権力者になってしまったそうです。この話は今回初めて知りました。同時期に微積分を編み出したライプニッツも徹底的に打ちのめされたそうです。

マックスウェルという人は、電磁気に関するマックスウェルの方程式で有名ですが、その他にも土星の環、熱力学、気体運動論、色の理論など、物理学の種々の分野にわたり、それらの成果のすべてが独創的で、それぞれの学問分野の基礎となっており、一人の人間が成し遂げた仕事としては、現在もなお「天才の奇跡」とされているそうです。

マックスウェルは、アンペール、ファラデー、ガウスの諸法則を統一的に記述する方程式としてマックスウェルの電磁方程

式を導き出します。「力学におけるニュートンの仕事」と「電磁気学に関するマクスウェルの仕事」は、量子論以前の古典物理学における「二本柱」として、現在の物理学の最も基本的な礎になっています」ということです。

さらにすごいのは、マクスウェルの電磁方程式を波動方程式の形とした上で、電磁波の存在を予測し、電磁波の伝搬速度が光速に等しいことから、光の本質は電磁波であるという結論にまで至ります。

「アインシュタインは一時期特許庁審査官だった」という話は聞いていましたが、そのいきさつは知りませんでした。アインシュタインはチューリッヒ連邦工科大学で学びますが、教授たちの講義に不満を持ち、歯に衣着せぬ物言いや不遜な態度のために教授に嫌われます。卒業後の就活で教授たちから好意的な推薦状をもらえず、やっとのことでスイス連邦特許局で三級技術士の職に就くことができた、というのが真相のようです。

アインシュタインは30才まで特許局の役人として働き、その間に大仕事を3つも成し遂げました。そのひとつが特殊相対性理論です。

今まで「相対性理論は難しい」と決めつけて勉強しなかったのですが、この本に記載の範囲では何となくわかったような気がしてきました。その点もこの本のすごいところです。

相互に一定速度で移動する2以上の慣性系について

- (1) どの慣性系に対しても自然法則は同等である
- (2) どの慣性系からみても光の速度は変わらない

という2つの前提を置いて出発すると、特殊相対論の結論が導かれるということのようです。

その結論の中に、「動いていると時計が遅れる」「光速より速く動くものはない」「エネルギーと質量は等価である」があります。上記(1)(2)の仮定からここまで結論されるというのは驚きです。後の原子力や原爆の指導原理になったわけですから。

コメント

グズてつ

トラックバックしました

こんにちは、グズてつと言います。

わたしも「人物で語る物理学入門」を読みました。どこまで真実かはよくわかりませんが、楽しみながら読み進むことができました。

よろしければ、わたしのブログへどうぞ。

トラックバック

「人物で語る物理入門（上・下）」米沢富美子
(岩波新書)

<http://blog.goo.ne.jp/gzutetsu/e/>

06a77d7e6dec90502d7911f793ef4f9a

科学史というものにはあまり興味がなかった。しかし、年齢とともに、こういうものにも抵抗がな

くなり、かえって楽しみになってきているようだ。

しばらく前のNHK人間講座の内容を、加筆してまとめたものという。その番組もときどき見ていたが、この本も改め ...

2006・07・09（日）

ジーコ・ジャパン大惨敗の教訓

ドイツワールドカップで、日本代表はどんな戦いをしたのか。日本代表が持っている実力が出せたのか出せなかったのか、どのように総括されるのか。雑誌などの論評から考えをまとめていこうとしています。

たまたま月刊現代8月号で、スポーツライターの二宮清純氏が「ジーコ・ジャパン大惨敗の教訓 屈辱の一次リーグ敗退」という記事を書いていたので、買ってみました。まずこれから手を付けていきましょう。

《クロアチア戦について》

柳沢がシュートを決められなかったことを挙げ、「決めるときに決めておかなければ、ワールドカップのような大会で勝利を得るのは難しい」としています。

三都主については、1対1の守備は完敗だったが決定的なチャンスは作らせなかったとし、むしろ攻撃の起点となった際にもっとドリブルで切り込んでも良かったのではないかとコメントしています。

勝ち点3が必要にもかかわらず不用意にボールを下げたり、必要以上に後方でパスを回すシーンを批判しています。

《オーストラリア戦について》

まずはヒディングの采配を誉めています。

次に、後半31分、高原から柳沢にパスが出され、柳沢の力のないシュートで終わったシーンについて述べ、ストライカー

のあるべき姿について語っています。そして、「あそこで決められなかったことが日本には高くついた」としています。

そして後半39分、オーストラリアの同点ゴール。「残念だったのは、まだ追いつかれたただけなのに、ほとんど全員が下を向いていたことだ。30度を超える猛暑にスタミナを奪われていたとはいえ、白旗を揚げるにはあまりにも早すぎた。」

後半34分の小野の投入について。

監督の狙いに対し、選手たちがその意図を正しく理解することができなかった点を指摘し、「極限の状態で、ファジーな指示を理解しろ、というほうが無理な話だ」としています。

以上が二宮氏の論評です。

日本代表のフォワードに決定力が不足しているのは、今回の3戦に限ったことではありません。日韓ワールドカップでフォワードが挙げた得点が鈴木のみであったことを二宮氏自身が述べています。

ジーコの試合中の采配があまり上手でないことも以前からわかっていたことで、今回に限ったことではありません。今回は、相手が名将ヒディングだったので、差が際立ちました。試合前からジーコには気の毒だと思ったものです。

オーストラリア戦における小野の投入と、最後の8分間については、深く考察する必要がありますが、現時点では「極限状態の中ではあんなことも起きるのだろう」としか言えません。

もし二宮氏の論評の趣旨が「もっと良い結果が出せるはずだったのに、実力が出し切れずに惨敗した」ということだとしたら、二宮氏の指摘事項は目新しいことではなく、「だったらもともと実力がなかった、予想通りの敗北だったということ

か」と聞き返したくなります。

もしそうだとしたら、論説のタイトルに「大惨敗」だの「屈辱」だのと書くのはおかしいですね。

ジーコが調子の上がない俊輔を使い続けた点についても、二宮氏はノーコメントでした。

大雑把に言えば、日本、オーストラリア、クロアチアの3国が、実力が拮抗する中で一つの椅子を奪い合い、確率30%の勝率の中で日本は結果として勝利を奪えなかった、というのが私の見方です。

今の日本選手の力量の中で、どうしたらもっと高い勝率に持っていくことができたのか、後半39分まで勝っていたのに、なぜ2点差で負ける羽目に陥ったのか、日本選手は力の限り戦ったのか、もし試合を途中で投げた姿勢があったのだとしたら、その原因は何なのか、そういった点について、さらに冷静に見ていきたいと思います。

コメント

.....

おき

そもそも、サッカーを何も知らない二宮氏の論評から考察を始めるのが間違いでは・・・？

ボンゴレ

二宮清純氏

おきさんのおっしゃるとおりですね。

.....

2006・07・10（月）

固定電話の基本料金

私は、個人事業主として特許事務所を経営しています。パソコン電子出願を用いているので、電話回線としてはISDNが必要となります。ISDNの種類として、電話加入権を必要とするISDN(INS64)と電話加入権を必要としないISDNライト(INS64ライト)があります。また、基本料金体系が、住宅用と事務用とに分かれています。アナログの加入電話も加え、基本料金を比較してみると以下のようになります。加入電話にも加入権を必要としないライトがありますが、ここでは挙げていません。

	NTT東日本 基本料金（東京・税込み）		
	住宅用	事務用	
加入電話	1785円	2625円	加入権有り
ISDN	2919円	3706円	加入権有り
ISDNライト	3185円	3969円	加入権なし

私のところは、特許事務所ということで住宅用ではなく事務用であり、ISDNライトを用いているので、基本料金として毎月3969円支払っているということです。住宅用加入電話と比較したら2000円以上も高い金額です。

なぜ住宅用と事務用とで料金が異なるのかが理解できません。「通話量が多いからだ」というのであれば、それは通話料金で徴収すればいいことです。そもそも個人の特許事務所で

は、電話もFAXもほとんど利用しません。最近では電子メールでほとんどの通信が事足りてしまいます。

NTTの人が事務所を訪れるたびに、「住宅用になりませんかね」と持ちかけますががちがあきません。

そうこうするうちに、日本テレコムで「おとくライン」というサービスが始まりました。調べてみると、加入権は不要で、加入権有りのNTTと比較しても200円程度安い基本料金になっています。種類として、NTTと同様に住宅用と事務用に分かれていました（当時は）。「特許事務所だが住宅用で契約できるか」と問い合わせてみましたが、聞く相手によって答えがまちまちです。「もうちょっと調べてみよう」と考えているうちに時間が経過しました。

最近になってふっと思い出し、日本テレコムのホームページで再度調べてみました。すると、以前の「住宅用・事務用」という区別がなくなり、「個人・法人」の区別となっていました。基本料金は以下の通りです。

日本テレコムおとくライン（東京・税込み）すべて加入権なし

	個人	法人
アナログ	1575円	2467円
ISDN	2709円	3549円

そこで、日本テレコムに質問メールを出しました。

「個人事業の事務所であり、現在ISDNライトの事務用を契約しているが、おとくライン（個人）で契約することは可能ですか？」

すぐに返答があり、「個人名で契約する限り、可能です」ということでした。

ということは、現在基本料金として毎月3969円支払っているのですが、それが2709円に減少するということになります。毎月1300円ちかくも安くなります。

さっそくネットで申し込みました。いつ頃変更になるかわかりませんが、おとくラインのISDNで問題なく特許庁と回線を結んで電子出願が可能かどうか、とにかくやってみます。

なお、昨年開始されたインターネット出願を用いるのであれば、ISDNは必要ありません。しかし現在のところ、インターネット出願だと有料の個人認証が必要になること、保存データの形式がパソコン出願と異なるので、クライアントからインターネット出願の許可が出ないこと、などの理由により、インターネット出願の予定が立たない、というのが現実です。

2006・07・11（火）

第2回弁理士制度小委員会(2)

6月16日に、産業構造審議会の第2回弁理士制度小委員会が開かれた件については、6月29日にその配付資料に関してここで記事にしました。

7月7日に特許庁のホームページで、第2回弁理士制度小委員会の議事録が公開になりました。

《弁理士試験の条約について》

○配付資料

短答式試験での条約問題の正答率、論文試験の商標の問題で出された条約がらみの問題の正答率が悪くない、ということを根拠に、現行試験での合格者の条約に関する知識が不足していると考え、根拠は薄い、としていました。

○神原委員（弁理士会）

弁理士会への声、最近の弁理士を雇用した弁理士、ユーザーアンケート結果では、最近の弁理士の条約に関する能力不足が問題であるとされている。

短答式試験の採点結果からの解析は、実態に合致していないのではないか。

○相澤委員（一橋大学教授）

条約について論文試験で意義のある出題となると、国際公法、国際経済法の基礎的な知識が必要となる。今までの論文式試験程度であれば、その知識の習得の確認は、多岐試験で十分

に可能である。

○野坂委員（読売新聞論説委員）

試験制度が変わったのに、合格者の平均年齢は34歳ぐらいで変わらない。若くて有為な人材が広がったという評価はできない。若くて有為な人材を幅広く求めるのであれば、条約についても現在のままでいいのではないか。研修とのリンケージで考えればいい。

大淵委員（東大教授）

質問したい。

(1) 試験としては条約はできているが実務上での知識不足、つまり試験自体の結果と実務的能力との間の乖離の話に結びつくのか、それとも試験内容自体の問題なのか。

(2) 論文試験は何のためにあるのか。短答式と違って、論文試験は論理力あるいは表現力その他を見るわけである。条約で問われるものが、個別の条文の知識その他であるのか。どのような能力を問うのかと、そのための手段が的確かということに分けて議論すべきだ。

○澤井委員（経団連 知財部会）

知識と資質と実務能力、この三つを試験と研修のそれぞれの場でどうやって問うのか。短答式試験は知識を問うのがメイン、論文試験は論理能力とか表現能力の部分、実務のところは試験に受かった後の研修でやる。

「条約について、弁理士試験をどのように変えるのか、ある

いは変えないのか、についての上記議論は、弁理士試験がどのように捉えられているかを知る上で興味があります。

どうも、委員のうちでも大学の先生は、「知識は短答式試験で問う。論文試験は論理能力や表現能力を見るのである」と考えているようですね。この点は特許庁からの配付資料も同じスタンスです。

論文試験で知識を問わないというスタンスは、私には驚きです。

第1に、短答式試験というのは論文試験のための足切り試験であって、弁理士として十分な知識を有していることまでは問われていません。それを問うのであれば、むしろ短答式試験を二次試験に格上げする必要があるでしょう。

第2に、短答式試験では条文に直結した知識を問うことはできませんが、例えば「特許法79条（先使用权）に関する論点をどれだけ理解し記憶しているか」といった点を問うことはできません。

第3に、論文試験では条文のうち実体的部分（特許法29条～83条、100～106条、121～128条など）の深い理解を問いますが、短答式試験ではそれに加え、特許法3～16、18～28、94～99条のような純手続的規定が加わり、知識の性格が異なります。

短答式試験というのは上記のような特徴を有しているのに、知識を短答式のみで評価するのでは片手落ちであるように思われます。

「どのような能力を有する受験生を合格とするのか。知識については短答式試験合格で十分で、論文試験では論理能力・表現能力だけが試されるのか。」という点について、もっと実質的な議論を深めるべきでしょうね。

「試験勉強が少しは実務に役に立った」といえるような勉強を必要とする試験でありたいです。「知識は短答式合格レベル、実務能力は合格後のOJT頼み、ただし論理能力はあります。」でいいのでしょうか。

2006・07・12（水）

第2回弁理士制度小委員会(3)

6月16日に行われた、産業構造審議会の第2回弁理士制度小委員会の議事録について「その2」です。

《弁理士研修制度のあり方》

弁理士会は新人研修の義務化に熱心ですね。

特許庁からの配付資料で「弁理士試験制度が変更になる前後で、実務未経験者の割合は30%程度で変化していない」とされているのに対し、

神原委員（弁理士会）は、「問題は未経験者の割合ではなく、絶対数だ」と主張しています。そして、「弁理士登録後に特許事務所に就職した際、実務未経験者はOJTにスムーズに移行できない。やはり義務研修を経て、弁理士になっていただきたい。」と主張しています。

他の委員からは、「研修の具体的イメージが湧かない」「登録前の義務研修とすると参入規制になってしまう」「現在の新人研修の実態はどうなっているのか」といった質問が相次ぎます。

研修の内容について

神原委員「具体的には実際にOJTにかかったときにスムーズにそちらの方に移行できる程度」「明細書作成、中間処理の書類の作成、そういったものを主として実施」「eラーニングを最大限に利用」

谷委員「eラーニング主体、チューターを付けて質問に臨機に対応」

私は、何も弁理士試験に合格しているからといって直ちにOJTに移行できなくてもいいのではないかと。従来の「未経験無資格者」が「未経験有資格者」に変わっただけなのだから、従来の未経験無資格者に対応していたと同様のOJTを受けさせればいいのではないかと考えています。

eラーニングを受け、明細書作成と意見書作成の演習を1～2回やった程度で、実務能力が向上するなどというのは絵空事でしょう。

2006・07・13（木）

日本代表は全力で戦ったか

ブラジルが抜け出した能力で1つの椅子を確保し、日本、オーストラリア、クロアチアが拮抗する力で残り一つの椅子を奪い合う以上、日本が勝ち上がる確率が50%に満たないことは明らかですから、結果として勝ち上がれなかった事実はさほど驚くことではありません。

私がどうしても気になっているのは、「日本代表は全力で走り抜いたのだろうか否か」という点です。

オーストラリア戦では、最後の8分間でヘナヘナと逆転負けしました。日本選手の足が止まりかけていたことは事実です。30℃を越す炎天下での試合ですが、この点は両軍とも同じ条件です。フレッシュな力の注入で日本が後れを取ったのは事実です。オーストラリア選手との体格差が、日本選手に通常以上の疲労を蓄積させたこともあったでしょう。

しかしあの敗戦は、宮本が後で「2点目を入れられた後のことはよく覚えていない」と語ったように、何かが崩壊してしまったのが原因と思われます。どうすればそのような崩壊を防げたのか、という点に注目したいです。

クロアチア戦の終盤、日本選手の動きは極端に鈍くなりました。

ブラジル戦も同様です。前半は日本選手もよく走っていましたが、後半は日本選手の足が完全に止まりました。

クロアチア戦は運悪く連続した炎天下の試合であり、ブラジ

ル戦もその影響を引きずったのかな、と思っていました。中村が動けなかったのはコンディション不良が原因でしょう。

ところが、ナンバー誌などの論評を読むと、「日本選手は力の限り走っていたとは言えない」という意見が多いようです。

ワールドカップの場では、どの国の選手も火事場の馬鹿力を発揮し、普段以上の力を出します。そういった中、普段通りの力でも勝てません。個の力で劣る日本は、守備では数的優位でしのぐ必要があるのですから、攻守の切り替え時に相手以上に走らなかったら勝てるチャンスがありません。

そういった中、もし日本選手が力の及ぶ限り走っていなかったのだとしたら、最初から勝利をあきらめているようなものです。

鹿島時代のジーコを思い起こすと、ジーコは戦う集団を形成する人であって、勝利に執念を燃やさない仲良し集団を認めるはずがないと思うのですが。

中田が他の選手に対してあまりにとげとげしく文句を言うので、言われた選手がやる気を失ってしまった、ということも考えられなくはありません。しかしこれではあまりにも幼児的です。そうではなかったと信じたいです。

この疑問はまだ解けそうもありません。

トラックバック

W杯で日本代表が見せてくれたもの（前）

[http://blog.goo.ne.jp/plentiful2005/e/
33bed13f8bc36d9efcd12015f5feaabe](http://blog.goo.ne.jp/plentiful2005/e/33bed13f8bc36d9efcd12015f5feaabe)

ワールドカップが終わった。

強豪国同士の対戦で盛りあがったトーナメントに、わが日本の姿はなかった。

言うまでもなく、グループリーグ1分2敗という成績で大会から敗れ去った。

1か月前の、日本中の喧騒を思い出す。

「トーナメント進出どころか、ベスト8だ ...」

2006・07・14（金）

パル判決書と朝日新聞

7月12日朝日新聞朝刊では、3ページ全面でシリーズ「歴史と向き合う」の第1回として東京裁判のパル判決を取り上げています。

東京裁判（極東国際軍事裁判）では、戦争犯罪とされた罪状のうち「平和に対する罪」をA級と名付け、この罪状で東条英機をはじめ28名が起訴されました。裁判の途中で死亡した2名および精神障害のため起訴を取り消された1名を除き、被告人全員が有罪とされ、7名が絞首刑、16名が終身禁固刑、2名が有期禁固刑に処せられたものです。

判決文は英文にして1212ページに及びました。インドのパル裁判官は、これを上回る長文の反対意見を述べ、全被告人を無罪とすべきことを主張しました。この反対意見書が「パル判決書」と呼ばれているものです。

私は、先の戦争の様子を少しでもよく理解するために、いつかはパル判決書を読んでおきたいと考えておりました。日本語訳も講談社学術文庫で出ています。しかし分量が生半可ではありません。文庫本なのに、上下合わせて1700ページ近く、値段も2冊で4300円です。通勤時に持ち歩くにも重くて難儀します。

最近になってやっと重い腰を上げ、文庫本の上巻を3分冊にばらし、判決文本文の最初から読み始めたところです。法律書

の翻訳書ですから本当に骨が折れます。

ところで朝日新聞の3ページ特集記事ですが、関係者にインタビューした結果が記事になっていますね。わざわざパル判事の故郷であるインドまで取材に行っているようです。その一方、3ページにわたる記事を読みましたが、取材陣がパル判決書を読了した気配がありません。日本語訳があるにもかかわらず、パル判決の特集記事を書く上で本文に当たっていないということでしょうか。

これはまた浅はかですね。

パル判決書が「日本無罪論」とも呼ばれ、あたかもパルが「第二次大戦に関して日本は無罪である」と立証しているように受け取られている風潮があり、これが問題であることは確かです。「題名や後からついた尾びれが独り歩きし、読まない人たちによる“伝言ゲーム”が続いている」との評論が朝日記事でも紹介され、そのとおりと思います。しかし、取材する朝日新聞自身が「読まない人たち」の一人じゃないですか。

東京裁判の法律的な争点として、(1) 連合国は、平和に対する罪について裁判に付しうると指定する権能をもつか。戦勝国だけがこのような裁判を行うのは平等原理に反しないか。(2) 侵略戦争は不戦条約によっても刑事犯罪とはされていないのではないか。(3) 戦争は国家の行為であり、個人に責任が帰属するとは考えられないのではないか。(4) 裁判所条例の規定は事後法であり、事後法による処罰は許されないのではないか。(5) ポツダム宣言という戦争犯罪人とは、従来の通常の戦争犯

罪を前提とした概念ではないか。(6)戦争遂行過程での殺害行為は違法といえないのではないか。(7)部下の行為について上官に刑事責任が帰属するとはいえないのではないか、などが挙げられており（日本大百科全書から引用）、パル判決書もその点をまさに問題にしています。

国が起こした行為について、その国の為政者個人の刑事責任を問うことに意味があるのか。また個人の罪を追求することで、国が国として行った行為の問題点をすべてクリアにすることができるのか。

JCO臨界事故の刑事裁判結果（1、2、特に3）を見ても、個人を裁く刑事裁判によって事故の本当の原因を明らかにすることが困難であると痛感させられます。

同じように、第二次大戦とそれに先立つ日中戦争において、日本が諸外国の国民に計り知れない迷惑をかけたことは明らかなのですが、日本の当時の為政者を個人として裁くことで、責任の全容を解明しようとするのがそもそも無理なのです。

日本は、「東京裁判は正しかったか否か」という不毛な議論をするのではなく、東京裁判を離れ、国として真の責任をとるべく、真相解明に努めるべきです。

またそのためにも、少なくともパル判決書を読んでおくことは役に立つのではないか、そんな思いで苦勞しながら読み進めています。

コメント

.....

亮

バル判決について

トラックバック有難う御座いました。バル博士のことは何の書でしたか忘れましたが、少し読んだだけで、先般の朝日新聞の記事に触発されブログにのせましたが、貴方のように研究した訳ではありません。

ただ、勝者の理論で事後法で裁かれたことには、どうしても納得出来ませんでした。貴方のトラックバックは非常に参考になりました。お礼申し上げます。

日暮れて途遠し

バル判事

T Bありがとうございました。

私もこの記事よんで途中までコピーしました。

ただし、朝日は裁判は問題あるが、日本の戦争責任は自分で認めよという底流で一貫していますね。判決など読んでないことはあきらかでしょうにね。詳細はどうでもいいのでしょうか。細部に神が宿るのがほんとうでしょうが。

私はこれに答えるだけの知識がありませんが、戦後の米国による徹底したプロパガンダに非常にひっかかります。人間は情報操作のなかに生きているようなものだからです。

それにしても判決読まれているとのことすごいですね。

ボンゴレ

バル判決

日暮れて途遠しさん、コメントありがとうございます。

現代の価値観で当時を顧みるのではなく、同時代の目線で事件を紐解くことも大切と思います。その意味では、パル判事の目を通して事件を顧みるおもしろさがあります。

パル判決書通読は、最初の法律問題の検討が終わり、事実問題の検討に入ったところです。

パル判事は、満州事変のリットン報告書を考察しています。リットン報告書は、現代の感覚からすると、信じられないぐらい日本及び満州国に好意的だと感じました。

.....

トラックバック

パール博士と世界連邦

<http://ameblo.jp/newspapers/entry-10014639730.html>

朝日新聞が「歴史と向き合う」シリーズで、戦争責任を特集した。

？

7月12日、朝刊は、東京裁判で全被告に無罪を主張したインド人判事パル博士について、3面を割いた。

？

昨年05年6月25日に靖国神社の遊就館前にパル博士の顕彰碑が立てられたそうだが ...

2006・07・15（土）

歴史教科書について

藤岡寛次著「韓国・中国『歴史教科書』を徹底批判する－歪曲された対日関係史－」（小学館文庫）を読みました。

韓国と中国の歴史教科書において、日本がどのように扱われているかを検証した内容です。

まあ、歴史教科書というのは、自国の歴史に対して誇りを持たせるように執筆するのが常でしょうから、内容が自国有利に偏っているとしても、こんなもんだろうな、という気がします。

特に中国の歴史教科書については、その巻頭で「生徒に祖国、中国共産党、社会主義事業を熱愛すること、四項の基本原則（マルクス・レーニン主義、共産党指導、社会主義路線、プロレタリア専制政治）を堅持するための教育を施すことを旨とした」と書かれているそうですから、内容は推して知るべしです。

まあしかし、日本の歴史教科書について中国・韓国からまたいちゃもんがついたとき、ところで中国・韓国の歴史教科書はどうなっているのか、という点についてある程度知識を持っていた方が考えをまとめやすいでしょうから、そういった意味で目を通しました。

最近の歴史教科書騒動は、扶桑社版「新しい歴史教科書」（通称「つくる会」の教科書）をめぐって起こされています。中国・韓国から集中砲火を浴びた教科書ですが、この教科書は市販され、ベストセラーになりましたからお読みになった方も多いでしょう。

私も、最初の版（2001年6月発行）と2006年度改訂版（2005年8月発行）を両方とも購入し、読みました。

一言でいえば、つくる会の歴史教科書はまともな日本史教科書です。

歴史教科書問題を論ずる上では、今までの日本の歴史教科書がどのような状況にあったのかを理解しておく必要があります。その点で、渡辺昇一・谷沢永一共著「こんな『歴史』に誰がした」（文春文庫）が有益です。1997年の対談です。

渡辺氏はあとがきで書かれています。

「大学で教えるようになって42年になるが、最近10年ほど、男子学生が一般に元気がなくなったという印象を受けるようになった。今回、日本の歴史の教科書を通覧して、これこそ日本の青年男子を無気力にしている元凶ではないかという実感がした。つまり、今の日本の歴史教科書は、日本の子供たちから『日本人であることの誇り』を徹底的に奪うように工夫されているのである。」

歴史教科書は、日本人とその歴史を貶める記述が満載です。客観的に見て我が国の美点といえる点についてはできるかぎり書かずに済ませ、アジアにおいて日本が罪悪ばかり重ねてきたということが強調されています。

1982年、中国華北への「侵略」という記述が、検定によって「進出」に書き換えられたという大誤報事件が発生します。誤報であることがはっきりしたあとも、政府（鈴木善幸首相・宮沢喜一官房長官）は何が何でも北京や韓国に謝罪する方針を変えず、教科書検定基準に「近隣諸国条項」が追加されます。

それまでは、文部省検定官も反日・自虐的記述を抑えることに努力しましたが、政府が上記のような方針に変わった結果、そのような記述に何の抵抗もしなくなったのです。

それでは、各教科書会社はなぜ反日・自虐的記述を進めてきたのか。そのからくりについては上記渡辺・谷沢両氏の著書を読んでみてください。

つくる会の歴史教科書は、このような風潮のアンチテーゼとして生まれました。そのため、最初の版は、従来の歴史教科書を意識しすぎ、記述に抑えが効いていません。

私からすれば、従来の教科書が極端な反日に偏っていたら、つくる会の教科書は、中立からやや反日側に振れるぐらいがちょうど良かったでしょう。それに対し、中立からやや反対側に振れてしまっています。

それに対し、2006年度版は、しっかりと中立軸に戻しています。

ただしこの本の内容に対する私の注文はあります。

先の日中戦争・太平洋戦争について、日本政府の中枢は日中戦争に不拡大方針であった、あるいは日米交渉が決裂しての国家の選択としての開戦であり、決して政府の中枢に侵略戦争の意図はなかった、という言い方はできるでしょう。

しかし、政府中枢の意図とは関係なく、現地の日本軍が行った行為そのものは、これを侵略といわずに何を侵略というのか、というものでした。私が知る限りは。

つくる会の歴史教科書は、この点についてもっときちんと受け止めるべきだと思います。

最近、歴史教科書問題はなりをひそめていますね。どうなっているのでしょうか。

コメント

.....

亮

同感です

「つくる会」の教科書の問題は、かなり以前に読んだことがあります。私が若い時に習った歴史がかなり強調されていました。

中国などは「歴史を共有せよ」と要望していますが、歴史と言うものは共有出来るものではない。と思います。アメリカの広島などへの原爆投下について、戦争を早く終わらせたいために投下した。というアメリカの歴史観は日本人としては受け入れられないでしょう。それにしても、非常に研究されており感服しました。トラックバック有難う御座いました。

ボンゴレ

歴史教科書

亮さん、コメントありがとうございます。

「つくる会」以外の教科書はひどすぎる、ということを感じて

いる有識者はたくさんいると思います。一方、「つくる会」教科書も万全とはいえません。最近は「つくる会」自身が内部でもめているようにも思います。

であれば、「もっと良い教科書を自分で作ってみよう」と考える教育者や歴史学者、出版社が現れてもいいと思うのですが、いっこうに「つくる会」以外の教科書が現れません。教科書が、教育に対する思い入れよりも単なる商売の対象に成り下がっているということでしょうか。

.....

2006・07・16（日）

神戸大特許事件

「神戸大教授特許データ捏造事件」とされる事件については、4月末に報道された時点で私は話題に乗り遅れ、状況を把握していませんでした。

今回、神戸大での処分が決定したとの報道があったので、あらためて調べてみました。事件発覚時の報道を含め、私が接する報道では、神戸大の大前教授が出願明細書中に捏造実施データを書き込み、大前教授自身が出願人になって出願したような書きぶりになっています。出願の取下げも、大前教授が取り下げたような報道です。

ところが、出願書類（特開2005-324319）を調べてみたら、出願人は国立大学法人神戸大学ではないですか。

この事件に関しては、PECANさんのサイトで詳しく紹介され、そのついでケミストさんの記事、さらには神戸大関係者の掲示板を閲覧することができました。

第1の印象として、こちら関東と比較し、地元関西は情報の密度が濃いですね。PECANさんから紹介のあった神戸新聞の記事は、4月の事件発覚時、今回の大学処分決定時のいずれも、関東での報道情報に比較するとより正確で内容の濃い記事になっています。

神戸大の大前教授、中井教授、田川助教授の3人が発明者に名を連ねています。報道で大前教授がクローズアップされてい

る理由はわかりませんが、筆頭発明者ということから来るのでしょうか。

IPDLで調べる限り、大前教授が発明者になっている出願は5件しかありません。中井教授は企業研究者出身の教授です。田川助教授は大前研究室の助教授で、今回の内部告発者はこの人だそうです。

今回の大学発表に関する神戸新聞の記事では、

「このうち中井教授が、必要な実験装置がないにもかかわらず、大前教授らが出した実験データを参考に、あたかも実験を実施しデータを得たかのように出願書に書き込んだ。

大前教授は出願前、「こんなことまで書いて大丈夫か」と何度も確認したといい、中井教授は「書き過ぎた」と反省しているという。」

ということだそうです。

中井教授が企業出身ということから、十分にあり得る構図だと理解できます。

アメリカを除く全世界は先願主義を採用し、特に最先端でデッドヒートを繰り広げている技術分野では、一日も早く出願することが先決です。一方、特許を得るためには、「明細書のサポート要件」「実施可能要件」ということで、十分な実施例データが出願時に明細書中に記載されている必要があります。

このような状況下で、実際に実施されていないデータを、あたかも実施していたかのように明細書中に記載することは、よくあることではあります。

アメリカ出願では、出願人は「正直であること」を要求され、事後的に不正直であったことが証明されると権利行使不可能になります。アメリカは先発明主義ですから、アメリカ一出国出願であれば、データが出揃うまでじっくり待って出願することが可能です。

発明がアイデア段階で、十分な実施データが出揃っていない段階で、はたしてこのタイミングで出願すべきかどうか、「どのタイミングで出願することが得策か」という観点では議論します。そのアイデアはまだピンポイントで、本当はもっと広い範囲で発明が成立するかもしれないし、あるいはそのアイデアの隣に本当の発明が眠っているかもしれません。そのような可能性があるのであれば、現時点で出願するのは得策ではないでしょう。現時点から1年以内にデータが出揃う可能性が高いのであれば、取り敢えず現時点で出願し、データが出揃ったところで国内優先出願をすることは可能です。今から1年6ヶ月以内にデータが出揃わない可能性が高かったらどうか。出願から1年6ヶ月後に出願公開されるので、その後に本当の意味ある発明に遭遇したとしても、自分自身の公開公報によって本当の発明は権利化を阻止されます。

以上のような観点で、「得策か否か」という判断は行いますが、倫理上問題だ、といった議論は今までしてきませんでした。今回のように「研究者の倫理にもとる」と判断されるということになると、これからは大学の先生が発明者に名を連ねている場合は細心の注意が必要になりますね。

私の経験でも、企業研究者出身で大学に在籍している研究者の方は、実験せずにデータを創作して明細書の実施例データとすることを当然のようになさることが多いです。あっ、これを「捏造」というのですね。これからは十分に気をつけることにしましょう。

コメント

.....

Pecan

ボンゴレさん、トラックバックありがとうございました。私のほうからもトラックバックさせていただきました。

以前から、実施していないものを実施したと実施例に記載するのは好ましくないと感じておりましたので、意見を述べております。まだまだ少数意見であろうとは思いますが…。

Charmaine Martin

Mitchell Villarreal

quinquennium packsaddle wertherian psychorhythmically
unhabituate inturned serpentlike irrefrangibleness

4

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

6

<http://www.angelfire.com/aeceit/1.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

1

<http://www.angelfire.com/aeceit/6.html>

弁理士の日々 2

3

<http://www.angelfire.com/aeceit/4.html>

2

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/2.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/3.html>

龠龠龠

Charmaine Martin

Mitchell Villarreal

quinquennium packsaddle wertherian psychorhythmically
unhabituate inturned serpentlike irrefrangibleness

4

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

6

<http://www.angelfire.com/aeceit/1.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

1

<http://www.angelfire.com/aeceit/6.html>

3

<http://www.angelfire.com/aeceit/4.html>

2

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/2.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/3.html>

禽禽禽

Charmaine Martin

Mitchell Villarreal

quinquennium packsaddle wertherian psychorhythmically

unhabituate inturned serpentlike irrefrangibleness

4

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

6

<http://www.angelfire.com/aeceit/1.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

1

<http://www.angelfire.com/aeceit/6.html>

3

<http://www.angelfire.com/aeceit/4.html>

2

<http://www.angelfire.com/aeceit/5.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/8.html>

7

<http://www.angelfire.com/aeceit/2.html>

9

<http://www.angelfire.com/aeceit/3.html>

㊦㊦㊦

.....

トラックバック

神大教授・特許データ捏造問題・・・企業も姿勢
を正すべき

[http://pecan.cocolog-nifty.com/fudge/2006/
07/post_775f.html](http://pecan.cocolog-nifty.com/fudge/2006/07/post_775f.html)

7月14日に書いた記事にいただいたコメントや
トラックバックに対して、コメント欄に返信を記
載しかけておりましたが、長くなりそうですの
で、記事といたします。MANTAさん、chem@u
さん、「弁理士の日

2006・07・17（月）

対北朝鮮国連安保理決議

対北朝鮮について、日本が国連安保理で制裁を含めた決議案を提案し、一方これに反対する中口は、当初議長声明でお茶を濁そうとしたのに対し、結局中口の譲歩を引き出して、安全保障理事会が対北朝鮮決議を全会一致で採択するに至りました。この間、日本も7章を削除する譲歩を行いました。

これを称して、「日本の国連外交の限界」と批判する向きもあるようですが、私は逆にびっくりしています。

「外交とは何か、国益とは何か」（田原総一郎と岡本行夫の対談）において、岡本氏が日本外交のこれまでの特色を述べています。

「方針を決めるに際しては、まず『本件に係る責任国の立場を至急紹介ありたい』と各国の日本大使館に電報を打つ。アメリカの立場はどうだ、フランスの立場はどうだ、ブラジルの立場はどうだ、インドの立場はどうだと見ていって、アメリカに近い中間的なところに自分を置いていく。だから、みんなのポジションが出そろわなければ日本のポジションが決められない。個別の案件で日本は何を座標軸とするかについて、突き詰めた認識がない。最近は変わってきているような気がします。」

日本外務省の仕事のやり方は以上のようなやり方だと思っていたので、今回、むしろ日本が最初はアメリカを引っ張って

いったという外交方針にはびっくりしたものです。

また、最初にある方向で主張を繰り返していても、主要各国がどこまで妥協してくるのか、相手の出方を見極めることがまずもって大切です。そのためには、主要各国のふところにどれだけ食い込んだ情報網を有しているかがポイントになります。

最近の外務省をめぐる各種不祥事、機密費不正使用事件、田中真紀子外相事件、鈴木宗男事件を通じて、外務省は機能不全に陥っているのではと想像していたのですが、今回はどれだけ各国に食い込んで落としどころを探ることができたのでしょうか。

日本外交について上記のように認識していた私からすると、最終的に、中口の譲歩を引き出し、全会一致での安保理決議を実現したということは、日本外交にとって画期的であるようにも思います。

「ロシアの動きを十分に予測できなかった」との批判がありますが、鈴木宗男事件で日本外務省はロシアとの太いパイプを自分から破棄しているのですから、当然のように思います。その中で薄氷を踏みながら、最終的に日本外交がむしろ勝利を得ているのですから、立派なものです。

日本外務省は、機能不全状態を脱し、自立しつつあるのでしょうか。

現在の外務事務次官は谷内(やち)正大郎氏です。

外務省を糾弾する論陣を張っている佐藤優氏（過去ログ1、2）が、谷内外務次官を誉めているそうです。これに対し外務省内部で「褒め殺しだ」との声が上がっているそうです。この間の事情は、日暮れて途遠しさんのブログで詳細に紹介されています。

日本外交は良い方に向かっているのでしょうか。

それと、今回は日本がたまたま非常任理事国であった立場をうまく活用できましたね。日本よりもっと北朝鮮に近接する当事国である韓国は、今回蚊帳の外に置かれてしまいました。

トラックバック

国連、北朝鮮に翻弄された安保理各国。

http://blog.goo.ne.jp/kanwa_notes2005/e/cf3982f112a3ba7fd49cf4561f1c3903{/kuma_wel/}

今朝（日本時間 16 日未明）、国連安全保障理事会は、対北非難決議を採択、全会一致でミサイル開発停止要求を決議した。

当初の日米主導の制裁決議案が、その後の安保理各国との調整の結果、非難決議案に修正されたのである。

一方、北朝鮮は早速、安保 ...

安保理が対北朝鮮決議を全会一致で採択、北朝鮮

は全面拒否

<http://blog.goo.ne.jp/itozu/e/>

54a02c224d61147d0fbd3a6f79645bfb

安保理が対北朝鮮決議を全会一致で採択、北朝鮮
は全面拒否（ロイター） - goo ニュース

~~~~~

~~~~~

国連安全保障理事会は15日、7月5日の北朝鮮
のミサイル発射問題に関し、
加盟国に北朝鮮への ...

=====

2006・07・18（火）

人体 失敗の進化史

動物、とりわけヒトがどのように進化して現在の形体に至ったのか、という点については、通常は化石を紐解くことによって研究されます。

「人体 失敗の進化史」（光文社新書）の著者である遠藤秀紀氏は、獣医師で動物の解剖学を専門とする先生です。動物の遺体を解剖して体の詳細を研究し、各動物の比較研究によって、各種の動物がどのように進化してきたかを研究されています。この本はそのような先生の研究成果をまとめたものです。

化石や遺跡を調べて動物の進化を辿るのはまた異なった、現生動物の構造を詳細に調査して進化を追っていくという手法は、なるほどおもしろいものです。

ナメクジウオ（脊索動物）あたりから話をはじめ、体の各部分が、どのようにして後の脊椎動物、魚類、哺乳類、そしてヒトが有する各器官に進化したのかをトピックスで語ります。

進化は、体の各部分が突然変異と自然淘汰によって設計変更を繰り返し、その設計変更の当初の目的とは異なった派生的な別の効果を生み、種々の動物が生まれていきます。

聴覚器官において、鼓膜の振動は3つの骨（つち骨、きぬた骨、あぶみ骨）のテコの原理で17倍の大きな振動に変換され、うずまき細管内のリンパ液に伝えられます。この3つの骨

は、実はワニでいえば顎の関節を構成していた骨が設計変更でこのような姿に変わったというのです。

顎の関節の骨を耳に召し上げられてしまった哺乳類は、顎の関節をワニとはまったく異なった骨の構造で完成させたようです。

同じような調子で、体の各器官の進化の様子が語られます。

魚のひれがシーラカンスのように骨格を持ったひれに代わり、さらに陸上動物の四肢に変化ていきます。

へそは亀も持っており、これは卵の中で黄身から栄養を吸い取る機関です。哺乳類は、は虫類も持っていたこのへそを流用し、胎盤に結合する設計変更を行います

魚の浮き袋を肺に進化させ、従来の心臓は左心系の1系統で体内を循環していたのに対し、右心系を新たに作りだして肺との血液循環を創設します。

そしてヒトの誕生です。

比較的真っ直ぐな背骨、直立二足歩行のための骨盤と股関節の設計変更、殿筋の発達、土踏まずを有する足アーチの完成、脳の大容量化などなど。

最後に、行き詰まった失敗作としてヒトを捉えます。19世紀以降の人間社会の歴史を見た結果として。「この二足歩行の動物は、どちらかといえば、化け物の類だ。50キロの体に1400ccの脳をつなげてしまった哀しいモンスターなのである。」「設計変更を繰り返して大きな脳を得たままはまだよかったのだが、その脳が結局はヒトを失敗作たらしめる根源

だったと私には思われる。」

そして終章。

話はがらっと変わって、動物解剖学が置かれている現状です。

バブル崩壊以降、学問の世界には短期的、実利的研究のみにお金流れ込むシステムができあがり、動物解剖学のような、文化を創成するための学問にはお金がつかなくなっているそうです。そのため、動物の遺体を無駄にせずに学問を深めていくことが困難になっており、この本の著者の遠藤先生は、この分野の学問を継続させるため、「遺体科学」と名付けた運動を進められています。本の最後でこの運動について熱く語られています。

コメント

.....

グズてつ

また同じ本を読みました

また同じ本を読んだので、トラックバックさせていただきました。

わたしのWebの掲示板に、この著者からの書き込みがありました。いたずらかもしれませんが、何だか親しみを感じています。

.....

トラックバック

「人体 失敗の進化史」遠藤秀紀（光文社新書）

<http://blog.goo.ne.jp/gzutetsu/e/>

e8038ef1c77c82001685be9854a1bddd

2006・07・19（水）

産業構造審議会 第8回知的財産政策部会

6月16日に産業構造審議会 第8回知的財産政策部会が開催され、その中で「発明の進歩性判断に関する検討開始について」が議題になっていることを以前報告しました。そのときの議事録が公開されています。

「発明の進歩性判断に関する検討開始について」は、特許庁の高木審判課長から説明されていますが、これに関する質疑はほんの僅かです。

諸石委員（住友化学）から「知財高裁の裁判官と意見交換をして考え方のすり合わせをすることはできないか」との質問が出され、森下委員（阪大医系）から「アメリカとの間で判断の食い違いが見られとまどいを感じるケースが増えている」という発言があったきりです。

裁判所での進歩性の判断が厳しくなっていることを問題視するとしたら、まずは産業界です。進歩性の判断が適切レベルと比較して緩すぎても厳しすぎても、産業の発達を阻害すると考えられるからです。

今回の部会には、知財協会長の吉野委員、経団連の庄山委員は欠席のようです。日商の篠原委員、三鷹光器の中村委員、弁理士会の谷委員は何も発言していません。住友化学の諸石委員のみが上記の発言をしています。

まあ、この種の政府系審議会は、政府からの報告を聞き置く

という委員が多いのでしょうか、あまり多くを望んでもしょうがないかもしれません。

とにかく、「発明の進歩性判断に関する検討開始について」の具体的な活動について様子を見ることにしましょう。

2006・07・20（木）

特定侵害訴訟代理業務の研修・試験

特定侵害訴訟代理業務に係る研修・試験に関する懇談会報告書が発表になっています。

報告書によると、特定侵害訴訟代理業務に係る研修・試験が開始されてから3年経過後に見直しすることになっていたの
で、見直しを行ったということです。

本年の3月31日と5月17日の2日間で懇談会を行い、2
回目の懇談会で報告書（案）について議論したということから、あまり多くは期待できません。

こういう懇談会には、ぜひ受講生もメンバーに入れて欲しい
ですね。

取り敢えずは、ほぼ現状の姿で今後も継続していこう、とい
うのが結論のようです。

募集規模は、

平成15年 850人

平成16年 850人

平成17年 450人

平成18年 280人

平成15～17年の3年間に1600人が合格

私の予想としては全弁理士の3割が受講したら、それ以降は

新規受講者は鈍化し、弁理士試験新規合格者（毎年700人）の3割と、残りの未受講生の若干の部分が受講することになるのか、というものでした。だいたいそのようなレベルに落ち着いているようです。

特定侵害訴訟代理業務に係る研修・試験を受けて付記弁理士になる目的は、もちろん特許権侵害訴訟で共同訴訟代理人の資格を得るためです。しかし、全弁理士の中で、侵害訴訟の代理人になるチャンスがある人などごく僅かです。そのようなチャンスがないだろう我々のような弁理士がなぜ研修・試験を受けるのか。それは、実質的に「普通弁理士／特級弁理士」と資格に区別が生まれるのであれば、自分は特級弁理士の組に入りたい、という程度のものであります。そしてその事実を名刺に印刷することです。

このような目的で結構大変な研修と試験を受けようとする弁理士が、全弁理士のうちの何割ぐらいを占めるだろうか。私の予想ではせいぜい3～4割だろう。ということで上記受講生予測をしました。

私は平成15年に青山学院大学で民法・民訴法基礎研修を受講し、平成16年に特定侵害訴訟代理業務に係る研修・試験（能力担保研修ともいう）を受講し合格しました。

そのときに感じた印象をいくつか述べます。

・少人数クラスによる受講をうたっていましたので、活発に質疑応答が行われるのかと期待していたのですが、ほとんどの授業は講師が一方的にしゃべるのみで、ほとんど質疑応答の時

間が取れませんでした。これなら少人数クラスなどにせず、講師の数を減らして受講費用を安くしてもらった方がよかったです。

- ・研修の講師は、試験のことよりも実務を重視しています。「試験の答案にどのように書いたらいいか」という観点とはちょっと異なっており、受講生にとってはそれがとまどいになりました。

- ・試験の合否を分けたのは、訴状や答弁書の書き方や民法・民訴法の知識というより、特許法の知識でした。特許法の問題では、特許法101条2号（間接侵害）に関する問題が出題されたのです。ところが、2号は法改正で最近新設された条文であり、この条文を知らなかった受験生が、1号で解答してしまったのです。このような解答をした受験生は皆不合格だったようです。

- ・講義では、盛んに「要件事実論が大切」と強調されます。「そんなに要件事実が大事なら、条文毎に、要件事実をリストアップし、証明責任が原告（特許権者）と被告のいずれにあるかを区分けした表を作れば良いではないか」と感じました。そして実際に作ってみました。これがそれです。

私は残念ながら侵害訴訟の共同訴訟代理人になるチャンスはまだありません。しかし、審決取消訴訟の代理人にはなっています。審決取消訴訟の場で、能力担保研修を受けた効果は大いに感じております。

逆に言うと、能力担保研修を受けていない弁理士にとって、審決取消訴訟の代理人を単独で受任するのは結構厳しいだろうと思います。

審決取消訴訟を起こさなければならない場面で、どの弁理士に依頼したらいいかわからないときには、取り敢えず「特定侵害訴訟代理業務付記弁理士」の資格を持っている弁理士から選んだ方が無難だろうと思います。

2006・07・21（金）

昭和天皇のお言葉

昭和天皇が1988年、当時の富田宮内庁長官に語ったお言葉のメモが突然公表されました。

「私は或る時に、A級が合祀されその上 松岡、白取までもが、

筑波は慎重に対処してくれたと聞いたが

松平の子の今の宮司がどう考えたのか 易々と

松平は平和に強い考があったと思うのに親の心子知らずと思っている

だから私あれ以来参拝していない、それが私の心だ」

2、3行目及び4行目後半はわかります。

「（松平宮司の前の）筑波宮司は慎重に対処してA級戦犯の合祀をしなかったが、終戦時の松平宮内大臣の息子である今の松平宮司がどう考えたのか、易々と合祀してしまった。松平（親）に比較し、松平（息子）の行動は親の心子知らずだ。」

1行目と5行目については、このような断片的なメモから、発言のご趣旨をどのように解釈したらいいのでしょうか。二つほど考えてみました。

甲

「東京裁判で、平和に対する罪（A級）で有罪判決を受けた人たちが、有罪とされ絞首刑・終身刑に処せられたことが妥当かどうかはわからない。しかし、日本が国として東京裁判の判

決を受け入れたのであるから、その人たちが祀られている神社を、天皇たる自分が参拝することなどできないではないか。

靖国神社は戦病死者を祀るところなのだから、軍人で死刑になった人たちはともかく、松岡（外相、判決前に病死）、白取（大使、終身刑、獄死）まで靖国に合祀するのはおかしい。

靖国神社には、命令によって戦いに赴き死んでいった幾多の英霊が祀られており、私はその英霊に詣でなければならないのに、もうそれもできなくなった。」

乙

「A級戦犯は悪い人たちなのだから、その人たちが祀られている神社を参拝することはできない。

日独伊三国同盟の首謀者である松岡と白取は許せない。彼らまでも合祀された。

靖国神社には、命令によって戦いに赴き死んでいった幾多の英霊が祀られており、私はその英霊に詣でなければならないのに、もうそれもできなくなった。」

私は甲だと思しそう思いたい。

そうでないと、昭和天皇はご自身の戦争責任についてまったく自覚されていなかったことになってしまいます。

明治憲法の下、統帥大権を持っているのは天皇一人ですから、天皇がノーと言えば、日中戦争の拡大も太平洋戦争の開戦も防ぐことができたかもしれません。それを行わなかった不作為をどのようにとらえるのか。「当時の情勢で、そんなことできるわけなかった」というのが実感でしょう。そうであれば、A級戦犯として死んでいった大部分の人たちに同じことがいえ

ます。

「お前らのみを死なせ、私だけ生き残って申し訳ないことをした」というのがA級戦犯に対する天皇のご本心であったと信じたいです。

A級戦犯として刑死した人たちのご遺族の中には、「天皇に累が及ぶのを防ぐために、何も言い訳せずに死んでいった」と考えている方たちが多いと思います。甲という解釈でない、その人たちの気持ちを踏みにじることとなります。

しかし、メモの4行目の「平和」がどのような意味なのか。A級戦犯の合祀を昭和天皇が「反平和」ととらえておいでだったのか、よくわかりません。

新聞はタイトルで「不快感」という言い方をしていますが、この言葉だけでは上記乙を連想させます。曖昧なタイトルは使わない方が良いでしょう。

発言したご本人もメモした本人も故人となった現時点で、このような曖昧なメモが公表されることは残念です。公表するなら富田氏が存命中にして欲しかった、そうでないなら廃棄すべきだったのではないのでしょうか。。

コメント

.....

立花

天皇もメモした富田氏も故人となっているからこのよう

なおかしなメモが作られるのではないのでしょうか。メモは貼り付けてあったといいます。このメモを誰がいつ張ったか。このメモを誰が書いたかも吟味しなければなりません。

.....

トラックバック

靖国神社と昭和天皇

<http://lefthander.seesaa.net/article/21115749.html>

しばらく更新してなかった。もともと、三日坊主な性格だから・・・でも、今日のニュースはさすがにビックリしたので、書いておく。すでに各メディアで報道されているが、昭和天皇の靖国神社に対する考えを記した、宮内庁長官のメモが見つかった。それによると ...

宮内庁長官のメモ

<http://blog.goo.ne.jp/messneko/e/2dff54745aba760c2fdc9b00de8fcec8>

「陛下にもさまざまな思い」首相、参拝の意向変わらず

小泉首相は20日夕、昭和天皇がA級戦犯合祀（ごうし）に不快感を示し、靖国神社参拝を中止したとする当時の宮内庁長官のメモが見つかったことに関連し、自らの靖国神社参拝について「（影響は）ありません」 ...

8月15日首相の靖国参拝を支持します！

<http://blog.livedoor.jp/duskin/archives/50654387.html>

8月15日に向けて!!!

※当日まで上段に位置します

最新の記事はひとつ下からとなります↓↓↓↓↓

富田メモスクープ? 松岡洋右、白鳥敏夫について

<http://blog.goo.ne.jp/taraoaks624/e/f3068a136cf07b142fdec71b497d15ca>

ウン、永田メール並のガセ説などいろいろ飛び交っていますね。中でもこの北大の高井教授の推論には個人的に納得したのですがいかがでしょう。

「このメモ報道がなければ、小泉首相が参拝すれば、安倍長官も参拝を踏襲せざるを得ないだろう。昭和天皇のご意思を ...

靖国神社参拝についての世論調査

<http://blog.goo.ne.jp/nagureds/e/754156ba33f35f7600dff0c4af40b461>

ある世論調査の結果、小泉総理の靖国参拝反対が63%だったそうです。

数字がでていると客観的な事実として捉えてしまい、一事実が全体を意味していると誤解してしまうことがよくあります。この調査結果だけだと、「靖国神社は戦争犯罪人を祀っているところで、そこ ...

神田川と善福寺川

神田川というと、東京は高田の馬場付近を流れる神田川、あるいは秋葉原を経て隅田川に流れ込むあたりの神田川を思い浮かべる人が多いでしょう。

ところで、杉並区を形作っている地形は、上記の神田川ともうひとつの善福寺川によって形成されるところが多いです。

他のサイトからの借用で、杉並区の地図と地形図を示します。

神田川は、吉祥寺の近くにある井の頭池を源泉とし、ほぼ井の頭線に沿って杉並区を南東に向かって流れ、下高井戸の北あたりで向きを北東に変え、そのご東京の都心に向かって流れ続けます。

善福寺川は、杉並区の北西端にある善福寺池を源泉とし、やはり南東に向けて流れ、途中大きく蛇行しながら、杉並区の東端で神田川に合流します。

杉並区は武蔵野台地の中にあり、標高が30～50mで、西から東に向けてなだらかに標高が下がっています。その武蔵野台地において、神田川と善福寺川は長期間を経て台地を浸食し、その川筋は周囲の台地に比較して5～10m程度低い位置を流れています。川筋の河原だった平地は、場所によっては広い地域にわたり、現在ではすべて住宅地です。

そして実際に流れている神田川と善福寺川は、人工的に河原からさらに5 m程度掘り下げられ、幅10 m程度、深さ5 m程度の堀の中をちよろちよろと流れています。

そのため杉並区の地形は、もともとの台地部分からなる平地と、神田川と善福寺川及びそれらに流れ込む小さな川が形成した谷筋の低地と、台地と谷筋との境界にある坂と、で形成されています。

神田川と善福寺川は、普段はちよろちよろしか水が流れていませんが、ひとたび豪雨があると、いっぺんに水量が増します。杉並区内はどこもかしこも地面が露出せず舗装されているので、降った雨は地面にしみ込まずに川に流れ込みます。そのため、豪雨の際には、幅10 m、深さ5 m程度の川はすぐに水かさが増します。あふれたら直ちに水害になります。

杉並区に住民登録すると区のガイドブックが届きます。そのガイドブックの中に、水害に対する注意、ハザードマップ(1848KB)が含まれています。ハザードマップを見ると、神田川流域と善福寺川流域については、最近に至るまで各所で洪水が発生していたことが明らかです。

これらの川では、降雨量が1時間50 mmを超えたら危ないみたいですね。去年9月4日の集中豪雨では1時間114 mmの降雨量があり、両川の各所で氾濫しました。

善福寺川の流域各所にはサイレンが設置されています。危険水位に達したら、この警報が鳴り響くのでしょうか。

善福寺川流域の和田堀公園には野球場があります。この野球場が実は調整池を兼ねていて、善福寺川の水位が満水に近くなると、オーバーフロー流路を通して水が野球場に流れ込むようになっています。

最近では、環七の地下に巨大な調整池ができています。

昔河川敷だった土地を住宅地にしているのですから、当然のことではあるのですが。

杉並区は以上のように、台地と川筋（河原）と坂とによって形成されるので、散歩道も変化に富んだものとなります。そして世田谷区も同様の性格を有しています。

2006・07・23（日）

平成18年法改正説明会

「平成18年意匠法等の一部を改正する法律」の特許庁説明会が、7月21日に東京でありました。

施行日の予定が知らされました。

平成18年9月1日（予定）

新規性喪失の例外見直し
団体商標の主体の見直し

平成19年1月1日（決定）

実施行為への輸出の追加
譲渡等を目的とした所持を侵害みなし行為に追加
刑事罰の強化

平成19年4月1日（予定）

上記以外の改正事項

一番知りたかったのは、特許法改正ポイントのうちで「シフト補正の禁止」が具体的にはどのように運用されるのか、という点でしたが、配付資料から読み取れる以上のことはまだ決まっていないようでして、わかりませんでした。

知りたいのは以下のような点です。

[特許請求の範囲]

請求項 1 : 発明 A

[明細書]

発明 A

発明 A' (Aを減縮した発明)

発明 A + B (構成 A に構成 B を付加した発明)

(知りたい点)

請求項 1 の発明に新規性なし、との拒絶理由通知を受け、その拒絶理由については承服する場合に、①発明 A' に訂正する補正は認められるのか、②発明 A + B に訂正する補正は認められるのか、という点です。

改正特許法 17 条の 2 第 4 項によると、

「補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。」

とあります。

特許法 37 条と特施規 25 条の 8 によると、

37 条の発明の単一性の要件を満たすためには、「二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有している」ことが必要であり、「特別な技術的特徴」とは「発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう」と規定しています。

上記の例で、発明Aは新規性が否定され、この点について承服しているのですから、発明Aには特別な技術的特徴がないこととなります。

そうすると、厳密に考えると、どんな補正をしても補正前の発明と補正後の発明とが37条の単一性の要件を満たすことはあり得ないではないか、ということになってしまうのです。

上記のような質問をした人がおられまして、それに対する特許庁の回答は、「シフト補正禁止の運用はあまり厳密にしないように」との方向付けもされているので、そのような方向で審査基準を作成していくことになる」というような回答でした。要するに現在のところはまだ何ともいえません。

上記①のような補正は認めるが、②のような補正は認めない、といったような基準になるかもしれないし、当初拒絶理由を受けた発明にさらに付加する発明であれば、②のような補正までは認める、といった基準になるかもしれません。

シフト補正禁止の施行時期は平成19年4月1日予定であり、それ以降の出願に適用されます。それまでに公表されるであろう指針に基づいて、後から補正で追加できなくなる可能性のある発明は、出願当初からクレームアップしておく必要があります。

また、テキストに「類型2」として挙げられている例：

[特許請求の範囲]

請求項1：発明A

請求項2：発明B

拒絶理由通知「単一性要件違反、発明Aに進歩性なし、発明Bは審査していない」

を受けた場合、発明Aを削除して発明Bを残す補正は許されない

への対応を考えなくてはなりません。

「発明AとBのどちらかを選べと言われたら、Bを選ぶ」ということであれば、発明Bを請求項1にクレームアップすることが必要となります。

コメント

新入社員

初めまして、トラックバックありがとうございました。

内藤さんの記事で、今回の改正の復習ができました。

私のブログは備忘録と言いながら、まったくその役目を果たしていないですね…。反省です。

oTTo

平成18年法改正説明会

初めまして。

トラックバックありがとうございました。

説明会、やはり配付資料から読み取れる以上の情報は得られなかったのですね。

雇われの身では、行かなくて正解だったかも、

という気がしました。

.....

2006・07・24（月）

資格マニア

このブログを隔々ご覧になっておられる方は、私に変な資格を保有していることにお気づきと思います。

- 1973年 英検 2級
- 1979年 高圧ガス製造保安責任者乙種
- 1988年 日商ワープロ検定 2級
- 1990年 四級小型船舶操縦士
- 1991年 第二級アマチュア無線技士
- 1992年 第一級海上特殊無線技士
- 1992年 航空特殊無線技士
- 1993年 第四級海上無線通信士
- 1995年 弁理士
- 2004年 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

上から行きましょう。

英検 2級は、企業に就職した際に「1年以内に取得するように」との指導があり、取得したものです。今ではすっかり能力も落ちました。

私は製造業のエンジニアをやっております、製造ラインの管理者になった際には高圧ガスの資格を有している必要があるということで、高圧ガス乙種を取得しました。

この試験に関して唯一自覚したことは、「2週間かけて勉強

した内容は、2週間で忘れる」という法則です。要するに内容はすっかり忘れたということです。

以前（1、2）書きましたが、私は1984年、「これからはキーボード入力の時代だ」と思い、パーソナルワープロを購入しました。入力方式について比較検討した結果、親指シフト入力が優れているとの結論に達し、富士通のワープロを選定しました。

練習して入力が速くなると、資格が取りたくなりました。

当時のワープロ検定における入力問題では、10分間で入力する漢字かな交じり文の文字数で、3級が400字、2級が600字、1級が900字というレベルでした。1ヶ月ほど入力練習を積み、1988年に2級にチャレンジしました。その当時の私の最高スピードが10分で900字に到達したかどうか、というところでしょうか。

最近では寄る年波で随分と能力は落ちています。

1990年当時、私は瀬戸内海沿岸の田舎に住んでおり、わが家の子供たちがジュニアヨットクラブに所属し、毎週日曜に海岸で練習をしていました。その関係で、四級小型船舶の免許を廉価で取得するチャンスがありました。瀬戸内海に浮かぶ屋代島というところに、大島商船という商船学校があり、その先生から実技指導を受け、その学校で試験を受けました。試験は、操縦の実技、ペーパーテスト、口頭試問、ロープの結び方実技などです。

この試験を受けたときの緊張感がなかなか刺激的で、他の資

格にもトライしたくなりました。しかし簡単に取れそうな資格はなかなか思いつきません。目を付けたのがアマチュア無線です。小学生の頃にも興味があったので、敷居は高くありません。

しかし、4級では、小学生でも取れるとあっておもしろくありません。そこで3級にトライすることにしました。3級は何が違うかというと、モールス符号の実技があるのです。スピーカーから流れるモールス信号（アルファベット、1分間25文字）を聞き、書き取るのです。

3級はモールスのスピードも遅いので、何とか合格することができました。

アマチュア無線の資格を取ったら運用したくなります。詳しくは別に書くとして、取り敢えず最低限の投資で21MHz帯でモールスのみの運用を開始しました。しかし3級のモールス読取り能力ではとても交信できません。練習によって聞き取り速度が速くなりました。そしてこれなら、2級（モールス聞き取り能力1分間45文字）にチャレンジできそうです。

ということで1991年に2級アマチュア資格を取得しました。

近隣の学校のヨット部で海難事故があり、それを機に地域のヨット関係者が3級海上特殊無線技士の資格を取ろうではないかということになり、近くの学校で講習を受けて資格を取得しました。当時2級アマチュア無線技士の資格も持っていたので、これなら1級海上特殊無線技士も行けるのではないかと欲が出てきました。この場合、モールス信号の試験はありません

が、別の技能試験が要求されます。フォネティックコードと呼ばれるコードです。英文ではA：アルファー、B：ブラボーといった読み替えが決まっており、これの聞き取りと発声の試験があります。日本語では、「朝日のあ、イロハのい、上野のう」といった具合です。

そしてここまで来ると、無線の資格にはいろいろあり、それまでに得た知識や技能を用いることにより、航空特殊無線技士、4級会場無線通信士も取得可能であることがわかりました。

ということで次々にチャレンジし、取得資格が増えていきました。

しかし、これだけ資格があっても実務には何の役にも立ちません。次はメシの種になる資格を取ろう、ということで弁理士受験への途を歩み始めたということです。

コメント

風竜胆

はじめまして

訪問&TBの返礼ありがとうございました。

私も、資格は、仕事に必要なわけではありませんが、脳の老化防止を兼ねて、この歳になっても受け続けています。

今後ともよろしくお願いします。

トラックバック

Re: マーキュリーCを見ていたら、パソコンが、、、(@連敗爆進王の競馬放浪記)他5件

http://thumb-shift.txt-nifty.com/contents/2006/07/re_5_2aa5.html

競馬と親指シフトは関係あるか? <http://kaz-yama.cocolog-n>

私の合格した資格試験

<http://blog.goo.ne.jp/magicgirl/e/>

0314dfd68117d9c5ccef33e6c6011533

本館の方にも以前書いたが、その後新たに取った資格もあるので、こちらの別館の方でも自分が合格した資格試験について紹介しておこう。

私は、現在、約60の資格試験に合格している。主なものを紹介すると、

- ・第1種電気主任技術者
 - ・第1級陸上無線技 ...
-
-

2006・07・25（火）

モールス通信

「このデジタル通信の時代に、モールス符号を使った通信が生き残っているのか？」と疑問に思われるでしょう。

プロの通信の世界のことは知りません。

しかしアマチュア無線では、まだ生きています。少なくとも10年前には。

アマチュア無線は、世界中至る所と無線通信を行います。それに用いる通信機器としては、もちろん100ワットクラスの送信機と、幅が3m以上もある3素子の八木アンテナを屋根より高く上げて電波を発射するという、高強度の電波を発射する手法を採りさえすれば、遠くまで強力な電波を届けることができます。

一方、私が採用した方法は、数万円で購入できるハンディートランシーバーのキットで、出力は2ワットです。アンテナも、二階の屋根の軒下を中心として、逆V型に電線を地面まで張ったアンテナ（逆Vアンテナ）を用いました。これでは、発射した電波が相手に届くのも微弱だし、相手からの電波も微弱にしか受信できません。音声だとしたら、雑音の中にわずかに声がかえるのみで、聞き取ることが困難です。

ところが、モールス通信であれば、このような微弱環境でも信号を聞き取ることができるのです。

モールス信号による通信能力は、聞き取り能力と打鍵能力とがあります。まずはA～Zのモールス符号を暗記します。

次に、聞き取り能力をつけるため、テープに録音したモールス信号を耳で聞き、読み取って紙に書き取ります。

打鍵能力については、紙に書いたアルファベットを見ながら、その符号をモールス通信用のキー（電鍵といいます）を用いて手でたたきます。

どちらかというと、聞き取り能力の方が進歩が遅いです。当時の3級アマの試験では毎分25文字の聞き取りテストがありましたが、この速度で聞き取りができれば、同じ速度での打鍵は間違いなくできるでしょう。

3級に合格し、無線局開局の手続を行って免許を取得し、上記の2ワットトランシーバー（周波数21MHz）と逆Vアンテナ、電鍵を購入し、準備は完了しました。

そしてトランシーバーから電波を拾ってみると、北海道から発射された電波が強く入電します。

ここで電波の伝搬について説明しましょう。

電波は直進し、一方で地球は丸いですから、遠方の地には電波が届きません。

一方、地球の上空には電離層が存在します。電波は電離層で吸収されたり反射したり透過したりします。低周波の電波は吸収され、高周波の電波は透過し、その中間の周波数の電波が反射します。短波といわれる周波数領域の電波は電離層で反射し、地表でも反射し、これを繰り返して地球の裏側まで電波が届くことがあるのです。

私が採用した周波数21MHzというのが短波で、3級アマに許可されている周波数としては最も遠距離通信に適していま

す。

電離層というのは、太陽から降り注ぐX線などによって大気が電離してできるので、昼間や夏は強く、夜や冬は弱くなるという変化をします。また、太陽の活動は11年周期で強弱を繰り返し、太陽の活動が強い時期には電離層が強力です。このようなもろもろの要因で電離層状態が変化するので、時期毎、時間毎に、交信できる地域が変動します。

総合的には、夏は電離層が強すぎ、冬は弱すぎ、短波通信には適しません。春秋が遠距離通信の季節であり、かつ11年周期の太陽活動の最盛期が好適です。私がアマチュア無線を開始した時期は、ちょうど太陽活動活発期の秋でした。

(以下次号)

モールスで世界と交信

私が使った21MHzの短波が電離層で反射するといっても、電離層に入射する角度が大きすぎると電離層を透過してしまい、反射しません。ほとんど入射角ゼロ近くの場合にやっと反射する程度です。

私がいた中国地方と例えば関東との間で通信しようとする、電離層入射角がやや大きすぎ、反射してくれません。一方、相手が北海道であると、入射角が小さくなるので、電波が反射し、地表に戻ってきます。

そのため、私のトランシーバーに入ってくる電波は、大部分が北海道からのものだったのです。

しかし聞こえてくるモールス通信は、私が送受信可能な速度(1分間に25文字)よりは当然速く、読取り不可能です。これではせっかく開局したものの仲間に入れません。

仕方がないので、読取り速度を向上するための訓練です。パソコンのフリーソフトで、自分の与えたアルファベット文字列を指定した速度でモールス符号としてスピーカーから音を出すソフトがありました。それを用いて1分間40文字を超える聞き取り能力に達しました。

アマチュア無線でモールス通信をする場合、こちらの技能の方が低ければ、相手はこちらが打つスピードに合わせて打ってくれます。ですから、こちらが、自分が聞き取れる速度で送信すれば、それに合わせて打ってくれた相手の通信を自分も聞き取れるというわけです。

ということで無事にモールス通信にデビューを果たし、主に北海道の相手と交信しました。

ある日、こちらがコールサインを打ってだれかの応答を待っていると、かすかに「・ ・ - - ・ ・ 」という応答が聞こえます。「?」という意味です。

もう一度打ちます。また「?」。3回目でやっと相手は私の通信を了解したらしく、相手のコールサインが返ってきました。それが何とオーストラリアからだったのです。

こうして、2ワットのトランシーバと逆Vアンテナという貧弱な設備で、遠い別の大陸と交信することができました。

こうなると欲が出てきます。「すべての大陸の相手と交信したい！」

ちょうど11年周期の太陽活動が最も活発な時期に入っており、全世界と交信するには絶好のシーズンです。

しかし2ワット+逆Vではこれ以上遠くの相手とは無理です。私は3アマ（3級アマチュア）ですから出力25ワットまでOKです。そこで、トランシーバの2ワットを25ワットに増幅する増幅アンプを自作することにしました。雑誌に自作記事が載っていたので、それを参考に秋葉原で部品を揃え、何とか完成しました。電源と出力測定器は完成品を購入せざるを得ません。出力を25ワットに調整し、免許も更新しました。出力を上げるとご近所のテレビや電話に障害が入るおそれがあるので、ご近所にご挨拶しました。

まずはモーリシャス（アフリカ）と交信でき、次いでフィンランド（ヨーロッパ）、アルゼンチン（南米）とも交信が完了しました。北米となかなか繋がらず、電離層の様子を見ながら早朝にトライしたりしてやっと交信に成功しました。

こうして6大陸と交信を完了し、世界アマチュア無線連盟からWAC (Worked All Continents) という賞状を獲得しました。1992年のことです。

2006・07・27 (木)

フォネティックコード

電話などでアルファベットの符号を相手に伝える際、間違いやすい組み合わせが多いです。

BとD、IとY、MとN、PとT、などなど。

電話で「P」

「T？」

「ちがう、ぱびぷべぼのP」などとやり合います。

こういった際に便利なように、フォネティックコードというものが存在するのです。これは万国共通です。

- A Alpha アルファ
- B Bravo ブラボー
- C Charlie チャーリー
- D Delta デルタ
- E Echo エコー
- F Foxtrot フォックストロット
- G Golf ゴルフ
- H Hotel ホテル
- I India インディア
- J Juliet シュリエット
- K Kilo キロ
- L Lima リマ
- M Mike マイク
- N November ノンハバー

- O Oscar オスカー
- P Papa パパ
- Q Quebec ケベック
- R Romeo ロメオ
- S Sierra シエラ
- T Tango タンゴ
- U Uniform ユニフォーム
- V Victor ビクター
- W Whisky ウィスキー
- X X-ray エクスレイ
- Y Yankee ヤンキー
- Z Zulu ズールー

「PCT」だったら「パパ、チャーリー、タンゴ」と相手に伝えればいいのです。

上記は英語ですが、日本語にもあります。「朝日のあ、イロハのい」といった形で五十音が決まっています。たとえばこちら。

1級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士などの試験を受ける際には、フォネティックコードの聞き取り、発声試験に合格しなければなりません。

私はこれら試験を受けるために勉強して覚えましたが、このフォネティックコード、世の中に普及したら結構便利だと思います。工場内でも、アルファベットの品名を電話で伝えること

が多いですが、こんなときに双方が英語のフォネティックコードを知っていたら間違えることはありません。

しかし、私が知る限りでは、フォネティックコードを利用している職場は見たことがありません。

追加

ウィキペディアを読むと、フォネティックコードの歴史を概観することができます。

コメント

.....
大ネコ

使っています。

はじめまして、大ネコと申します。

数式のサブスクリプトの文字が読みにくい場合などに、発明者と電話で読み合わせ確認をする場合に、

「C、チャーリー、小文字のi、インディア」

とかいう風に活用しています。

電話の向こう側にいる発明者の約半数と、

電話のこっち側の職場の半径10メートル以内のメンバー全員が無線従事者免許を持っているという不思議な職場であるという、珍しい環境のためですが。

==大ネコ

ボンゴレ

オオネコさん、いらっしゃい。

いろいろなところで、オオネコさんの足跡を見かけたような気がします・・・(^_^)

この特許業界でフォネティックコードがポピュラーな職場があるなんてウソのようです。

私も「使ったら便利なのに」と心の中で思っているうちに自分が忘れてしまいました。

今回の記事のために調べたら、旅行業界とか金融業界とか、業界毎に異なったフォネティックコードが存在するらしいですね。

.....

2006・07・28（金）

杉並区の道路

杉並区の南半分、JR中央線よりも南側で甲州街道よりも北側の地域に、どのような道路が走っているかという話です。

道路のうち、センターラインが引かれ、車道と歩道が分かれている道路を「幹線道路」と呼ぶことにします。ごく普通の道路ですよ。

杉並区の地図をまた他のサイトから借りてきます。

杉並区を南北に走る幹線道路というと、実は環七と環八しかありません。

杉並区を東西に走る幹線道路は、北から見ていくと、青梅街道、五日市街道、方南通り、井の頭通りぐらいなもので、その南は甲州街道です。

杉並区のJR中央線よりも南側という結構広い範囲ですが、上記の道路を除いたら、あとはセンターラインが引かれていない道路のみです。

環七と環八は、東京を縦貫する環状道路がたまたま杉並区にもまたがっているということです。青梅街道、五日市街道、甲州街道は江戸時代からの主要街道です。

以上を除くと、杉並区南部を貫く幹線道路として明治以降に

整備された道路は、井の頭通りと方南通りしか残りません。

このうち、井の頭通りは、交通網として整備されたというより、水道道路の意味合いが強いです。杉並区の南のはし、明大前の付近に和田堀給水所という大きな水道タンクを備えた施設があります。この和田堀給水所から北西に延びる給水ラインの上にてきたのが、杉並区の井の頭通りであり、ほぼ直線で町を横切っています。

ちなみに、井の頭通りは吉祥寺から渋谷の付近まで連続しているように思われますが、実は和田堀給水所のところで道路が分断され、給水場の周囲をぐるっと迂回させられるのです。井の頭通りが給水のために整備されたことがこの点からも明らかです。

もうひとつ、センターラインが引かれていないので幹線道路ではありませんが、直線で突っ切る道路があります。荒玉水道道路です。杉並区内でいうと、南は京王線の桜上水付近から、地下鉄丸ノ内線の東高円寺付近まで真っ直ぐ突っ切っています。

以上のように見ていくと、杉並区については、交通網の整備という観点では計画的な区画整備がほとんど成されていないことがわかります。

環七、環八、井の頭通り、方南通りなどが整備されたのみで、その他は明治時代から続くあぜ道がただ拡張されただけという路地で埋め尽くされています。

そのため、ウォーキングを兼ねて歩き倒そうとする向きには絶好の地域となっています。

杉並区の南に位置する世田谷区も同様ですね。

コメント

.....

Z

ここの地域の道路は酷い、
おかげで交通が環七、環八に集中して
大渋滞を引き起こしています。
「自分のところには道路を通したくない。他の場所には迷惑を
かけても構わない」
という住民が多いのでしょうか。

ボンゴレ

なぜ道路ができない
Zさん、こんにちは。
杉並区に幹線道路ができない理由は、住民の意思と言うより、
行政の問題、予算の問題だと思います。
昭和10年頃の地図で、将来の道路計画を記入した地図を見ると、
環七と環八の間にもう2本、環状道路ができることになって
います。その計画が実施されなかったということです。

一方、世田谷区も同じように幹線道路が整備されていなかった
のですが、最近の様子が違います。
微々たる進捗ですが、あちこちにセンターラインを備えた新しい
道路が整備されており、少しずつ伸びています。
杉並区内ではそのような道路整備に行き当たることはありません。
ん。

.....

2006・07・29（土）

昨日の業務

昨日の金曜は、知財高裁への答弁書提出、客先での発明検討会の2つの業務をこなしました。

無効審判の審決取消訴訟の被告代理人を受任しています。審判請求人側です。

4月に無効審判で特許を無効とする審決を受け、特許権者側が知財高裁に審決取消訴訟を提起し、昨日が被告（当方）答弁書の提出期限だったのです。

知財高裁の第4部に配点されたので、以下のような進行になります。

訴状 → 原告準備書面1 → 答弁書（兼被告準備書面） → 原告準備書面2 → 弁論準備手続期日 → 口頭弁論 → 判決

すでに原告準備書面1によって原告の主張は出揃っており、今回当方から提出した答弁書で被告の主張もすべて提出です。答弁書で主張を尽くす必要があるので、作成には気を遣いました。

ただし、原告準備書面での主張が、審決に対する抽象的な反論に終始しており、このままでは裁判所が判決を書けないのではないかと危惧しています。上記のスケジュールは変更になるかもしれません。

答弁書の正本と写しを裁判所に届けるのは事務所の職員にお

願いました。併せて、副本を原告宛に発送すると同時にFAX送信しました。

午後は発明検討会です。

事前に資料をもらって発明の骨子は理解しておいたので、検討会はスムーズに進行しました。2件の発明について説明を受けました。

ちょうど上記のとおり裁判書類の作成が完了したところであり、タイミング良く明細書作成に取りかかることができます。

2006・07・31（月）

数値限定発明と臨界的意義の必要性

特許請求の範囲において、発明の特徴を数値限定で表現する場合、発明の進歩性を認めるためには発明の奏する効果に臨界的意義が要求される、という言い方がよくされます。

「臨界的意義」とはどういう意味でしょうか。特許庁の特実審査基準においては、「有利な効果について、その数値限定の内と外で量的に顕著な差異があること」を数値限定の臨界的意義と称しているようです。

数値限定発明では、常に臨界的意義が要求されるのでしょうか。

この点については、吉藤著「特許法概説」の記載がわかりやすいです。

「発明の進歩性」セクションの（E）従来の進歩性の判断基準（iv）（d）で数値限定発明について説明しています。第12版では131ページです。

①数値限定に対して臨界的意義が要求される発明

公知発明の構成要件に数値限度をした発明である。公知発明を実施するには設計上当然に各構成要件に適当な数値を与えなければならないが、その数値は、通常当業者が技術常識に基づいて適当に選択することができる事項にすぎない、設計事項である。臨界的意義のない発明には進歩性を認めるべきでない。

②臨界的意義が必要でない発明

(a) 数値限定が補足的事項である場合

公知発明と異なる新たな構成要件を付加し、その付加した点で新規性及び進歩性を有しながら、その新構成要件に数的限定を付する発明。その新構成要件にどのような数値限定を付するかは、本来不必要であり、いわば補足的ないし第二義的な事項にすぎない。

(b) 別異の目的・効果を有する発明

数値範囲の選定において、出願発明が公知発明と明らかに異なる目的及び作用効果を有する場合は、それだけで出願発明は進歩性を有する。その数値範囲において公知発明ときわめて近似するが、重複するところがない出願発明に対して、数値限定の臨界的意義を判然とさせることは全く必要でない。

以上

例えば、「加熱すると良い」という点を新たに見つけ、本来これのみで進歩性を有するものの、「加熱」だけでは50℃でもいいのかそれとも500℃は必要なのかがよくわかりません。そこで、発明を明確にするために、「500℃以上に加熱」と数値限定することがあります。このような場合には、400℃加熱と500℃加熱との間に臨界的意義が要求されることはない、ということです。

それに対し、公知例として300℃に加熱する事例が知られているのであれば、温度を500℃以上として進歩性を認めてもらうためには、500℃に臨界的意義が存在するか、あるいは別異の目的・効果を有する発明である必要があります。

吉藤の上記載が「(E) 従来の進歩性の判断基準」に分類されている理由ですが、これは現在の審査基準をそのままコピーした「(D) 進歩性の判断基準」と区別するためです。故吉藤先生が直接執筆された部分が「従来の」とされています。

現行審査基準では、数値限定の臨界的意義について以下のよう規定しています（吉藤12版の119ページ）。

①請求項に係る発明が引用発明の延長線上にあるとき、すなわち、発明を特定するための事項と引用発明特定事項との相違が数値限定の有無のみで、課題が共通する場合は、その数値限定の内と外で有利な効果において量的に顕著な差異があることが要求される。しかし、

②課題が異なり、有利な効果が異質である場合は、数値限定を除いて両者が同じ発明を特定するための事項を有していたとしても、数値限定に臨界的意義を要しない。

以上

ところで、臨界的意義という場合、数値限度の内と外の直近で効果が階段状に変化することが要求されるのでしょうか。

例えば、上の加熱の例で、公知例の300℃と本願発明範囲の500℃とでは効果に量的な顕著な差を有するものの、400℃でテストしてみたら500℃とそれほど顕著な差がなかった、という場合、「臨界的意義が存しない」と判定されてしまうのでしょうか。

あるいは、試験したら階段状の変化が確認できるとしても、そのデータが出願当初明細書に記載されていないならば臨界的意義は認められないのでしょうか。

パテント誌本年7月号64ページで、渡部先生は「そこまで

必要ない。公知例（上の例では300℃）との対比で顕著な差があれば十分。」と論じられていますが、私も同意見です。

2006・08・02 (水)

雑誌「ゲーテ」の記事

雑誌ゲーテの9月号に小松成美氏の記事として中田英寿へのインタビュー記録が載っています。

ヒデの引退に関する事項とドイツワールドカップ日本代表に関する事項が中心です。インタビュー記事でこの2つの事項は切り分けることができるので、ここではワールドカップ日本代表について書きます。

4月末、イギリスで

「予選のときのまま変わっていなければ大ピンチだろうね。ぎりぎりの戦いをするんだという危機感を持ってなければ、3戦全敗の可能性だってあるよ」

「合宿が始まって、一緒に練習して、本当の意味でチームが戦う集団になっていけばいいんだけど・・・」

「ドイツで酷い結果を残すようなら、日本のサッカーは世界から取り残される。これまでの前進を無にするだろう。合宿でコミュニケーションをとって、日本がすべきサッカーを全員で確認したい。とにかくきちんと意思の疎通がとれるかどうかの問題」

Jヴィレッジの合宿で

日本の雑誌には、ヒデと他の選手との不和をかき立てるような記事が踊ります。ジーコは、合宿所への週刊誌などの持ち込みを禁止していません。

ドイツでの合宿で

「ワールドカップ直前になれば変わるかもしれないと期待していたが、ダメだった。チームとしての中身がない。確固たる芯がないんだ」

「こちらの考えを何とか伝えようとしたけれど、おれもうまく伝えることができなかった。・・・ただ同じミスを繰り返すし、それを自分たちだけでは解決できない」

（練習中にヒデが躍起になってコーチ役を演じた点について他の選手はどう受け止めたか。）

「多分『うるさい』とだけ。面倒なやつだと思っているんじゃないかな。もう、おれが何を言っても響かない。伝える手段はなくなったよ」

中田と代表メンバーとの亀裂は徐々に広がり断層にまでなっていた。

この代表において中田は周囲から浮いた存在だった。

激しく叫び、選手に呼応することを求める中田の激しさを見て「痛い人」と呼んだ者もいる。

クロアチア戦後

オーストラリア戦について

「フォワードのヤナギと高原は前半からよく走って、よく守っていた。・・・後半15分、かれらは完全に動けなくなっていた。でも彼らと同じくらいオーストラリアのディフェンダーも動けなかった。あそこで動きの速いフォワード、玉田、大黒を入れて相手の息の根を止めるための攻撃ができれば、結果は違っていたかもしれない」

（1、2戦の結果は監督の采配に起因しているのではないか

との質問に対し) 「おれには分からない」

(日本代表で戦術ミーティングはやっているのか)

「全員での戦術ミーティングは、4年間一度もない」

(なぜだろう)

「ジーコのやり方に何も言うつもりはないし、それを否定も批判もできない。おれたちの監督は他の誰でもない、ジーコなんだから」

ブラジル戦後

「前半は日本のスタイルを貫いた良いサッカーをしていた。ラインを上げて、高い位置で守備をしてボールを奪い、速攻を仕掛け、相手のディフェンダーの裏のスペースをついていく。前半34分、玉田のゴールが決まったあの時の攻撃は、日本が誇れるスタイルだったと思う」

「でもロスタイムに1点が入ると、緊張を一瞬にして解いてしまう。後半は、ぱったりと足が止まってしまった。前半とはまるで別のチームのサッカーだった。後半に決められた3点は、サッカーで負ける以前に、気持ちで負けていたということの証だよ」

――引用ここまで――

5月17日付けの私の記事で、最終合宿の中でチームができてあがることを期待すると書きました。

しかし結局、ヒデの目で見える限り、最終合宿でも戦う集団は形成されず、チームの結束すらおぼつかなかった模様です。

ヒデと他選手との亀裂は何であんなに拡大してしまったの

か。監督や日本人スタッフはそれを修復することができなかったのだろうか。

他の日本人選手に危機感が生まれなかったとしたら、それは何故なのだろうか。

ジーコは、アントラーズ時代はすばらしい戦う集団を育成できたのに、何故今回はできなかったのだろうか。

ジーコジャパンの最初の3年半は、「自分で考えろ」と突き放すことも良かったと思うが、最終合宿では戦術を示してチームをまとめて欲しかった。何故そうならなかったのか。アントラーズではやっていたと思うのに。

中澤ではないけれど、私もW杯を振り返るとまだ切なくなります。

なんでこんなことになってしまったのか・・・

マスコミは「監督がオシムに変われば」すべてOKみたいですけれど。

2006・08・03 (木)

再びジーコのこと

ドイツワールドカップ開催前、ジーコについて書きました（5月21日、ジーコのこと）。W杯終了には書けなくなるような予感がありました。その通りになってしまいましたが・・・。

上記記事においてなぐれっずさんと私とがコメントで交わした心配も、現実のものとなってしまいました。

ゲーテ誌9月号には、中田英寿のインタビュー記事の他、アントラーズのゴールキーパー小澤英明に関する記事が載っています。

小澤選手は、1992年にアントラーズに入団し、将来を囑望されるゴールキーパーでした。しかし2年後から椎間板ヘルニアに悩まされ、自主退団、その後治療を続けて良くなり、いろいろなチームで10年以上も補欠を続け、アントラーズに復帰して今年からレギュラーに定着しました。

このすさまじい忍耐力について

「“今を一生懸命生きる”ということ、ジーコから教わりましたから」

「ジーコは凄い人なんですよ」

92年当時、小澤はジーコと鹿島でチームメイトでした。

「今でも覚えているのは、雨の日の練習で、みんな水たまりをよけてシュートをしていたんです。そしたら、まだ現役だっ

たジーコが、わざわざ水たまりにダイビングヘッドをしたんですよ。全身泥だらけになりながら、ここだ、ここが大事なんだ、と叫ぶんです。鳥肌がたちましたよ。なんて人なんだ、この人は名声や栄光で生きているんじゃない、今を生きているんだと」

椎間板ヘルニアのために鹿島を自主退団する際、ジーコが声をかけてくれた。

「おまえはこのチームの家族だ。だから、いつでも好きなときに帰ってきなさい。オレたちは扉を開けておまえの帰りを待っている。今出した結論は、自信を持って貫けばいい。おまえが選んだ道なんだから、それは決して間違いじゃないから」
小澤は人目をはばからず泣いたそうです。

ゲーテ誌の中田英寿とのインタビュー記事においても、中田とジーコとの信頼関係が記されています。

トルシエサッカーに共感できなかった中田は、いったん日本代表から離れようと思っていました。しかし、新監督ジーコと会った中田は尊大ではないかれの言葉に感応し、再び代表で戦うことを決意します。

ジーコと二人きりで会う機会を作ってもらい、イタリア語で話し合います。ジーコは長い時間、ヒデが思い描くサッカーについて話を聞き、「これからも思いつくことがあればどんなことでも私に話して欲しい。ヒデの描くサッカーが代表には必要だ」といいます。

しかしこの信頼関係、他の代表選手にはただ目障りだっただけなのでしょうね。

コメント

なぐれっず

ジーコはジーコで偉大です。

ジーコのことやワールドカップの総括なんかも、色々な思いがあってなかなかまとまらないですね。JEFのサッカーを見てみると、オシムさんは優秀な指導者だと感じるのですが、それについての異論はないですが、「ジーコ監督は無能でオシム監督は優秀。だから安心。」なんて空気は、ちょっと抵抗があります。もうちょっとジーコについて検証して、考える必要があるとは思いますが。

ボンゴレ

W杯の総括

なぐれっずさん、コメントありがとうございます。

この記事になぐれっずさんのページにトラックバックしたかったのですが、TB先が見つかりませんでした(^_^;)。

W杯開始前、ジーコ体制について一般紙は無風状態、テレビはお祭り騒ぎでした。終わるやいなや、それまでのことはすべて忘れて新しいネタに飛びついています。

これでは進歩はないですね。

日本が停滞している間に、今まで格下と思っていた世界各国の

レベルはどんどん上がって差がなくなっています。現実をしっかり見据えて欲しいものです。

.....

2006・08・04 (金)

おとくラインへの移行

特許事務所で使う電話回線の基本料金について、以前コメントしました。

パソコン電子出願を行う特許事務所は、ISDN回線を用いる必要があります。

従来、NTTのISDN回線を「事務用」かつ「ライト」で契約すると、基本料金が3969円でした。NTTではどうしても「事務用」からより安価な「住宅用」に変更することができませんでした。

それに対し、日本テレコムのおとくラインだと、「事務用／住宅用」ではなく「法人／個人」の区別であり、個人営業の特許事務所は安価な「個人」で契約できることが分かりました。これだと基本料金が2709円に下がるのです。

昨日、電話回線がNTTからおとくラインに移行しました。

電話の通話 OK

i ナンバーで2つめの番号に登録したFAX OK

パソコン出願端末からの予納確認 OK

電話代行会社への着信転送 OK

ということで、無事に移行完了したようです。7月10日前後に申し込んでいるので、1ヶ月弱での開通ということになります。

ところで、このブログは開設以来半年間、できるだけ毎日更新を続けてきました。最初から、ネタが尽きたら更新頻度を減らすつもりでいたのですが、よく半年も続いたものです。

しかし最近は、とうとう無線ネタまで繰り出してつなぐ状況になり、ネタ切れ状況です。

毎日更新はやめて隔日程度で続けていくこととします。

2006・08・06（日）

東郷和彦氏「靖国再編試案」

「靖国問題」について考えをまとめようと思いながら、なかなか手が着かずにいました。

月刊現代の9月号に元外務省高級官僚の東郷和彦氏による「靖国再編試案」というインタビュー記事が載っています。

読んだところ、私が頭の中に描いていた内容をほぼ的確に語ってくださっているようです。

東郷氏は、何もなければ、ただの三代目外務官僚として、現役時は外務省で君臨し、そのまま終わっていたかもしれませんが。しかし鈴木宗男事件が勃発し、不本意に外務省を追われるのみではなく、逮捕の危険もあって日本から逃れました。その後現在まで、アメリカで教鞭を執り、佐藤優裁判出廷を除いて日本には帰ってきていません。

このような逆境を経験したこと、アメリカで教職に就くことによって日本を外から観察する機会を得たこと、おじいさんが実はA級戦犯（懲役20年）で獄中病死した人であったこと、などがプラスに働き、優れた外交批評家として再出発されるのかもしれませんが。

「我が国にとって、最善の外交とはなにか。まず日本が一步引く姿勢を示すことです。先の大戦において、日本が中国社会に深い傷を残したことは紛れもない事実です。日本が中国をはじめ、傷ついた諸外国の心情に理解を表明する方法は一つしか

ありません。ここで一部の反発を覚悟で提案を述べます。小泉首相の後継者は、靖国参拝の一時停止（モラトリアム）を宣言せよ、と。」

モラトリアム中に日本が国家としてなすべきこと

「具体的には、以下の三点の課題を検討することを提案したいと思います。それは、『靖国神社の再編』『歴史博物館の創設』『戦争責任に対する国家的な議論』です。」

「今日の靖国神社の複雑な立場は、戦後、国家神道を廃止しなければならないことが明らかになったとき、戦死者の追悼が主たる役割であった靖国神社が、他の宗教法人として存続するか、もしくは政府下の非宗教組織となるか、二つのうち一つの決断を迫られたことにあります。結局、GHQ、政府、そして靖国神社自身、宗教法人として残すという決断を下し、結果的には、憲法20条によって定められた政教分離によって、政府が靖国の管理に干渉することができなくなったのではないのでしょうか。」

「このことによって、先の大戦時の歴史観をそのまま顕示し、軍事博物館に準じる施設を宗教法人が作ってしまった。遊就館で示される歴史観は、日本国民のなかでもコンセンサスがないうし、国際的にはもっとコンセンサスがないう。しかし、政治家はそのことについて何も言えない。憲法20条が盾になっているからです。」

創設する歴史博物館には、日本にとって都合の良いことも悪いこともすべて展示すべきとしています。

一つめは、なぜ日本が戦争に入ってしまったかという当時の日本の見方について。

二つめは、大陸で実際に何が起き、日本の行動が世界でどう受け止められたかについて。「加害者の側面といっても良いでしょう。」

三つ目に、戦争が続いていれば、日本民族が絶滅させられていたかもしれないということ。

第三の課題「戦争責任に対する国家的な議論」

95年の村山談話「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」と05年の小泉バンドン談話を高く評価します。「この抽象的に書かれている謝罪内容について、日本国民ひとりひとりが個人レベルで考え、揺るぎないコンセンサスを形成する努力をすべきです。」

謝罪をする事象についての責任は誰にあるかという問題について「二つの考え方が現れると予測できます」

「一つめは、やはり赤紙一枚で連れていかれた国民と、赤紙で国民を引っ張ったリーダーとでは、明らかに責任が違うとする考え方です。」

「二つめは、時の勢いをサポートした国全体としての責任を探究する考え方です。戦前の世論、メディア、知識人、政治的指導者の大部分が日本が大陸に拡張することを支持していたという否定できない事実があります。」

「国全体の責任を認めることは、その責任を背負って処刑さ

れた人を追悼する理由を与えることにもなる。この結論は、中国がとってきた『日本国民には責任なし』という立場とは対立し、もっと反発をまねくかもしれない。しかし、日本国民が本当に『国全体として戦争責任を負う』という並々ならぬ覚悟に到達するならば、これは、いずれ世界が理解する大事な立場になると思います。」

「私自身としては後者の意見です。」

「次の世代が被害者としての苦しみを引き継ぐならば、加害者としての責任問題も引き受けなければなりません。」

これです。

戦後一貫して、「戦前の日本は悪い人たちが跋扈し、悪いことをしてきた。戦後は良い人たちに切り替わり、平和国家を建設している」と教育されてきました。戦前の悪い人たちと現在の善い我々とは別人格であるという考え方です。この考え方が日本を悪くしてきたと思います。

戦前をすべて暗黒時代として捨て去り、また善き自分とは関係ないと考えているので、そこで実は何が起こっていたかについてほとんど知識がありません。

日本人の良いところも悪いところも、被害者としての立場も加害者としての立場も、世代を超えて我々が引き受けるべきものである、そのように考えて初めて、良い点については日本人であることに誇りを覚え、加害者としての点については被害を受けた人たちに対して謙虚に謝罪することができるでしょう。

2006・08・07（月）

東郷和彦氏「A級戦犯合祀問題」

「靖国問題」として近隣諸国との間でシンボル化されているのは、A級戦犯の合祀についてです。

前回、東郷和彦氏の「靖国再編試案」について述べましたが、A級戦犯合祀について東郷氏がどのように考えているのかについては触れませんでした。

結論からいうと「どうすべきだ」と明確な方向は示されていません。

氏が提唱する3課題のうちの第三の課題「戦争責任に対する国家的な議論」のなかで、二つの考え方が現れると予測し、

一つめは、国を引っ張ったリーダーである特定のグループに戦争責任があるという立場で、この立場から「A級戦犯の合祀についての再検討につながる可能性があります」としています。

二つめは、時の勢いをサポートした国全体としての責任を探求する考え方で、この立場からは、A級戦犯が負うべき戦争責任が軽減されます。

東郷氏は「私自身としては、後者の意見です。しかしながなんでもと、固執はしない。祖父が靖国に祀られていることも、有り難いと思っています。しかし、個人の意見や状況は別にして、国民的コンセンサスを作ることが大切であり、切にそう願っています。」と語られます。

第三の課題を議論する中で、出てくる結論に従う、ということでしょうか。

なお、A級戦犯合祀の問題について、政府の責任が最も重い、と発言されています。A級戦犯のリストは66年に政府から靖国に提示されて、78年に合祀されたのであって、政府の考えに基づいています。

「A級戦犯の合祀について誰かが発言すべきだとしたら、靖国神社ではありません。説明責任は、勝者の裁きを引き受けつつも、独自の判断をした上で合祀のためのリストを提出した政府にあるのではないのでしょうか。」

東京裁判の実態がどんなものであったのか、私は今パル判決書を読み進めているところで、まだ私自身の結論にまでは至っていません。しかしおそらく、「東京裁判当時の条約や慣習法の下において、A級戦犯とされた人々に個人として刑事責任を負わせることにはやはり無理があった」という結論に達する可能性が高いでしょう。

一方で、先の大戦で中国をはじめとする諸国の国民に大変な苦痛を与えたことは紛れもない事実であり、その責任は日本人が必ず負わなければなりません。首相が何回か言葉で謝罪したからといって済むようなものではありません。

そうであれば、私の立場も、東郷氏が言う二つめの考え方に沿ったものとなるはずです。

中国の立場としては、「日中戦争で悪かったのは日本の軍部であり、日本国民に罪はなかった。悪かった日本軍部の象徴が

A級戦犯である」として中国国民を説得し、日中平和条約を締結したいきさつがあると聞きます。日本自身が長い間そのロジックに乗ってきました。今更、「日本は確かに悪かったが、その罪はA級戦犯のみが負うのではない」と言い出されても、納得のしようがないかもしれません。しかしここは、誠心誠意相手に訴えていくしかないでしょう。

2006・08・09（水）

硫黄島

8月7日NHKスペシャルの「硫黄島」を見ました。

わが家の家族の一人が日頃お世話になっている地域の剣道の先生が、硫黄島からの生還者でその番組に出演されるということだったのです。

数年前、硫黄島の戦闘を扱った書籍というと、アメリカ側から取材した書籍ばかりでした。硫黄島の擂鉢山山頂に今まさに星条旗を掲げようとしている有名な写真があります。ブラッドリー著「硫黄島の星条旗（表紙写真）」（文春文庫）は、この写真に登場する6名のアメリカ兵の運命をたどった物語です。また、古書でシャーロッド著「硫黄島」を見つけ、こちらも購入しました。従軍記者シャーロッドが実際に見た硫黄島の戦闘記録です。

日本人に取材した硫黄島記録がなかったのは、日本軍が全滅したために語り部がいなかったためかと思っていました。しかし今回調べてみたら、2005年のうちに日本人が執筆した硫黄島関係の書籍が4冊も出ているのですね。NHKの番組によると、日本軍2万人以上が戦死しましたが1000人ほどは生還していたのです。戦後固く口を閉ざしていたこれらの方々が、最近になって語りはじめたのかもしれませんが。

米国にとって硫黄島は特別の戦場です。この島だけで22,000人の米兵が戦死したのですから。太平洋のどの地域の

戦闘でも、私の印象では、日本軍の戦死者数に対して米軍の戦死者はだいたい一桁ぐらい少ないのではないかと思います。それに対し、硫黄島では米軍の戦死者数が日本軍のそれを上回りました。このような戦場は、硫黄島以外ではペリリュー島があるくらいでしょうか。

それに対し日本側から見ると、ガダルカナル、アッツ、サイパン、レイテ、ルソン、いずれの戦場も、日本兵が辛酸をなめ、万から十万の戦死者を出し、玉砕またはそれに準じた結果に終わった場所ばかりです。硫黄島だけが特別ではありません。

NHKの番組では、硫黄島だけが特別の玉砕地であるようなナレーションを行っていましたが、この点は誤解を生むのではと気になりました。

戦時中に書かれた山田風太郎の日記によると、日本軍が苦戦する戦場として最初に国民が目にしたのがガダルカナル(1942年)のようです。アッツ島での玉砕(1943年5月)は、日本人に大きな衝撃を与えました。サイパンは「絶対国防線」といわれた島で、この島の陥落(1944年7月)は、島の日本民間人が犠牲になったことも加え、日本にとって衝撃でした。当時の日本人にとっての硫黄島玉砕(1945年2月上陸)は、これらに次ぐ程度の事件だったと思います。

「太平洋の各地で、日本兵がいかに戦い死んでいったか」この点は常に気になっています。大岡昇平の「レイテ戦記」は、

文庫本で3冊の大部です。レイテ島における日本兵の戦闘状況をこれでもかと詳述しています。おそらく大岡昇平には、彼の地で亡くなった日本兵の「自分たちのことを記録に残してくれ」という悲痛な声が聞こえていたのでしょう。その本を読む私にも「自分たちのことを読んで知ってくれ」という声が聞こえてくるようでした。

ルソンも、ガダルカナルも、そして硫黄島も全く同じです。私たちは、戦場で苦しみ抜いた日本人の様子をもっとよく知っておきたいです。

ところで、米軍から見た硫黄島の戦闘です。

米軍が上陸した海岸の砂浜で、米兵は日本軍による砲撃銃撃で大打撃を受けます。前掲のシャロッドによる著書は、砂浜で砲弾を受けて死んでいく米国青年達の姿を克明に描いており、あまりの悲惨さに、私は最後までこの本を読み切ることができませんでした。

米軍はやっとの思いで島の西端にある擂鉢山を制圧し、その山頂に星条旗を掲げます。このときに有名な写真が生まれました。しかし戦闘はまだ序の口だったのです。星条旗を打ち立てようとする写真には6人の米兵が写っていますが、そのうち3人は、その後の戦闘で戦死し、島から生きて帰れませんでした。島の北東に広がる岩山地帯での死闘で、米軍はさらに大きな損害を被ったのでした。日本軍が構築した地下陣地は、それだけ強力だったということです。

この地下陣地に立てこもり、40℃の灼熱と飢えと渇きに苦しみながら何週間も何ヶ月も耐え、最後は火炎放射器で焼き尽くされた日本兵のことを思うと、言葉もありません。

トラックバック

硫黄島

<http://blog.goo.ne.jp/messneko/e/>

05d602b00e412249f8b8be00ad3b4116

【刻まれた記憶 硫黄島の61年】（1）地下壕
…声なき慟哭

東京から1250キロ。自衛隊の輸送機から硫黄島（東京都小笠原村）に降り立った拓殖大4年、地引亮（22）＝茨城県＝は、自らに課した使命を、改めて心の中で反芻（はんすう）していた。

わずか2 ...

NHKスペシャル「硫黄島 玉砕戦」

<http://blog.goo.ne.jp/kyotofr/e/>

5d025cc1aa0868186b923c974f0bad7d

昨夜はNHKスペシャル「硫黄島 玉砕戦 ～生還者61年目の証言～」

こののを見た。硫黄島は東京とグアム・サイパンのちょうど

中間に位置する南の島。太平洋戦争の激戦地としても名高い。

名高いといっても実はほとんど知らなかった。

アメリカでも2万人以 ...

2006・08・11（金）

W杯後遺症

新編成日本代表による最初の試合—トリニダード・トバゴ戦がありました。

翌朝の新聞（私は朝日と日経を目にしています）には、オシムへの讃辞が踊っています。それはいいとして、オシムとジーコとの対比、ドイツ大会代表と新代表との対比が書かれた記事を見ると、なにか胸が締め付けられます。

5月21日にも書いたように、Jリーグ誕生の前後からジーコは私にとって尊敬の対象としてあるので、悪し様に言われるのは聞くに堪えないです。最近のサッカー記者にはそのような思い入れは皆無なのでしょうか。

朝日の記事で、ジーコもオシムも選手の判断力や対応力を大切にする点では共通するが「異なるのは、ジーコ前監督がそれらを植え付ける方法を持たなかったのに対し、オシム監督はあまた持っている点だ」と書いているのは中小路徹記者です。

今になってそんなに悪くいうのなら、ドイツ大会の半年あるいは一年前に「監督交代すべき」という論陣を張って欲しかったです。

私自身、やはり以前5月13日に書いたように、強いのか弱いのかよく分からない日本代表の試合を見て、「何でジーコ退陣の聲が上がらなくなったのだろう」と不思議に思ったものです。そのときは「醒めているからか」との感想を持ちましたが、要するに世の中の空気に迎合していただけなのでしょう。

選手への対応にしてもそうです。4年間のそのときどきの代表戦での記憶がありますから、それぞれの選手に愛着があります。今になって手のひらを返すように悪し様に言う態度が信じられません。

日経の武智某記者は「ドイツ大会の代表選手など見たくない」のような記事を書いていましたが、取材を通じて選手達に親近感を形成できなかったということでしょうか。

取材記者がこんなことでは、選手と記者の間に信頼感など生まれるはずがありません。

昔からオリンピックの会場などで、日本以外の国の選手は取材陣と親しくしているのに対し、日本選手と日本マスコミ陣の間には例外なく不信感が形成されています。日本マスコミの悪弊でしょうね。

ということで、私自身はドイツW杯の後遺症を抱えてしまったようです。素直に代表戦が楽しめなくなっています。

自然に傷が癒えるのを待つことにします。

コメント

だるべん

「空気支配」は変わっていない

内藤さんが私のblogにいらしていただいたので、そのお返しの表敬訪問です(^_^)

私も、ジーコへの報道は、とても不快です。大恩人を貶めています。下品です。いや、感情的ですなあ。まあ、ジーコが好き

だと言うことですね。なんやわからんけれど、ジーコの本が家に多数ありますし。

閑話休題、最近読んでいる山本七平の「空気の研究」（文春文庫）の書かれた昭和52年から、またそこで題材とされている戦艦大和の沖縄特攻の時代から、なんも変わっていないんですね。結局、W杯の結果が出た時点で「空気が変わった」のですね。

それでは、また寄らせていただきます。

ボンゴレ

空気の研究

だるぺんさん、いらっしゃい。

私と同じように感じていらっしゃる方がいるとわかり、安心しました。

最近、ジーコジャパンについては沈黙するか非難するかのどちらかですね。私としては、感情的にならず、きちんと検証して欲しいと思っています。

それぞれの記者が、ドイツ大会の前と後とで豹変したかどうかについては、私には分かりません。それぞれの記者は主張が一貫していた可能性もあります。

A記者は、終始ジーコジャパンに賛辞を送っていた。B記者は、終始ジーコジャパンに警鐘を鳴らしていた。しかし、ドイツ大会前にはデスクはB記者の記事を採用せず、A記者の記事のみを採用していた。ドイツ大会後には、デスクはA記者の記事を採用せず、B記者の記事のみを採用するようになった。

もし以上のようなのであれば、その新聞は態度を豹変しています

が、それぞれの記者は別に豹変していない、ということになります。

.....

2006・08・12（土）

日経記事「弁理士業務拡大」

8月11日日経新聞朝刊の記事です。

「知財保護に弁理士活用 代理人業務を拡大」

――記事の内容――

「弁理士制度改革の主要検討項目」の一覧表によると

○弁理士の業務

水際措置の輸入企業代理

知財訴訟での代理分野拡大

○研修制度

弁理士試験の合格者に実務研修義務化

最新の技術や制度についての定期研修

○特許事務所

有限責任の導入で法人化促進

○試験制度

知財関連学科の学生には一部の科目免除

国際条約関係の試験科目強化

上記一覧表にない内容で記事の中で紹介されたのは・・・

・知財訴訟で、弁理士が単独で代理人を務めることを可能にしたい

・個人経営が一般的な弁理士事務所の法人化を促進（一人法人の意味？）

・弁理士事務所で弁理士資格を持たない従業員に実質業務をさせる「名義貸し」を規制するルールの制定

――以上――

「知財訴訟弁理士単独代理権」はまだ小委員会で議論されていません。

今回どのように決着するのか私が注目しているのは、最後の「弁理士事務所での名義貸し規制」です。

現在の特許事務所の実態はというと、弁理士資格を持たない従業員が明細書を書いています。事務所内での従業員の評価は、「顧客が満足する明細書が書けるか否か」ということのみであって、資格の有無は問われません。資格が必要なのは所長とパートナーだけです。

このような実態について、やむを得なかったなと思うところもあります。

平成一桁までの弁理士試験は、合格者人数が少なかったことに起因し、合格するためにはべらぼうな勉強時間を要求されました。特許事務所に勤めて実務能力が身につく、脂の乗った年代において、何年間も残業を拒否して受験勉強にいそしむなどというのは、はっきり言って本人のためにも事務所のためにも知財業界のためにも無駄です。

結局、無資格のままの特許技術者として生涯を送る人たちが大勢出ているのです。

最近になって試験制度が変わり、合格者も急増しました。私はこの変化を歓迎しています。人生の大事な時期に余計な時間

を使わず、本当に資格を必要とする実務者がどんどん合格するような制度にすべきであって、最近の動向はその方向に向かっています。

そしてその結果として、弁理士の数が急増しています。

私としては、特許事務所に勤務するいわゆる特許技術者が資格を取得することを期待しています。もちろん実務未経験者の合格も増えるでしょうが、それは致し方ないことです。

特許事務所の特許技術者がある程度有資格者になったところで、私は「知財の実質業務は原則有資格者にしかさせない」という方向にシフトすることを願っていました。

今回の「名義貸し規制」がそのような方向に動き出すのかどうか、注目しています。

産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会で7月12日にこの問題が議論されています。

特許庁が準備した資料によると、資格を有する弁理士が、実質的に、補助員に業務を委ねてしまっている結果として、種々の問題が発生しているとしています。そして方向付けとして、

「弁理士法においては、名義貸しを禁止する規定はなく、日本弁理士会の内部規定において名義貸しが禁止されているものの、違反行為に対する制裁は日本弁理士会による戒告等の処分のみであり、刑事罰は適用されない。

こうしたことから、弁理士法においても名義貸しを禁止し、刑事罰の対象とすることを考えるべきか。」

と提案しています。

小委員会の議事録を見ると、弁理士会の神原委員が防戦一方の反論をしています。

「弁理士の管理が不十分で補助者が不始末をするといっても、その数はそんなに多くはないのではないか」

「明確な名板貸しが起これば、それは処罰されなければならない。しかし補助者の問題と名義貸しの関係をもう少し明確に結びつける、そういったところの議論が必要ではないか」

他の委員の賛同は得られていないようです。

コメント

.....

ご参考

最終合格者の平均受験回数

平成 8年 4. 9回

平成 9年 4. 8回

平成10年 5. 0回

平成11年 6. 1回

平成12年 6. 5回

平成13年 5. 3回 ここまで旧制度

平成14年 4. 6回 ここから新制度

平成15年 4. 9回

平成16年 4. 6回

平成17年 4. 4回

ボンゴレ

最終合格者に占める初回受験者数

ご参考さんの主旨はどういうことでしょうか。「平均受験回数

は減っていないから、弁理士試験は決して易しくはなっていない」ということでしょうか。

私は最終合格者に占める初回受験者数に注目しています。

特許庁ホームページで調べられる範囲では、

	合格者中初回受験者数	合格者数
平成12年	9人	255人
平成13年	24人	315人
平成14年	25人	466人
平成15年	49人	550人
平成16年	39人	633人
平成17年	66人	711人

平成一桁時代が分からないのですが、せいぜい数人程度だったと思います。

私の経験でも、平成7年頃、サラリーマンをやりながら勉強1年程度で最終合格に至るのは基本的に不可能だという印象を持っていました。

1回目の受験で最終合格できる人数がこれだけ増えてきたという事実が、試験の実情を物語っているのではないかと思います。

.....

2006・08・13（日）

佐藤優氏控訴審に東郷和彦氏2回目の出廷

元外務省の高級官僚だった東郷和彦氏と、鈴木宗男事件、佐藤優事件との関連については、以前の記事に書きました。

鈴木宗男事件のときに海外に脱出し、その後一度も日本に帰っていなかったのですが、佐藤優氏の控訴審において弁護側証人として出廷するために、はじめて日本に帰ってきました。上に挙げた以前の記事は、第1回出廷時の弁護側尋問について記したものです。

東郷和彦氏の第2回尋問が7月31日の法廷で行われました。検察側の反対尋問が主体で、その後にはほんの少しか弁護側の尋問が行われました。

第2回尋問についても、日暮れて途遠しさんが傍聴し、やり取りの一部始終を記録されています（1、2、3）。第1回の記録（1、2）と同様、貴重な法廷記録となっています。

今回の検察側尋問では、イスラエルのロシア専門家であるゴロデツキー教授を日本に招聘するに際してロシア支援委員会の予算を用いたことについて、その決裁の過程に関して、検察側は東郷氏に根掘り葉掘り尋問します。

我々一般人の目からすると、こんな枝葉末節について、こんなに重箱の隅をつついて、何をくだらない質問をしているんだ、それも居丈高に、とあきれてしまいます。しかし検察もプロですから、あくまで裁判官の心証を「被告人クロ」に持っていくために有効と思って尋問しているのでしょう。

あんな尋問のやりとりで佐藤氏に対する裁判官の心証が悪くなるのだとしたら、何かやりきれないなあ、という気持ちになります。

ところで、検察側のネチネチした反対尋問の後、弁護側が再尋問しています。それが非常にあっさりと終わっているのですね。

日暮れて途遠しさんのブログに、佐藤氏の弁護人をされている弁護士の方がコメントしています。

佐藤氏が問われている背任容疑に関して、イスラエルでの学会に出席した外務省職員についての事実関係を明確にできれば、随分と真実を明らかにできるらしいです。ところが、これら外務省職員に対する尋問は、外務省が裁判所に対して「国家機密に属する」ということで拒否したため、できなくなったそうです。

また、「情報機関の話は相手の了解がない限り死んでも話せないという佐藤さんのポリシーがあり、弁護人としても発言に注意しなければならない」ということです。佐藤氏自身、関係者に累が及ぶくらいなら自分が不利な判決を受けても構わない、というスタンスであり、今回の弁護人による再尋問が少なかった理由もそこにあるようです。

2006・08・14（月）

朝日社説・「侵略」と「責任」見据えて

8月13日の朝日新聞社説は

「『侵略』と『責任』見据えて 親子で戦争を考える」です。

「日本の敗戦で終わった、あの戦争は何だったのか。その責任は、だれにあるのか。いろいろな本を手がかりに、親子で語り合ってみてはどうか。」

「最近、左右のイデオロギーにとらわれずに戦争を直視する本が目につく。」

まずは、松本健一著「日本の失敗」（岩波現代文庫）を挙げています。私はまだ読んでいません。中国への「21カ条の要求」が転機だったと松本氏は見ているようです。

ところで、21カ条の要求が、大隈重信内閣によってなされたことは知って欲しいですね。日本人が尊敬する大隈重信はおっちょこちょいなところがあり、そこを中国による日本非難宣伝に使われてしまいました。

「日本のアジアへの侵略だったのか、自衛の戦争だったのか。今も論争が続いているところだ。」

日本政府、特に内閣の意思に限定すれば、「侵略の意図はなかった」という見方もできます。

ところが、本来は政府の手足であるはずの軍部が、占領地において侵略軍としてふるまってしまい、現地の人々に甚大な苦

痛を与えました。政府の意思に反して勝手に戦争を始め、政府の不拡大方針を踏みにじて拡大を続け、占領した地域で残虐行為が行われても現地司令部はとがめませんでした。

結局、東京裁判でA級戦犯被告となった政府首脳刑事責任のみを追及しても、戦争の真の姿は浮かび上がってこないのです。

アジアの人たちに多大な苦痛と迷惑を与えたことは紛れもない事実であり、それは「侵略」と呼ぶにふさわしい行為だったのですから、日本政府首脳の意思を問題にして個人の刑事責任を問うのではなく、日本全体として実態を明らかにしていく必要があります。

「東京裁判の結果は是か非か」といった狭い範囲の議論は意味がありません。

「いま戦争責任をあらためて問えば、どうなるだろうか。

まず、罪の軽重はともかく、A級戦犯になった人たちの責任は免れまい。」

ここで、「責任」を「刑事責任」と捉えるのであれば、あまり意味がありません。結論は、「罪刑が法定されていないので無罪」となるでしょう。

そうではなく、当時の国際情勢、政治意識のベースに立った上で、できるかぎり真実をつまびらかにし、個人の責任、組織の問題、世論の動向、マスコミの責任を議論していくべきでしょう。

「誰が悪かったか」ではありません。日本国民が、自分が

やったこととして受け止め、一体何が悪かったのかを突き詰めていく必要があります。

「政治家では、軍人以外でただ一人死刑になった広田弘毅元首相よりも、日中戦争を始めた時の近衛文麿首相の方が、責任が重いのではないか。」

日中戦争開始もそうですが、日独伊三国同盟締結もそうです。

三国同盟締結の後、西園寺公望は側近の女達に向かって「これで、もうお前たちさえも、畳の上で死ぬことは出来なくなるだろう」と言って瞑目しました。

山本五十六は原田熊雄に対し、「実に言語道断だ。・・・東京あたりは三度ぐらいまる焼にされて、非常に惨めな目に会うだろう。結果において近衛だのなんか、気の毒だけれども、国民から八つ裂きにされるようなことになりませんか。」と語っています。

昭和天皇語録（富田メモ）では、三国同盟締結時の松岡外相と白取大使の名前が挙がっていますが、「近衛だの」の中に彼らも含まれるかもしれません。しかし、最大の責任者は総理大臣でしょうね。

しかし、三国同盟締結前において、同盟に反対していたのは海軍のみであり、その首脳であった米内海相、山本次官、井上軍務局長は暗殺の危険の中にいました。日本全体が「バスに乗り遅れるな」と三国同盟に賛成していたのです。そのことを忘

れてはいけません。

最後に朝日新聞社説は「天皇や新聞の責任」を挙げています。

明治憲法において、天皇は統帥大権を握っていたのですから、その大権を行使して「中国戦線拡大不可」「日米開戦不可」としなかった不作為の責任はあるはずです。

東京裁判の判決書には、ウェッブ裁判長の別個意見が付されています。この中で、天皇の免責について、天皇を訴追すべきであったとは言わないが（それは自分の仕事ではない）、有罪と認定された被告の刑罰の決定にさいしては、天皇の免責を考慮に入れなければならないとしたそうです。

天皇が責任を問われなかった代償として、A級戦犯の人たちの量刑が重くなったということでしょうか。昭和天皇はどんなお気持ちだったのか、富田メモと引き比べて複雑です。

「新聞も戦争をあおった責任を忘れてはいけない。」

当然です。戦争責任の中で、新聞の責任が一番大きいのではないかとさえ思います。

トラックバック

アジアは「泥の文明」や！

[http://ameblo.jp/jdnrhvulfrmens173654nhy/
entry-10016424849.html](http://ameblo.jp/jdnrhvulfrmens173654nhy/entry-10016424849.html)

日本経済新聞 2006年（平成18年）8月23日

(水曜日) 24面

松本健一 (評論家) 「『泥の文明』世界に問え」
(インタビュアー：浦田憲治編集員)

?

「グローバリズム」や「リベラルな民主主義」
などを掲げて突っ走る米国に対するリアクション
が、テロや貧 ...

2006・08・15（火）

新・拒絶理由通知との対話

「“拒絶理由通知との対話”という名著がある」という話をよく耳にしましたが、すでに絶版ということで、今まで実際に目にしたことはありませんでした。

「弁理」屋むだばなしさんのブログで、改訂版が発行されるという話を知り、さっそく注文してみました。こちらのページから、メールやFAXで注文できます。

370ページにも達する分厚い本であり、まだ途中までしか読んでいません。

8月5日付け日経新聞朝刊に、この本の広告が大きく掲載されていたのにはびっくりしました。

はじめて拒絶理由通知を受け取って、うろたえている人や審査官に対して怒っている人、などを対象とした語り口で話は進んでいきます。

著者が特許庁出身であることから、拒絶理由通知を受けた出願人・発明者が特許庁に対してどのような反応を示すのか、「こんな人もいます」ということでその実態が紹介されます。我々実務家としては、このような生々しい実態には興味があります。

しかし著者の目的は、このようなさまざまな反応を示す人々に対し、本人が不利益を被らないように対応の指南をすることにあります。

そうは言うものの、3800円という価格にしろ、370ページという分厚さにしろ、1回だけ出願して初めて拒絶理由通知もらった、という本人出願の発明者が買える本ではないですね。もちろんそのような人が読んでも十分に役に立ちますが。

この本はあくまで、実務家としてこれから実務能力を磨いていこうという人たちに最も有益な本だと思います。一方、私のように年数だけはベテランの部類に入った実務家にとっても、随所に新しい発見があります。

おもしろいと思った箇所をピックアップしてみると（特29条関係）・・・

「『拒絶理由通知なんて慣れっこだ』というのも困ります。慣れすぎて、対応がおざなりになってしまうおそれが、たぶんにあります。人は、いくらかは怒ったほうがいい」

「審査官は引用文献の参照ページや行を示さないことが多い。しかしあまりこまかに特定すると、出願人はそこだけしか参照しない、という人はよくあるんです」

「出願人が本願発明と認識している発明に対し、クレームが広すぎることに気付かない人が多い。出願人はAという発明をした。しかし審査官がクレームを読むとAともBとも読める。もしも、思いもかけぬヘンな引用例Bがついていたら、それこそが審査官からのシグナルかもしれません。」

「出願人はどうしても、範囲が限定された実施例そのものを

本願発明として、それと引用例とを比べてしまいがちです。」

ぜい肉の多い意見書

「引用例との対比とは無関係に、自慢話や苦勞話が延々と書かれている。審査官は、そんなことはいいから、肝心の引用例との要件や効果の違いを早く知りたい。ところが、それがいつら読んでも書いてない。」

「念のため、特許庁にご足労願ってお話を聞くと、その方は、実は、引用例をまるで読んでおられない、ということも少なくない。」

などなど

コメント

特許男 (壱)

こんにちは、特許男 (壱) です。

なるほど、従前が315頁だったので、2割ほどボリュームアップして+1100円ということですね。自分も購入してみようと思います。いずれにせよ、専門的で難しい書籍が多い中、このような”読み手に優しい” & ”実務に役立つ”本がバージョンアップして再販されるのはありがたいことです。

ちなみに旧版ですが、2,700円の定価に対して中古本で5,000円の値がついたみたいです（アマゾンのがマーケットプレイス）。知財関係の書籍で倍近いプレミアが付くっていうのも珍しいですね。

ボンゴレ

いらっしゃい

特許男（壱）さん、いらっしゃい。

今回は発明協会などの出版社ではないので、書店で購入しづらいのが難点ですね。

特許男（壱）さんのブログも拝見しています。これからもご活躍を期待しています。

特許男（壱）

そうですねー。

早速購入しようと思い、エーバックズームに問い合わせたら、只今増刷中とのことで来週以降の発送になるとのことでした。早くみ・た・い・・・・。

ありがとうございます。お互いに頑張りましょ～！

Pecan

タイムリーな情報をありがとうございました。

早速入手しましたが、大変よさそうです。

.....

トラックバック

新・拒絶理由通知との対話

http://pecan.cocolog-nifty.com/fudge/2006/08/post_1581.html

以前、特許男のブログの記事を読んで、読みたい

と思っていた「拒絶理由通知との対話」が「新・拒絶理由通知との対話」として再版されました。このことは弁理士の日々のボンゴレさんのブログの記事を読んで知りました

事務所の無停電電源

8月14日の首都圏大停電の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

私はお盆休みで杉並の自宅にいましたが、この地域は大丈夫でした。停電の情報を聞き、LAN間接続で自宅から事務所のLANに接続してみたところ、日本橋地区にある事務所も無事配電されているようでした。

私の事務所は半年前、ミラーリングのネットワークハードディスクを導入し、バックアップデバイスとして使っています。

オリジナルのファイルは自分のパソコン内のハードディスクに作成し、1日1回、必要なデータをバックアップディスクに転送しておきます。重要なファイルは、パソコン内のハードディスク、バックアップディスクの2台のハードディスクと、合計3箇所格納されています。

今まで、バックアップディスクの停電対策はとっていませんでした。停電があっても、ハードディスクがクラッシュする確率は低いだろうという考えです。

しかし、停電でバックアップディスク内の2台のミラーリングハードディスクが同時に異常停止するわけですから、同時にクラッシュする可能性もゼロではありません。

今回の大停電に接し、やはりこれは停電対策をきちんとして

おこうと思い立ちました。

私が使っているミラーリングネットワークディスクは、I-OデータのHDLM-250Uです。この製品は、APC社製UPS（無停電電源）に対応しており、停電発生時には、UPSから電源供給を受けながら、ディスクの自動シャットダウンを行うことができます。

調べてみると、APC ES 500が楽天で9500円程度で購入できることが判明し、即購入をかけました。

この電源は、内蔵電池の寿命がカタログで4年ということであり、電池のみ交換することも可能です。

今回のような停電が発生した場合、無停電電源からのバックアップ電源供給時間はせいぜい1分以内ですが、この時間内に電源供給を受けつつディスクのシャットダウンを行うので、無停電電源のバックアップ電源が尽きても、ディスクが異常停止することがありません。

I-OデータのHDLM-250Uは、WOL(Wake on LAN)に対応しています。どういうことかということ、停止したディスクを、LAN上の他のパソコンから遠隔で立ち上げることができるのです。そしてこの操作は、LAN間接続した自宅のパソコンからも操作できます。ですから、長期休暇中に停電でディスクがシャットダウンした場合、どうしてもディスクの内容を自宅から閲覧したければ、復電後に自宅と事務所をLAN間接続し、自宅のパソコンからWake on LANで事務所のディス

クを立ち上げ、その後で自宅パソコンからディスクを閲覧することが可能です。

トラックバック

0d0afc3de1

<http://0d0afc3de1.info>

Finally I found you friend.0d0afc3de138

2006・08・17（木）

靖国神社に対する韓国の考え方

分祀でも靖国参拝容認せず 韓国政府が内部確認

――以下引用――

【ソウル16日共同】韓国の聯合ニュースは16日、小泉純一郎首相ら日本の政治家の靖国神社参拝問題について、A級戦犯が分祀（ぶんし）されても参拝は容認できず、問題解決とはならないとの考えを韓国政府が内部で確認したと伝えた。

韓国政府は15日の小泉首相の靖国参拝に対し「A級戦犯が合祀（ごうし）されている靖国神社」との表現で非難したが、今後は靖国神社自体が「侵略戦争を正当化する」施設であるとの判断に基づき、靖国問題に対応していく姿勢を示したといえる。

韓国の青瓦台（大統領官邸）関係者は聯合ニュースに対し、靖国神社内の「軍事博物館」である遊就館は軍国主義を美化する施設と指摘。分祀した後に政治家らが参拝しても容認できないとし「靖国問題はA級戦犯の分祀では解決できない」と言明した。

――引用終わり――

「A級戦犯の分祀だけでは解決しない」ということですね。

私は靖国神社の遊就館を訪れたことはありませんが、田原総一郎と岡本行夫の対談 での岡本行夫氏の発言、東郷和彦氏「靖国再編試案」 での東郷氏の発言などから、中国、韓国はお

ろか、我々自身にもなかなか容認できない展示場であることがうかがわれます。遊就館をこのままにしておく限り、たとえA級戦犯を分祀したとしても、中国・韓国からの文句は出続けるでしょう。

この点、月刊現代9月号の、東郷和彦氏「靖国再編試案」は、このことをきちんと踏まえています。

「このことによって、先の大戦時の歴史観をそのまま顕示し、軍事博物館に準じる施設を宗教法人が作ってしまった。遊就館で示される歴史観は、日本国民のなかでもコンセンサスがないうし、国際的にはもっとコンセンサスがないう。しかし、政治家はそのことについて何も言えない。憲法20条が盾になっているからです。」

“靖国問題”を語るとき、靖国にまつわる諸々をきちんと把握しておかないで、「A級戦犯を分祀しさえすればいいんだらう」と短絡的に動くと、後から足下をすくわれることとなります。

韓国政府は、良いタイミングで良いことを言ってくれました。

(追録)

「外交」とは何か、「国益」とは何か、から田中行夫氏の発言を記載しておきます。

「靖国神社の展示や主張を見ると、それはブツたまげますよ。明らかに侵略以外の何者でもない満州国について「現在は中国

が支配し東北部と称している」と説明している。南京については「（日本軍が入ったから）南京城内では一般市民の生活に平和がよみがえった」とこう書いてある。こんな歴史観というか過去についての認識は、アジアどこか世界中どこへ行っても相手にされない。」

トラックバック

気になる報道だけピックアップ

[http://s19171107.seesaa.net/article/
22516307.html](http://s19171107.seesaa.net/article/22516307.html)

「靖国問題の本質は戦争指導者分祀では解決せず、分祀だけでは韓国政府は容認できない」という韓国政府の発表について

外交カード『A級戦犯分祀論』終了！

[http://blog.goo.ne.jp/hisa67/e/
b084408a89af7ba7b24e6e9a44c3505a](http://blog.goo.ne.jp/hisa67/e/b084408a89af7ba7b24e6e9a44c3505a)

まずは韓国について2006年8月16日のニュース。

A級戦犯分祀では靖国問題解決できず、政府方針
-YONHAP NEWS-

『 【ソウル16日聯合】政府は靖国神社参拝問題に関連し、A級戦犯が分祀（ぶんし）されたとしても日本の政治指導者による参拝は受け入れられず、問 ...

組織行動の「まずい！！」学

樋口晴彦著「組織行動の『まずい！！』学」（祥伝社新書）
を読みました。

J R 西日本福知山線事故、三菱重工客船火災事故など、記憶に新しいいくつもの事故の原因を探りながら、これらの事故がどのような原因によって大惨事に至ったのかを紐解きます。

著者の樋口氏は1961年生まれ、東大経済出身で警察庁に入り、現在は警察大学校教授として危機管理分野を担当しているそうです。

取り上げられている事例は、

- ・チェルノブイリ原発事故
- ・J R 西日本福知山線事故
- ・三菱重工客船火災事故
- ・スペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故
- ・WBC 誤審騒動
- ・えひめ丸衝突事故
- ・スペースシャトル コロンビア号事故
- ・JCO 臨界事故
- ・クロネコメール便未配達事件
- ・美浜原発蒸気管爆発事故
- ・ボパール化学工場事故
- ・中華航空機墜落事故
- ・六本木ヒルズ回転扉事故

- ・和歌山砒素カレー事件
 - ・不正経理事件
 - ・耐震強度偽装事件
 - ・大和銀行巨額損失事件
 - ・東京女子医大手術ミス隠蔽事件
- と盛りだくさんです。

これだけの内容を新書にまとめているのですから、ひとつひとつについてはそれほどのページ数は割いていません。しかし、内容については貧弱ではなく、必要な事柄がコンパクトに論じられています。

この本を読んで再認識するのは、「安全対策に近道はない」ということです。安全に携わるひとりひとりが、研ぎ澄まされた感性を磨き、細かいことをおろそかにせず、「安全は大切だ」と日々思い出しながら責任を持って仕事をするしかなさそうです。

通常、すべての作業は少しぐらい標準から外れても大事故に至らないような余裕しろを持っています。作業者はそれを知っているので、「この程度標準から外れても大丈夫だろう」とちょっとだけ楽をします。しかしこの「ちょっとだけ」が幾重にも重なり、ある日突然大事故の発生に至るのです。

世の中が注目する事故が発生すると、「その点についてのマニュアルが整備されていなかった」と鬼の首を取ったようにマスコミが書き立てます。今回の流れるプール事故もそうです。

しかし、あらゆる想定事項をすべてマニュアルに記載したら、マニュアルは膨大になり、だれも読まなくなり遵守しなくなります。絶対に守らなければいけない事項がかえって埋もれてしまいます。

三菱重工客船火災事故は、溶接作業者が遵守すべき事項を守らなかったために発生しましたが、その裏側には、あまりにも膨大なマニュアルの存在があったようです。

最近の家電製品の説明書がそうですね。最初の数ページはPL法対応の分かり切った注意が並び、読み手が本当に読みたい内容がどこに書いてあるのかわかりません。

「1件の重大事故の背後には、29件の小事故と、300件のトラブルが存在する」（ハインリヒの法則）が紹介されています。

今回の流れるプール事故がそうです。文部省やプール関係者は最初「特別例外的な事故」のような顔をしていましたが、私はハインリヒの法則どおりに多くの小事故やトラブルが潜在しているだろうと予測していました。

上記「トラブル」を現場では「ヒヤリハット」と呼んでおり、この本でもそのように紹介されています。「ヒヤリとしたりハットした経験は、やり過ぎしたり隠したりせず、職場の共有知識とし、対策を講じることによって大事故を防ごう」という運動です。

この本は、安全に対する入門書でわかりやすいですが、安全に携わるプロが座右の書とするだけの価値もあると思います。この本を何回も読み返すことにより、安全管理の感性が研ぎ澄

まされていくのではないのでしょうか。

2006・08・21（月）

ハル・ノート

東郷和彦元外務省欧亜局長（現米プリンストン大学客員研究員）については、佐藤優氏の控訴審の証人尋問の様子（被告側、検察側）、それに靖国に関する月刊現代の記事（靖国再編試案、A級戦犯合祀問題）について以前書きました。

東郷和彦氏の祖父は東郷茂徳氏であり、太平洋戦争開戦時の外相と終戦時の外相を務めています。東京裁判ではA級戦犯として懲役20年の判決を受け、獄中で病死しました。

東郷和彦氏は、月刊現代の靖国再編試案の中で、太平洋戦争開戦時のハルノートについて記載しています。

「『ハル・ノート』が届いた夜

母が繰り返し話して聞かせたのは、1941年12月、『ハル・ノート』が到着した日の夜の暗さでした。当時、東条内閣の外相だった祖父は日米開戦を回避するべく奔走していました。陸軍と中国からの撤兵をめぐる激しく議論を繰り返す一方で、米国への和平工作として、甲案・乙案の交渉条件を出した。甲案は中国からの日本の撤退を含む長期的合意案で、甲案が成立しない場合の代替案として、日本の南部仏印からの撤退と、アメリカの石油の禁輸措置の中止を内容とする乙案を提示しました。

・・・

しかし、交渉の席に着くかと思われた米国は、甲案・乙案ともに蹴り、最後通牒とも言える『ハル・ノート』を日本に突き

つけた。この日の夜、帰宅した祖父の落胆ぶりは傍らでみていて沈痛なものがあり、本当に暗い夜だったと母は何度も述べていました。」

日本大百科全書で「ハル・ノート」を引くと、

「太平洋戦争直前の日米交渉末期、アメリカ国務長官ハルC. Hullにより日本側に手交されたアメリカ側対案。1941年（昭和16）11月20日の日本の野村吉三郎大使による打開案に対する回答として26日（日本時間27日）提示された。内容は、日本の中国および仏領インドシナからの全面撤兵、重慶を首都とする国民党政府以外のいかなる政権をも認めないことなど、きわめて非妥協的な要求をもつ対日要求であり、この文書の提出によって、日米交渉は事実上終止符を打たれた。日本側はハル・ノートをアメリカの最後通告とみなし、12月1日の御前会議では、日米交渉の挫折を理由に対米英蘭開戦を決定した。」とあります。

日本政府は昭和16年11月当時、米国との間に困難な日米交渉を展開すると同時に、政府部内では、軍部を中心とする開戦派とそれに反対する和平派が激しくやりあっていましたが、ハル・ノートを受けて和平派は万事休す、政府の方針は一気に開戦に傾きました。

私の全体感では、

日中戦争の泥沼化から日独伊三国同盟を経て、日米開戦に向けて日本が坂道を転がりかけていた時勢の中で、昭和16年11月当時、転がり落ちようとしている石を和平派がなんとか食

い止めていた。そこに到着したハル・ノートは、最後に残ったつかい棒をいとも簡単にへし折り、石は谷底に向けて転がり落ちることになった、

と、そのように理解しています。

つまり、日米開戦の直接の引き金を引いたのはアメリカだと。

ところで、米国は日米開戦を望んでいなかったか、あるいは日本の対米開戦が寝耳に水だったか、ということとんでもありません。

アメリカは昭和16年末の当時、日米開戦を決断していました。何らかのきっかけで日本に引き金を引かせ、それに応じて日米戦争を開始するつもりだったのです。ただ、開戦の時期としては、米国海軍が「あと数ヶ月は準備が必要」と主張したこともあり、昭和17年に入ってからのものでした。ところが11月26日朝（アメリカ時間）、どこからか何らかの連絡が米国政府に入り、その結果、突然上記のハル・ノートを日本に突きつけることに決したようです。その連絡内容については未だに非公開情報とされています。

ハル・ノートの手交によって日本が対米開戦するだろうことを米国は予期していたはずで、ただし日本海軍航空部隊がハワイの真珠湾攻撃をかけてくるとまでは（おそらく）予想できなかったのでしょう。

いずれにしろ、以上のようないきさつを考慮すると、日米開戦時にたまたま外相だった東郷茂徳氏をA級戦犯として懲役20年の刑に処したのは??と言わざるを得ません。

ただし、今読んでいるパル判決書はまだ日米開戦時の論証まで読み進んでいないので、そこまで読んだらまたコメントすることとします。

たまたま吉田茂著「回想十年」（中公文庫）を読み返していたら、ハル・ノート関連記事がありました。

外務官僚だった吉田茂氏は、昭和11年当時、駐英大使でした。日本政府は日独防共協定を締結する肚を決め、在外大使の意見を徴することになりました。他の大使がすべて賛成した中で、吉田大使のみは断固反対を通します。その後、昭和14年に外務省を退き、終戦後まで浪々の身となります。

米国からハル・ノートが手交されたとき、東郷茂徳外相経由で吉田茂氏にハル・ノートが届けられます。吉田氏の義父である牧野伸顕伯に見せてもらいたいとの主旨でした。

ハル・ノートを見た吉田氏は、

「（米国の）実際の肚の中はともかく、外交文書の上では決して『最後通牒』（ultimatum）ではなかった筈だ。私はあらためて東郷外務大臣を訪ね、牧野伯の言葉を伝えると同時に、執拗にノートの右の主旨をいって、注意を喚起した。私は少々乱暴だと思ったが、東郷君に向かって『君はこのことが聞き入れられなかったら、外務大臣を辞めるべきだ。君が辞職すれば、閣議が停頓するばかりか、無分別な軍部も多少は反省するだろう。それで死んだって男子の本懐ではないか』とまでいったものだ。」

と書いています。

たとえ吉田茂氏が主張するような行動をそのときとって開戦

が回避されたとしても、米国は少なくとも数ヶ月後には日米開戦する肚を決めていたのですから、単に開戦が数ヶ月延びたという結果しかもたらされなかったでしょう。

2006・08・23（水）

事務所の無停電電源(2)

注文していた無停電電源(APC ES 500)が届きました。8月16日に報告したとおり、事務所のデータバックアップに使用しているミラーリングネットワークハードディスク（I-OデータのHDLM-250U）の供給電源として使います。

購入した電源とネットワークハードディスクとの間を、電源に付属していたUSBケーブルで接続します。何らかの設定が必要なのではないかと想定していたのですが、何ら設定は必要ありませんでした。

パソコンからネットワークハードディスクを閲覧すると、UPSの状況を見ることができます。バックアップ電源の充電状況、電池での作動可能時間などが、すべてここから監視できます。

商用電源停電時のハードディスクの動きについても、このページで設定できます。デフォルトでは、商用電源が停電してバッテリー作動になった後、5分後にハードディスクが自動シャットダウンする設定になっています。

試しに電源のコンセントを抜いてみました。ハードディスクには「商用電源異常、バッテリー作動」が認識され、その5分後には確かにハードディスクがシャットダウンしました。

これで、事務所に停電があったとしても、データバックアップ用のミラーリングハードディスクは正常にシャットダウンす

ることができます。

なお、前報では無停電電源のバッテリー作動時間を1分と書いていましたが、私が時間の単位を見間違えていました。約1時間の作動です。

トラックバック

fb91720cf2

<http://fb91720cf2.info>

Finally I found you friend.fb91720cf291

2006・08・24（木）

弁理士の変貌

私が弁理士試験に合格したのは平成7年ですが、それ以降、弁理士試験は様変わりしています。

- (1) 論文必須科目が5科目から3科目に
- (2) 論文選択科目が条件次第で免除に
- (3) 論文必須科目の試験問題が、1行問題中心から事例問題中心に
- (4) 合格者の数が112名（平成7年）から711名（平成17年）に

上記のような制度変更により、合格する弁理士の傾向がどのように変化したのかあるいはしていないのか、という点に興味がありますが、私は最近合格された方と交際がないので、よくわかりません。

所長Hさんのブログで、貴重なコメントがありました。

――引用開始――

私が合格した当時（1981年）と比べると…

最近の弁理士は、

- ①法律の勉強蓄積量は最近の方が少ない
ですし、
- ②あやふやな条文知識の人が多い
ですが、
- ③基礎的なポテンシャルが高く、

④長年の受験生活で疲れていなくて、

⑤研鑽意欲と向上心に燃えている、

ので、

私が合格した当時の弁理士よりも期待できます。

――引用終わり（丸数字は私が付けました）――

なるほど。

そのようにお聞きすると、そういうこともあるだろうという
気になります。

特許庁ホームページで平成17年度の合格者統計を見ると、
平均受験回数は3.39回で昔とあまり変わりませんが、受験回数
「初回」での合格者が66名と非常に大人数となっています。
短い勉強時間で合格に至った人が大勢いることが分かりま
す。その結果として、上記①②④の印象が生まれるのでしょ
う。

6月16日第2回弁理士制度小委員会の配付資料、委員の発
言によると、

「論文式試験については、短答式試験と異なり、必須科目や
選択科目に関する知識等を判定するものではなく、法律や事実
に対して適切な理解力を有しているか、これらに基づいて論理
的な思考能力、判断能力、問題解決能力が備わっているかを判
断することを目的としている。」

のですね。

ところで、法律に関する深い知識であれば、勉強時間に比例

して知識は深まります。正しい勉強方法という前提ですが。一方、論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力については、勉強時間が増えるほど備わる、というたぐいではなく、むしろ各個人の持って生まれた能力に左右される方が大きいでしょう。

上記のように、現在の弁理士試験において、知識は短答式試験で十分であり、論文試験は論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力を試すというのであれば、勉強時間の多さでカバーできるのは短答式試験のみであり、論文試験は持って生まれた論理力が試されるということになります。

そのような試験を経て合格した弁理士であれば、上記③の印象に納得がいきます。

そして印象④については、私が弁理士試験の最近のやり方を肯定する最大の理由です。③④があるからこそ、印象⑤に結びついているのでしょう。

昔、弁理士試験を受けるのは、特許事務所に就職して特許技術者を本職とするものが、必要に迫られて受験するものだったと思います。もしそうであれば、弁理士集団を特徴づけるものがあるとすれば、「なぜ特許事務所に就職したか」という点にその根拠があったはずです。

一方、最近では、どのような人が弁理士受験生となるのでしょうか。バブル崩壊後の超氷河期において、優秀な人材も資格指向となり、頭が良ければ短期間受験で合格できる資格に変貌した弁理士に着目し、優秀な未経験者が受験するようになった、ということであれば、所長Hさんの印象とも合致します。

弁理士界がこれからどのように変貌していくのか、楽しみです。

ところで、私が受験した頃の弁理士試験は、「合格するにはきわめて大変な思いをしなければならないが、正しい努力を続けさえすればいつかは合格する」という試験でした。「勉強しなければ受からないが、勉強さえすれば受かる」という点では公平でした。

最近の試験が、「地頭が良くないといくら努力しても受からない」「地頭が良ければちょっとの勉強で受かる」という試験に変わっているのだとしてら、それはそれで困ったものだと思います。努力の末に優れた実務能力を身につけた実務家が、世の中にはたくさんいるでしょうから。このような方達が合格しづらくなっているとしたら、問題です。

2006・08・26（土）

風の男 白洲次郎

青柳恵介著「風の男 白洲次郎」（新潮文庫）を読みました。



今まで、白洲次郎という人の名前は全く知らなかったのですが、最近では色んなところに彼の名前が出現しているようですね。最近、彼に関して何かあったのでしょうか。

私はたまたま本屋で偶然にこの本を手にし、読み終えたところです。

現代用語の基礎知識によると、

「白洲次郎は1902（明治35）年兵庫県生まれ、85（昭和60）年没。イギリス・ケンブリッジ大学を卒業し、商社で働いていたときに知り合った吉田茂元首相の要請をうけ、終戦連絡事務局参与としてGHQとの折衝にあたる。GHQから「従順ならざる唯一の日本人」とよばれ、誰に対しても自分の信条を貫く生き方が注目を集める。妻の正子は1910年東京生まれ、98年没。華族の家に生まれ、14歳のときに能の舞台に立つ（女性初）。古美術や古典文学など文化に通じ、数々の随筆を残した。「夫婦円満の秘訣は一緒にいないこと」といい、

お互いの領域を尊重しつつも長く強い結びつきを維持し続けた夫妻は、「理想の夫婦像」として人気が高い。2人が晩年を過ごした東京・町田の武相荘は現在一般公開されており、その暮らしぶりをしのぶ人々が数多く訪れている。」とあります。

今回読んだ本は、白洲次郎氏没後1年、故人の関係者から「語録を出そう」との声が上がり、未亡人の正子さんが依頼して、国文学専門家の青柳恵介氏が取材し、できあがった本であるようです。

もともと裕福な家庭に生まれ、ケンブリッジに留学して奔放に暮らしていましたが、実家が没落して日本に戻ってきます。それからいろいろな会社の役員として世界を飛び回り、イギリスでは駐英大使の吉田茂と懇意にし、日本大使館を定宿とします。

昭和15年、次郎38歳の時でしょうか、仕事から退いて小田急沿線の鶴川村に引きこもります。このまま行けば日本が世界大戦に巻き込まれるのは必定で、戦争になればいずれ東京は爆撃に遭い、必ずや日本は戦争に敗れる。そうして食糧難に陥るであろうと白州は予見し、東京の家を引き払って鶴川村に五千坪の土地を求め、百姓をはじめます。

昭和15年といえば日独伊三国同盟締結の年です。朝日社説・「侵略」と「責任」見据えてで紹介したように、三国同盟締結のときには、西園寺公望、山本五十六が、戦争の勃発と東京の焦土化、日本の敗戦を予測しています。白洲次郎も同じように予測したと言うことでしょうか。

上記の現代用語の基礎知識に出てくる武相荘が、鶴川の住まいであるようです。

戦争が終わった昭和20年12月、幣原内閣の吉田外相の要請で、白州は終戦連絡事務局の参与として公職に就くことになります。21年3月には終戦連絡事務局の次長に就任し、以後ほぼ占領の全期間中GHQ当局との交渉に当たることとなります。

昭和21年2月13日、GHQ民政局のホイットニー准将らが麻布の外務大臣官邸を訪れ、吉田外相にGHQによる日本国憲法草案を手交した際、白州次郎も立ち会います。

英語の草案を、白州氏と外務省翻訳官の小幡薫良氏が二人で、二泊三日で日本語に翻訳します。

天皇の地位に関する草案の「シンボル・オブ・ステーツ」について、

「白洲さん、シンボルというのは何やねん？」

「井上の英和辞典を引いてみたら、どや？」

「やっぱり白洲さん、シンボルは象徴や」

こうして「象徴天皇」が生まれました。

当時、商工省の外局として貿易局がありましたが、貿易局を商工省に合体し、通商産業省を発足させる際、白洲氏が陰でリーダーシップを取ったと言うことです。

また電力再編についても尽力し、電力事業を9の電力会社に分割する案が成立すると、49歳で東北電力の会長に就任します。

そして昭和39年、57歳で東北電力の会長から退きます。鶴川村の一農夫に立ちかえり、政財界の表舞台に立つことはほとんどなくなります。

軽井沢ゴルフ倶楽部の理事長としてはワンマンぶりを発揮します。

雑誌ゲート9月号「ゲートだけが知っている軽井沢」特集の中に、軽井沢で別荘建築を手がける小林淑希氏の記事が載っています。小林氏が工事請負で軽井沢ゴルフ倶楽部の工事を行った際の白州氏との邂逅について語っています。

白州次郎氏がポピュラーな人なんだというのをこの雑誌の記事で知りました。

2006・08・28（月）

弁理士受験グループのオフミーティング

私は、以前報告したように、弁理士受験生時代（平成5～7年）の大部分を中国地方で過ごしました。受験機関の講座（通学）にもゼミにも参加できません。まだインターネットは始まっていません。

そこで、通信の講座を受講すると同時に、パソコン通信の弁理士受験フォーラムで疑問点を質問し、ゼミの代わりとしていました。NIFTY-Serveというパソコン通信が提供しているフォーラムの中にFLICというライセンスフォーラムがあり、弁理士受験会議室が開かれていたのです。会議室の議長・副議長が有資格者であり、受験生の質問に親身に答えてくれます。

私は、FLICをフル活用して平成7年の合格に至りました。その後1年間、お礼奉公として副議長も務めました。

パソコン通信が終了したのに伴い、FLICも消滅しました。

同じく受験生時代にFLIC利用者であり、弁理士合格後に議長団を務められただるぺんさんから、ご連絡をいただきました。FLICの跡を継いだ受験生グループが今も健在であり、そのグループのオフミーティングがあるから参加しないか、というお誘いでした。

私自身、最近は何れも弁理士受験界と全く縁がないので、最近の状況を知りません。知りたいと思っていたところなので、よろこんで参加させていただくこととしました。

最近の弁理士受験事情をよく聞いてこようと思っています。

2006・08・30（水）

中国が仕掛ける遊就館戦争

文藝春秋9月号にジャーナリストの富坂聰氏が「中国が仕掛ける遊就館戦争」という記事を書いています。

民主党の浅尾慶一郎参議院議員の話として、

「日本に駐在する各国外交官の間で、昨年未頃からなぜか靖国神社見学がブームになっています。それも目的は本殿ではなく遊就館。明らかに日中の対立を意識したもので、何らかの働きかけがあったことは想像できます。そして問題はこれが効果を生んでいること。米国大使館の外交官の一人は、遊就館の展示物を見てかなり驚き、『中国が怒るのも無理はない』との感想を漏らしたと聞きました。」と紹介しています。

「この遊就館を見学すれば日本の歪んだ歴史観がわかると、駐日外交官たちに宣伝したのが実は中国大使館であるとの噂は根強い。昨年未から靖国参拝への厳しい論調が海外で目立つのは、この工作が奏功したからという見方もある。」

そんな動きがあったのですか。

東郷和彦氏が月刊現代9月号の「靖国再編試案」で、わざわざ遊就館を採り上げ、

「このことによって、先の大戦時の歴史観をそのまま顕示し、軍事博物館に準じる施設を宗教法人が作ってしまった。遊就館で示される歴史観は、日本国民のなかでもコンセンサスがななし、国際的にはもっとコンセンサスがななし。しかし、政治家は

そのことについて何も言えない。憲法20条が盾になっているからです。」

と論じています。

また韓国政府が、

「韓国の青瓦台（大統領官邸）関係者は聯合ニュースに対し、靖国神社内の「軍事博物館」である遊就館は軍国主義を美化する施設と指摘。分祀した後に政治家らが参拝しても容認できないとし「靖国問題はA級戦犯の分祀では解決できない」と言明した。」

とコメントしました。

なんで急に遊就館がこんなに注目を集めるようになったのか、不思議に思っていたのですが、そういういきさつがあったのですね。

田中行夫氏が、

「靖国神社の展示や主張を見ると、それはブツたまげますよ。明らかに侵略以外の何者でもない満州国について「現在は中国が支配し東北部と称している」と説明している。南京については「（日本軍が入ったから）南京城内では一般市民の生活に平和がよみがえった」とこう書いてある。こんな歴史観というか過去についての認識は、アジアどころか世界中どこへ行っても相手にされない。」

と書いているくらいですから、やはりだいぶ偏った展示になっているのでしょう。

日本国内では遊就館について全く話題になりませんが、このまま放っておくのは大問題です。

憲法の政教分離で政治家や行政は遊就館の展示に口出しできないのしょうから、世論で動かしていくしかありません。遊就館の現在の展示が日本の国益を損なっていると論じ、靖国神社に理解してもらい、展示内容を変えてもらうよう、努力しましょう。

コメント

.....

Pecan

ソフトブレン会長の宋文洲氏が遊就館を訪問してショックを受けた旨の記事（7月4日付）を日経 b p オンラインに寄せており、200件近くのコментарが寄せられるなど、大きな反響を呼んでいます。

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20060704/105680/>

彼のビジネス関係のコラムは時折読んでいたので、いきなりの内容で驚きました。私は靖国神社に行ったことがありませんし、遊就館の存在も知りませんでしたので、コメントできる立場にはありませんが、誤解を与える展示内容があるのならば、見直したほうが良いのかもしれない、と思います。

ボンゴレ

遊就館

Pecanさん、コメントありがとうございます。

靖国神社の成り立ちは、死者の霊を慰める宗教施設というより、政府軍のために戦って亡くなった英霊を顕彰する施設であり、名称も招魂社といました。

それが靖国神社と名を変え、戦後は宗教法人となったことで、死者の慰霊と顕彰とがごっちゃになってしまっているのですね。

このねじれを解きほぐすことは並大抵ではないと思いますが、少なくとも日本の国益に反するような展示は止めてもらわなければ行けませんね。

.....

弁理士の日々 2

<http://blog.goo.ne.jp/bongore789>

著 者：内藤俊太

印刷・製本：欧文印刷株式会社

<http://www.obun.jp/>



200710130043-020-8DBEA1

英数字が90度回転しない
ようにするには....

お申し込み画面の「書籍
のタイトル」と「著者名」
を入力するときに全角文
字で入力してください。

<英数字を半角で入力した場合>

子育て日記 VOL. 2

▼
子育て日記 VOL. 2

<英数字を全角で入力した場合>

子育て日記 VOL. 2

▼
子育て日記 VOL. 2

背表紙は左のようになります。
半角英数字を使用している場合は半角英数字だけ90度回転した状態になります。
なお製本サービスをご利用の場合、総ページ数が一定のページ数（120〜140
ページ前後）に達しない場合は背表紙に文字は入りません。ご承知おきください。